

雜貨	一七三、八三五・八九
未達品	三八九・〇六
ゴム靴原料	七、二四六・四八
現金	三、三五〇・二五
合計	四、八七四、二四五・八二

  

合計	四、八七四、二四五・八二
----	--------------

五、事業の状況 (昭和六年度)

連年に互り深刻なる経済不況は、本年に入りて更に拍車を加へ前途暗澹として逆睹することを得ず、殊に農村方面に於ては主要農産物其他生産物の激落に依り收支償はず、肥料は勿論其他生活必需品の購買力殆んど減退して極度の窮乏に沈淪し、全く農村恐慌を現出した。従て其の影響は地方聯合會並組合の經營上に波及し、總て本會事業上に於ても幾多困難に遭遇したのであつたが、此間常に細心の注意を拂ひ之に善處し、地方系統機關と一層緊密なる協調を圖り、全國的機關としての使命の遂行に努めたる結果、本事業年度間殆んど豫期の成績を収め得たのである。

出資の増加

本會出資總額は逐年其の數を増加しつゝありて本年度内會員數に於て一、〇九二、出資口數に於て一、九八八口を増加し、

年度末に於ては所屬聯合會及組合の總數四、八七七、出資口數七、七九五口、出資總額參百八拾九萬七千五百圓に達した。前記の外、年度末に於て手續中のもの三百二十五口あるを以て之を合すれば出資總額四百六萬圓となり、尙昭和七年改正法律實施せられたる場合は、購買組合聯合會は全産業組合の加入を認められ、且つ取得口數の制限を擴張せられたる結果、今後本會々員及其の出資口數は著しく増加を見るに至るべく、當初豫定せる出資總額五百萬圓に到達することは敢て困難でない見込である。

出張所、駐在所の設置

事業の普及及分量の増加に備へむが爲、昭和七年二月富山縣新湊町に伏木出張所を、新潟市に新潟出張所を設置し、伏木出張所に於ては肥料工場、新潟出張所に於ては築港縣有地とする魚肥其他の肥料を、新潟出張所に於ては築港縣有地を無償借入れ、貳百九拾九坪の倉庫を建設し、之を以て新潟港集

散魚肥、大豆粕、其他貨物の配給事業を行ふこととし、且同様の目的を以て鳥取縣境港に駐在所を設置した。更に滿洲特産品、就中大豆油粕に關する商況を明にするため、昭和六年十月より大連市に駐在員を置き、大泊町には漁期間、尾道市には肥料配給最盛期間、各臨時駐在員を派遣する等、夫々事業の進展に備へた。

肥料工場の設置

九州地方並に北陸地方に於ける情勢に鑑み肥料工場設置の急務なるを認め、本年度政府より助成金の交付を受け、左記の通り配合肥料工場を設置した。其の規模は

門司工場	一、二二坪
敷地	二六四・五坪
倉庫	二一〇坪
其他	一四六坪

にして敷地購入及建築費並設備費に十二萬五千三百五十三圓餘を支出した。本工場は一ヶ年の配合肥料製造能力三十萬噸であつて、九州地方に於ける本會事業上一大威力を加へた次第である。

伏木工場

敷地 一、一〇〇坪  
伏木港築港埠頭富山縣有地を無償借入を爲したるものなり

工場	二〇〇坪
倉庫	四四三・三坪
其他	九〇六・五坪

にして建築並設備費に九萬二百三十九圓餘を支出した。本工場の一ヶ年配合肥料製造能力は二十五萬噸にして一面擴大なる倉庫を利用し魚肥配給の中心根據地と爲す計畫である。

飼料工場の設置

本年關稅改正に伴ひ包米、高粱等の概ね養鶏飼料に供用せらるゝ輸入農産物に對し著しく高率の關稅を課せらるゝこととなつたが、本會に於ては其の着色操作に依り之を無稅とするの特典を附與せられたるを以て目下横濱、名古屋、神戸の三ヶ所に着色工場設置中で、就中横濱工場には配合飼料工場を附設し養鶏飼料配給を合理化する目的を以て之が施設を進捗せしめつゝある。

ゴム靴工場の設置

購買事業に於て取扱ふ物品の概ねは其の理論に於て自己生産を理想とすべきであるが、一般經濟情勢に於て必ずしも之を有利とせざるもの不尠、且本會資力に於ては未だ到底之を解決するに至難なる事情にあり、乍らゴム靴及運動靴は最近其の取扱數量著しく増加し、且工場經營採算上相當有利なる確信を得たので種々攻究調査の結果、本年七月神戸市に於て工場を借入れ、全く本會直營に依り生産を開始し、爾來順調

に作業を繼續しつゝある。是れ、産業組合自己生産の嚆矢とすべく本會取扱物品中茲に自己生産を以てするものあるに至りたるは本懐とする所である。

宣傳情報事業

政府より囑託を受けたる宣傳情報事業は大體前年度事業を繼續し、東京、大阪兩事務所に於て専ら肥料配給改善事業の趣旨の普及を圖ると共に電報又は電話を以て肥料の市況其の他情報を他の聯合會に通報し事業經營に資してゐる。更に産業組合中央會に委託して全國十六府縣六十四箇所に於て講演會を開き購買事業の奨励を行ひたる等、愈々系統組織の擴充に努むる所があつた。更に七年度に於ても産業組合中央會の樹立せる擴充五ヶ年計畫に策應して、道府縣聯合會が計畫せむとする施設中、地方事情に適應するものに對しては相當の助成を行ひ、未設置町村に對する購買組合の設立、組合加入の奨励、其の他購買組合の進展を策する計畫である。

事業の狀況

本年度に於ける所屬聯合會及組合に賣却したる物の價額は肥料及雜貨を合し一千九百二十六萬二千二百三十四圓にして之を前年度に比すれば七百六十一萬七千三百三十七圓一錢即ち六割五分強に達するの増加を示した。今之を肥料及雜貨に大別して其の取扱狀況を述べれば左の如くである。

肥料

客臘突如として金輸出禁止斷行せらるゝや對米爲替相場の暴落と、インフレーション政策に對する期待と相俟つて諸物價遽に騰貴し、就中原料の過半を海外に仰ぐ肥料界に於ては連日連騰遂に五、六割の爆發相場を現出し、近來なき取引殷盛を極めた。然れども物價騰貴は殆んど農産物に及ばざるを以て農家購買力は依然として振はず、遂に各肥滯貨の山を築き、金融逼迫と共に前記の熱狂相場は本年三月に至りて全く冷却し一齊に之が崩落を見るに至つた。如斯難局に處し本會は特に注意して政變、暴騰前に相當多數の配給を爲し、歳末、年初に於ては極力配給を警戒し、暴落に善處したるを以て大體に於て高價時期を回避し合理的の配給を爲すを得たるは最も幸とする。肥料配給改善事業を以て樹てる第二年度に於ては別表に示すが如く數量に於て三十五萬餘噸、金額に於ては七百餘萬圓、之を前年度に比較すれば、數量、金額共に六割五分の激増を見た。今之れを種類別に見るに單一肥料として配給したるもの及配合原料に供したるものを合し大豆粕九萬五千餘噸、過燐酸石灰八萬餘噸、硫酸アンモニア六萬餘噸、魚肥、豐年撒豆粕、石灰窒素共に二萬餘噸、硫酸加里一萬餘噸等にして、内配合肥料として配給したるものは四萬八千餘噸に達した。更に之を地方別に見るときは、福岡、愛知、長野、靜岡、宮城、山口の諸縣は各々一萬五千噸、兵庫、福井、香川、鳥取、福島は各々一萬噸を突破し、全國に互り

年次事業進展の跡歴然たるものがある。

昭和七年度に於ては既に五十一萬噸の配給計畫を樹て、所屬聯合會との協定を終り着々之が實現に向て努力中である。尙輓近家畜飼料の重要性に鑑み、是が取引改善の急務なるを痛感せるを以て取り敢へず昨秋末より單一飼料の配給を開始せる處偶々關稅改正せられたるを以て、着色工場及配合工場を建設し合理的配給を行ひ、農家經濟の助長に資する計畫を以て目下進捗中である。

雜貨

雜貨取扱に關しては良質廉價をモットーとして消費經濟の助長に努め、春秋二回に互り雜貨普及デーを催し、或は三月六日、産業組合記念日を中心として特製品普及デーを行ひ極

力組合員の購買力の集中を圖つた。而して一面漁村方面に對しては新に發動機船用重油の配給を開始し、更に取扱物品の自己生産の端緒として先づゴム靴工場の經營を開始せるが如く、本年度に於て新生面を開いた。斯くして所屬聯合會及組合の利用愈々増加し雜貨事業として賣却總額二百十五萬餘圓に達し、之を前年度に於ける一百二十三萬餘圓に對比するときは増加率實に七割五分に達し特に地下足袋、ゴム靴、メリヤス、學用品類等の重要品目は孰れも前年度の倍額以上の配給高を示してゐる。昭和七年度に於ては特に本會五大取扱主要品目を中心として道府縣聯合會と協調し一層の躍進を策し消費經濟の改善に貢献せむとしてゐる。

六、買入又は賣却したる物の數量及價額

種 目	前 年 度 末 現 在		本 年 度 買 入		本 年 度 賣 却		本 年 度 末 現 在	
	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額
大 豆 油 粕	五三、四二〇	一、八六・九三	九五、八八二	四、五〇、三七・六三	八八、〇四七	三、七九・八八	六三、九五四	三、二五〇・一〇
大 豆 粕	一、九三〇	八九・八〇	二四、〇〇三	一、九〇、〇一・六	三三、四九〇	一、二九・六六・六	三三、七九三	二、〇三・二四
雜 植 物 粕	五七、四〇〇	二、三三・五三	六、四九六	四、〇〇、三六・八九	六、〇七〇	四、二一・七五・六三	四九、一六	二、六六・一七





石 福 山 長 岐 靜 愛 三 滋 京 大 兵 奈 和 島 島 岡 廣 山

歌

川 井 梨 野 阜 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口

四、九五七・四〇	二六二、〇一一・二四	二〇、一〇五・二一	二八二、一一六・四五
一二、七五五・二〇	五六六、七七五・一四	二二、三〇七・九二	五九〇、〇八三・〇六
四、三八三・五二	二〇七、二八四・四七	四九、四五〇・〇九	二五六、七三四・五六
一六、七五六・二八	七九七、七五六・七四	三四四、八〇一・三四	一、一四二、五五八・〇八
四、五三一・八〇	二〇八、五五八・〇五	二五、〇六二・七七	二二三、六二〇・八二
一五、七八一・八四	七二二、〇二四・七一	一二九、九九二・一三	八五二、〇一六・八四
一七、一三五・五〇	七八二、二四六・三六	一九、六二〇・〇一	八〇一、八六六・三七
六、五一一・一〇	三三四、九四九・八三	三六、四九五・二〇	三七一、四四五・〇三
六、四三六・九〇	三二四、五五四・二四	三五、一六〇・八五	三五九、七一五・〇九
七、六一二・六〇	三六五、三〇二・一二	四二、三〇三・八七	四〇七、六〇五・九九
五、〇四九・二〇	二七九、六八四・二八	一一、三〇五・六三	二九一、九八九・九一
一三、四二四・九〇	六七九、八六一・五四	四〇、二八七・〇二	七二〇、一四八・五六
五、〇六〇・一〇	二四六、〇九四・三七	一六、八三〇・四二	二六二、九二四・七九
四、〇八二・三〇	二二六、一三六・六三	三七、八四二・一九	二六三、九七八・八二
一一、八三二・八〇	五三〇、九九三・三五	六四、九六六・七〇	五九五、九六〇・〇五
四、七二一・五〇	二二六、五四三・四一	二九、二九二・七一	二五五、八三六・一二
六、四三六・二〇	三〇三、八二四・六一	一六、五九〇・六二	三二〇、四一五・二三
八、〇一〇・四〇	四一一、七〇一・〇六	四六、六九一・八一	四五八、三九二・八七
一四、四七〇・〇八	七〇二、五四四・七二	六五、〇九七・〇九	七六七、六四一・八一

北 青 岩 宮 秋 山 福 茨 栃 群 埼 千 東 神 新 富

奈

道 森 手 城 田 形 島 城 木 馬 玉 葉 京 瀧 山

道府縣名	噸數及金額		雜貨賣却金額	賣却金額合計
	噸	金		
北海	九、七八七・七四	五二四、七七六・六五	七九、三五四・六七	六〇四、一三一・三二
青森	七、一五二・五〇	三四三、九〇四・三八	五一、七〇九・四〇	三九五、六一三・七八
岩手	八、五五〇・九七	四〇五、三五二・七二	八六、一一一・五二	四九一、四六四・二四
宮城	一五、五九六・八三	七七五、九三四・六八	四九、六七〇・九五	八二五、六〇五・六三
秋田	九、八七五・四二	五〇三、二七九・七〇	四三、〇〇九・〇三	五四六、二八八・七三
山形	八、二二五・〇〇	三九四、二八〇・四六	三二、七〇八・二九	四二六、九八八・七五
福島	一〇、二七一・九〇	五二五、八六五・〇九	一一七、〇五二・八〇	六四二、九一七・八九
茨城	七、三〇〇・〇一	三六六、九四六・四三	一三、八六四・一九	三八〇、八一〇・六二
栃木	七、八八七・一六	四〇一、三三一・六一	二九、九三三・八七	四三一、二六五・四八
群馬	三、三五八・八四	一六一、四三三・六五	二五、二七一・二二	一八六、七〇四・八七
千代田	七、五五五・五九	三六〇、八一八・七七	五四、八二三・二二	四一五、六四一・九九
東京	七、八二四・五八	三五三、四一〇・一八	六四、三一八・九七	四一七、七二九・一五
神奈川	七、一七八・一六	二六一、五七三・六三	一四五、四八五・七四	四〇七、〇五九・三七
新潟	四、一三二・七六	二〇七、八九三・七八	三三、七〇四・〇一	二四一、五九七・七九
富山	四、五四二・九八	二三七、三〇九・九七	三六、二六五・四九	二七三、五七五・四六
福井	四、三九五・一〇	二六二、四三六・六〇	一一、六一七・〇五	二七五、〇五三・六五

德島	二、九〇四・五〇	一三五、二三二・八八	一五〇、六六二・三六
香川	一一、二七四・五〇	五二七、九九五・三六	五六二、八〇三・五八
愛媛	三、五六七・三〇	一六八、二七三・七五	一八七、三二五・六七
高知	四、八二九・九〇	二四七、二八四・八六	二六七、三三三・四二
福岡	一八、五一一・〇五	七六四、九〇九・一六	八二二、六二三・〇〇
佐賀	五、二二八・八九	二八四、七三三・二〇	三〇四、四一九・三五
熊本	一、四六九・七九	七二、一八八・四一	八三、五五一・六二
大分	一、四二二・〇九	六四、七〇二・三一	七二、三二七・七五
宮崎	一、六五六・一八	八四、七〇二・一一	九五、八五六・一八
鹿兒	二、五八九・四四	一一六、七八二・二七	一三六、七三三・三八
沖繩	六、〇九八・五七	二三八、五〇一・五一	二五五、九三三・一六
計	一、二五〇・二〇	六四、八九四・二九	六四、九九九・一九
	三五四、三七七・五七	一七、〇四五、五九五・二八	一九、二〇二、〇五八・六二

### 第六節 大日本生絲販賣組合聯合會

大日本生絲販賣組合聯合會の設立は、昭和二年で既に滿五ヶ年を経過した。初めは横濱事務所のみであつたが昭和五年神戸事務所を設立し所屬組合並取扱數量の逐年増加し順調の経過を辿つて居る。

#### 一、所屬組合及聯合會

創立當時の所屬組合及聯合會數は、聯合會五(此の組合二四一組合)組合一二にして全國組合製絲數の六割三步に過ぎざ

りしも、漸次其の數を増加し昭和七年九月二十日現在に於ては、聯合會十三(此の組合三二四組合)組合六十七にして全

國組合製絲の九割五歩一厘の加入を見るに至つた。

#### 1 所屬組合及聯合會數

年度別加入者數	昭和七年九月二十日現在	第六年度	第五年度	第四年度	第三年度	第二年度	創立第一年度
所屬聯合會	十三(組三二四)	十二(組三一四)	十二(組三一四)	八(組二九八)	七(組二九〇)	六(組二六〇)	五(組二四一)
所屬組合	六七	六三	四九	三八	二七	一九	一一
合計	八〇	七五	六一	四六	三四	二五	一七
全國組合製絲數に對する比率	九五・一%	九一・七%	八八・三%	七四%	七三%	六七%	六三%

#### 2 府縣別所屬組合及聯合會數

府縣別	昭和七年九月二十日現在	第六年度	第五年度	第四年度	第三年度	第二年度	創立第一年度
岩手縣	二(聯合會)	二(聯合會)	二(聯合會)	一(組合)	一(組合)	一(組合)	一(聯合會)
群馬縣	五(聯合會)	四(聯合會)	三(聯合會)	三(聯合會)	三(聯合會)	三(聯合會)	三(聯合會)
埼玉縣	一(聯合會)	一(聯合會)	一(聯合會)	一(聯合會)	一(聯合會)	一(聯合會)	一(聯合會)
千葉縣	一(組合)	一(組合)	一(組合)	一(組合)	一(組合)	一(組合)	一(聯合會)
東京府	一(組合)	一(組合)	一(組合)	一(組合)	一(組合)	一(組合)	一(聯合會)



第 三 年 度 自 昭 和 三 年 七 月 至 昭 和 二 年 六 月

第 二 年 度 自 昭 和 二 年 七 月 至 昭 和 一 年 六 月

第 一 年 度 自 昭 和 一 年 七 月 至 昭 和 零 年 六 月

四、府縣別生絲受入状況

府 別	昭 和 七 年 九 月 三 十 日 現 在	第 六 年 度	第 五 年 度
岩 手 縣	一 九 八 俵	六 一 三 俵	五 五 一 俵
群 馬 縣	一 一 六 八 一	三、四 七 七	四、九 八 八
埼 玉 縣	一 〇 五	五 一 八	四 四 六
千 葉 縣	二 五	六 九	
東 京 府	二 八	七 六	
神 奈 川 縣	六 六	一 四	
新 潟 縣	三 三	一 二 五	九 〇
山 梨 縣	四、五 七 二	六 六	四 七
長 野 縣	七 八 二	一 一 九 八	九、七 三 五
岐 阜 縣	三 〇	六 七	二、〇 三 一
靜 岡 縣			

一〇、八九六俵

九、四七三俵

二八俵

一〇、九四三俵

九、二九二俵

二八俵

一五、五七〇、三五七圓六八

一三、〇八〇、三七二圓九四

四八、二九九圓四三

府 別	計	第 六 年 度	第 五 年 度
愛 知 縣	二 三 五	四 八 九	三 一 八
三 重 縣	一 〇	一 七 二	一 三 八
滋 賀 縣	二 〇	二 七 五	二 九 七
京 都 府	七 二	三 三 二	二 一 七
奈 良 縣	八 八	一、二 八 〇	六 八 〇
鳥 取 縣	三 九 二	四 三 二	四 一 六
島 根 縣	一 三 四	五 〇 〇	七 四
廣 島 縣	一 二 四	一 〇 〇	三 四
德 島 縣	一 〇	七 四	一 〇
香 川 縣	八 〇	二、四 六 六	一、七 四 二
愛 媛 縣	四 三 五	二 五、七 四 五	二 一、八 一 四
高 知 縣	九、二 二 〇		
熊 本 縣			
合 計			

五、第六年度事業成績

昭和七年六月を以て終了した第六事業年度は、世界的不景氣の一層深刻なるものあり、特にフーバー大統領の戦債モラトリアム聲明、英國の金本位制停止、我國に於ける金輸出禁

止、補償、共保絲の賣却或は滿洲、上海事件の突發による國際關係の緊張等、生絲貿易に影響する重大問題の續發するあり、生絲相場は裾物六百七十圓より三百八十圓と言ふ波瀾を見、蠶絲業は益々困難なるに到つたのであるが、一般組合製絲は愈々健闘此の難局打開に努め本會も亦何等の打撃を蒙むるこ



戸				神				濱				
黄 秋		黄 春		合 計	白 秋		白 春		白 黄 合 計	黄 秋		合 計
計	廿一中	計	十四中		計	廿一中	計	十四中		計	廿一中	
		二〇四	二〇四	二六六			二六六	二六六	二五〇			
		二六七	二六七	三四四			三四四	四八	二七六			
		一九六	一九六	三三三	〇	〇	二九二	〇	二八一			
〇	〇	二四六	二四六	三四三	三	〇	二六三	〇	二五三			
		二八四	二八四	二四九	一	四三	二五	九三	九三	一〇	一〇	
		二八	二八	四〇五	二	九五	一〇	〇	〇	〇	〇	
		一四九	一四九	三三三	二	二五	二六	三六	三五			
		一〇四	一〇四	三三三	二	二六	二四	九	九			
		一〇六	一〇六	四九五	四	五	一〇	〇	〇	五	五	
		七	七	三三三	三	一七	〇	〇	〇	二	二	
		三五	三五	二九九	二	一三	〇	〇	〇			
				四三	三	三	〇	〇	〇			
〇	〇	二〇六	二〇六	三六七	二	一六	一〇〇	一〇〇	二九	一	一	
		二九	二九	八五	一	一五	〇	〇	〇	〇	〇	
		二〇	二〇	〇			〇	〇	〇			
		二〇	二〇	三三三	三	一七	一	一	一	一	一	

横				種別 デニール	
黄 春		白 秋			白 春
計	廿一中	計	十四中	計	十四中
八二五	八二五	四〇〇	五五	七月	二五九
一、五二三	一、四九三	一、〇〇	〇	八月	二五二
一、二三三	一、二三三	九二	二	九月	八七〇
九〇六	九〇六	一、三九五	五〇四	十月	六二
七九	七九	一、六二〇	九八	十一月	六七
五七	五七	一、七〇〇	一〇七	十二月	四七
二九	二九	二九	一五	一月	六
七六	七六	四三	三三	二月	九
九七	九七	九八	二六	三月	三三
四〇	四〇	一、二六六	九三	四月	二六四
二八	二八	一、三三	八四	五月	三二
二〇	二〇	四四	三九	六月	二五
八、五二五	八、四九三	二、七〇	六、一四三	合計	五、三八
元	元	二八七	一〇五	前年繰越	一八二
九	九	一〇九	四	返送其他	四
八、四六三	八、四四〇	二、八七九	六、一〇二	差引合計	五、三六八

月別生絲(季別、織度別、色別)受入表 (自昭和六年七月一日至昭和七年六月三十日)

(單位俵)

となきのみならず多大の進展を示したのである。  
 所屬組合及聯合會数は前年度末聯合會十二(三一四組合)組合四九なりしも六年度末には聯合會十二(三一四組合)組合六三の加入を見た。尙出荷數に於ても前年度の二一、八一四俵に比し本年度は二五、七四五俵にして實に三、九三二俵の増加を示したのである。

一 生絲の受入  
 本年度出荷受付は昨年度二萬一千八百十四俵に比し二萬五千七百四十五俵にして前年度に比し三千九百三十一俵約一割一分三厘餘の増加を見た。  
 月別に依る季別織度及色別受入數量は左の如くである。

月 別	月		分		累 計	
	數	量	金	數	量	金
昭和六年七月		四四六	二六八、五五七・六四	四四六	二六八、五五七・六四	
昭和六年八月		六二八	三八〇、八八一・七五	一、〇七四	六四九、四三九・三九	
昭和六年九月		三七九	二〇六、六七七・三八	一、四五三	八五六、一一六・七七	
昭和六年十月		四七七	二七八、〇〇一・三五	一、九三〇	一、一三四、一一八・一二	
昭和六年十一月		六二八	三八一、七五四・一七	二、五五八	一、五一五、八七二・二九	
昭和六年十二月		四二九	二五三、四六七・三〇	二、九八七	一、七六九、三三九・五九	
昭和七年一月		六二九	四八〇、一六〇・六九	三、六一六	二、二四九、五〇〇・二八	
昭和七年二月		四〇四	二九〇、七五六・七八	四、〇二〇	二、五四〇、二五七・〇六	
昭和七年三月		二九七	一八五、四六七・八一	四、三一七	二、七二五、七二四・八七	

神戸事務所

月 別	月		分		累 計	
	數	量	金	數	量	金
昭和六年二月		九〇六	六四六、〇〇六・八六	一三、八一	八、六二八、四二五・四一	
昭和六年三月		一、六八一	一、〇六一、一〇〇・五七	一五、四九二	九、六八九、五二五・九八	
昭和六年四月		一、五三四	八七二、六四八・一三	一七、〇二六	一〇、五六二、一七四・一一	
昭和六年五月		一、四九五	七九〇、〇八六・〇八	一八、五二一	一一、三五二、二六〇・一九	
昭和六年六月		一、五八〇	七五七、四九三・七〇	二〇、一〇一	一二、一〇九、七五三・八九	

月 別	月		分		累 計	
	數	量	金	數	量	金
昭和六年七月		五五三	三四四、九六八・九三	五五三	三四四、九六八・九三	
昭和六年八月		二、二〇九	一、三〇四、〇三三・六六	二、七六二	一、六四九、〇〇二・五九	
昭和六年九月		二、〇四三	一、二七九、五六九・九四	四、八〇五	二、九二八、五七二・五三	
昭和六年十月		二、二三〇	一、三四五、二〇一・六三	七、〇三五	四、二七三、七七四・一六	
昭和六年十一月		二、一六八	一、三四五、九六四・八〇	九、二〇三	五、六一九、七三三・九六	
昭和六年十二月		二、〇三〇	一、三一六、三七四・六五	一一、二三三	六、九三六、一一三・六一	
昭和七年一月		一、六七二	一、〇四六、三〇四・九四	一二、九〇五	七、九八二、四一八・五五	

横濱事務所

生絲販賣月別表

二 販 賣  
本年度販賣數量は二萬五千七百一俵、此の金額一千五百四

十七萬一千三百五十三圓三十八錢であつて、月別に依る數量及金額は次の如くである。

横濱神戸總計	合 計	
	白	黄
一、八四五	三〇四	三〇四
三、一〇六	二六七	二六七
二、六七二	一九六	一九六
二、八九一	二五五	二五五
二、九三三	三六四	三六四
二、九八〇	三三八	三三八
九、九八	一四九	一四九
一、四八	一〇四	一〇四
一、三三〇	一〇一	一〇一
二、九七〇	二七	二七
一、八三七	三四	三四
六、九七	一	一
二、五九五	二〇四六	二〇四六
五、四	二九	二九
二、〇	三〇	三〇
三、二八	三、八七	三、八七

三 融	四 月	三 一 六 依	一 八 六、三 五 五・六 一	四、六 三 三 依	二、九 一 二、〇 八 〇・四 八
	五 月	四 二 八	二 〇 〇、八 六 一・七 七	五、〇 六 一	三、一 一 二、九 四 二・二 五
	六 月	五 三 九	二 四 八、六 五 七・二 四	五、六 〇 〇	三、三 六 一、五 九 九・四 九

三 融  
 1、所屬組合又は聯合會が産業組合中央金庫又は日本勸業銀行より借入をなす際の斡旋。  
 所屬組合又は聯合會が産業組合中央金庫又は日本勸業銀行より資金の借入をなす際必要の場合には本會連署の念證を提出して借入の便を圖つた。此の方法に依り便宜を圖つた

件數五件、金額七十八萬圓に達した。  
 口、出荷生絲に對する假渡金  
 所屬組合又は聯合會の出荷生絲に對しては何時にても請求に基き假渡金の融通をなし、利息として百圓日歩一錢七厘、但し昭和六年十二月十四日以降一錢八厘を徴した。本年度中の假渡金毎月末金額の明細は左表の如くである。

假渡金月末現在表

横濱事務所

月 別	種 別	荷 爲 替	假 渡 金	合 計
昭和六年七月	一	四六、四二一・五二	六九、六一八・七七	一一六、〇三二・二九
昭和六年八月	二	六三、一七〇・〇〇	九四、七六一・二九	一五七、九三一・二九
昭和六年九月	三	八四、五〇〇・〇〇	一六一、九三三・九五	二四七、四三三・九五
昭和六年十月	四	七四、五〇〇・〇〇	一四一、八三三・九五	二一六、三三三・九五
昭和六年十一月	五	一〇三、〇〇〇・〇〇	一二〇、五八三・九五	二二三、五八三・九五

神戸事務所

月 別	種 別	荷 爲 替	假 渡 金	合 計
昭和六年七月	一	五九、九七六・九七	六五、二五〇・〇〇	一二五、二二六・九七
昭和六年八月	二	二二、九二五・四一	九五、六三〇・〇〇	一一九、五五五・四一
昭和六年九月	三	三八、三六四・七九	一一一、〇五〇・〇〇	一五九、四一四・七九
昭和六年十月	四	四二、〇四一・〇七	二〇〇、八六五・九五	二四二、九〇七・〇二
昭和六年十一月	五	四三、〇二四・一一	一七三、五一〇・〇〇	二一六、五三四・一一
昭和六年十二月	六	四七、二六七・二〇	二五六、五一〇・〇〇	三〇三、七七七・二〇
昭和七年一月	七	三三、六八七・二〇	一七五、五九〇・〇〇	二〇九、二七七・二〇
昭和七年二月	八	一八、六三二・三四	一六〇、六八〇・〇〇	一七九、三一三・三四

三 月	二七、六三二・三四 <sup>四</sup>	二七六、〇八五・七五	三〇三、七一八・〇九
四 月	四九、〇一八・九六	二四八、〇九九・九五	二九七、一一八・九一
五 月	四六、九六六・五六	二一五、八一六・四三	二六二、七八二・九九
六 月	一七、四六〇・八二	七六、一一三・一五	九三、五七三・九七

### 第七節 有限責任全國米穀販賣購買組合聯合會

全國米穀販賣購買組合聯合會は昭和六年五月二十五日に全國を區域として設立せられ、同年九月一日に事業開始をなし昭和七年十月末までに漸く二事業年度、一年有餘を経たるに過ぎぬが、その間事業の飛躍的進展は刮目に價するものがある。

#### 一、事業

- 一、販賣事業  
所屬聯合會又は所屬組合の販賣する穀物に加工し又は加工せずして之を販賣すること。
- 二、購買事業  
政府米を買入れ之に加工し又は加工せずして之を所屬聯合會又は所屬組合に賣却すること。
- 三、聯合農業倉庫業

農業倉庫業法に依り聯合農業倉庫の經營をなすこと。

#### 二、構成

原則として穀物の販賣若は販賣購買事業を行ふ産業組合聯合會を以てし、尙特に必要ある地方に限り穀物の販賣若は販賣購買事業を行ふ産業組合にして農業倉庫を經營するものゝ加入を認める。

#### 三、所屬聯合會及所屬組合

第一年度(自昭和六年五月二十五日至昭和六年十月三十一日)末に於ける所屬聯合會及所屬組合は聯合會三十三、組合十、合計四十三で其の參加區域は一道三十四府縣である。第二年度に至つて福島、群馬、神奈川、山梨、長野、静岡、三重、大阪、和歌山、島根、岡山、高知の十二聯合會が夫々加入

し、一面富山縣兩礪販聯及婦負南部、北礪、射水並に岡山縣船穂の各組合は何れも其縣聯に持分を讓渡して脱退し、結局第二年度末に於ては所屬聯合會數四十四、組合六、合計五十となり、其の參加區域は東京府、沖繩縣を除く全國一道二府四十二縣を網羅し重要農産物販賣統制の全國的機關としての基礎を愈々確立するに至つた。

#### 四、事務所及販賣所

本會は東京、大阪、門司の三事務所の外全國の主要なる消費地に販賣所を設置し全國的に販賣網の充實を圖りつゝあるが、第一年度末に於ては漸く大阪事務所管内に名古屋、京都、神戸の三販賣所を有するに過ぎなかつたが、第二年度に至つて右の外東京事務所管内に静岡販賣所を、大阪事務所管内に和歌山、伏見の兩販賣所を夫々増設した。即ち第二年度末に於ける事務所及販賣所々在地は左の通りである。

(主たる事務所)	
東京事務所	東京市麹町區飯田町四丁目拾五番地 電、九段(33)四一四五
静岡販賣所	静岡市江川町三十五番地 電、静岡 一五七七
(従たる事務所)	
大阪事務所	大阪府北區玉江町一丁目二番地 電、土佐堀 八八五五〇〇〇〇二

名古屋販賣所	名古屋市東區南外堀町十丁目二番地 電、東 三九一六
京都販賣所	京都市新町通七條下ル 電、下 二八二八
伏見販賣所	京都市伏見區京町一丁目二八〇ノ二 電、伏見 六八五
神戸販賣所	神戸市中山手通二丁目 電、葦合 六六七
和歌山販賣所	和歌山市丸ノ内九番町拾四番地 電、和歌山 八九三
(従タル事務所)	
門司事務所	門司市東本町二丁目 電、門司 七六八 三一〇二 二四〇〇

而して前記各販賣所の外、更に小樽、横濱、群馬、長野、長崎其の他必要なる地方に對しても漸次販賣所を開設する豫定である。尙本會設立以前より東京市内に進出中であつた各販賣所對する統制問題に付ても種々折衝の結果此中最も古き歴史を有する秋田縣聯との協定が最近に至り愈々成立し昭和七年十二月一日より秋田縣聯の東京事務所に於ける販賣業務は全販聯東京事務所池袋販賣所として經營せられることゝなつた。蓋し此の一事は全國販賣組合運動の進展史上に於て特筆に値する事項であらう。

#### 五、事業の概況

本會の事業開始は前記の如く昭和六年九月一日からである爲め、第一年度の事業に屬するものは僅に二ヶ月に過ぎず、従て昭和六年十一月に始まり七年十月に終れる此第二年度こそ正に本會が本格的活動に入つた初年度とも稱すべきである。而して第二年度に於ては經濟界は依然として不況を極め加ふるに此間内外各種の突發的事變に因る波瀾が多かつた爲本會の事業遂行上に於ても亦自然尠らざる苦心を要するものがあつたが、關係諸方面の好意と所屬聯合會の協力とに依り幸にして豫期以上の實績を擧ぐることを得た。即ち販賣事業に於ては常用米、麥、政府買上米等を合し其取扱數量三、六九四、四七五俵、金額二八、五八四、五七九圓に上り又購買事業たる政府拂下米の賣却高は數量一、八七九、六五七俵、金額一、八一五、〇七二圓に及び、之等兩事業の合計は實に五、五七四、一三六俵其の金額四〇、三九九、六五一圓に達したのである。

而して此内常用米の販賣に於ては責任出荷俵數一、四九四一一二俵に對し二、〇九七、二八四俵の出荷があり(但し此内一、一二一、〇八三俵は政府買上米を繰入)其總數に於て六〇三、一七二俵の出荷超過を見た次第である。尤も所屬聯合會各個に付ては出荷濟聯合會二十九にして、外に事實上の初年度とは云へ、尙出荷未濟聯合會十四、此未濟數量二二七、二八四俵を見たことは頗る遺憾であつた。

次に小麥に付ては特に専任職員を設置し政府の増産計劃と相呼應し大に販賣統制の實を擧ぐることを期したのであるが一面増産獎勵の爲に昭和六年六月より輸入關稅の引上があり市價は一路漸騰の歩調を辿り統制上に於ても困難尠からざるものがあつたが、本會は大製粉會社等の實需筋に對し直接販賣に努力したる結果、事業着手早々としては相當の實績を擧ぐることを得たのである。又政府買上米は第二年度中に五度の買上及買替あり、之等を通じたる政府の買上決定數量六、三〇七、五七五俵にして、之に對し本會の決定數二、二四二、一六六俵にして、實に全年度を通じ全國買上總數の三五%に當る次第である。

次に購買事業たる政府拂下米は其の取扱數量一、八七九、六五七俵、金額一、八一五、〇七二圓に達し購買者たる一般組合員に對し、多大の便益を與へたと共に時節柄農村不況の緩和に資したること甚大なるものと信ずる。

之を要するに本會は事業開始以來漸く一年四ヶ月に過ぎざるも今や所屬聯合會の參加區域は、前述の如く全國を網羅するに至り而も農村自力更生の中樞的施設として刻下最大の急務たる重要農産物販賣統制の中央機關としての使命益々重きを加へ來れるに鑑み今後五ヶ年間に於ては更に各種事業等の積極的進展を圖るべく差し當り昭和八年度に於て出資金を一躍現在の約四倍たる百萬圓以上に増額すると共に東京、大阪

の兩市に聯合農業倉庫を建設し、本會本來の業務たる常用米の販賣に關し一段と積極的進展を期する計畫である。

因に第二年度に於ける所屬聯合會及所屬組合別の事業種目

所屬聯合會及所屬組合別の事業種目取扱高

別販賣高及各事務所及販賣所別の種目別取扱高は左記の通りである。

所屬聯合會名	常用米		麥		政府買上米		政府拂下米	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
北海道	—	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	二、〇九七、二八四	四〇、三九九、六五一	一、四九四、一一二	一五、四九六、〇〇〇	一、八七九、六五七	一、八一五、〇七二	一、八七九、六五七	一、八一五、〇七二





合 計	米上買府政	
	白米	支米
計	米	米
一八六、四六九・〇七三・六九四		
一九、九四八・二六四・九四九		
七三九五		
四、〇〇一・〇〇六		
二、二三四		
一一、三〇三・〇〇六		
一、九六三・五三二・一五三・九一		
一、一八七・〇一〇・〇〇〇・〇〇〇		
一、一八七・〇一〇・〇〇〇・〇〇〇		

姫路、香川兩販賣所は臨時に開設したるものである

其の三 門司事務所

一、當用米

(種別)	門司事務所		合 計	
	數量	金額	數量	金額
支米	三九、九八八	一、〇〇三、七七一・四	三九、九八八	一、〇〇三、七七一・四
白米	三九、九八八	一、〇〇三、七七一・四	三九、九八八	一、〇〇三、七七一・四
計	三九、九八八	一、〇〇三、七七一・四	三九、九八八	一、〇〇三、七七一・四

(種別)	門司事務所		合 計	
	數量	金額	數量	金額
支米	一、二三四	九四〇、九七・八	一、二三四	九四〇、九七・八
白米	一、二三四	九四〇、九七・八	一、二三四	九四〇、九七・八
計	一、二三四	九四〇、九七・八	一、二三四	九四〇、九七・八

事務所別政府拂下米賣却高一覽表

事務所	債數及金額	債數	金額
大東	一、一五五、四六三	七〇六、四七・二	七〇六、四七・二
門司	七四、一九五	四、七五〇、六三四	四、七五〇、六三四
計	一、八七九、六五七	一一、八一五、〇〇六	一一、八一五、〇〇六

第八節 全國産業組合製絲組合聯合會

蠶絲業組合法に依る全國産業組合製絲組合聯合會(略稱組合製絲全聯)は過ぐる昭和六年十一月七日産業組合中央會事務所内に於て本會創立總會を開催し、翌七年二月十日に至り農林省より設立認可の指令を交付せらるゝに至つた。

設立當初に於ては其の所屬組合は十三府縣組合なりしが、本年九月六日、新に三重縣産業組合製絲組合が設立認可せられ、現在其の會員は計十四府縣産業組合製絲組合と成つた。

所屬組合一覽表 (昭和七年十一月末現在)

名 稱	所 在 地	所屬組合一覽表
岩手縣産業組合製絲組合	岩手縣岩手郡本宮村大字仙北町第十一地割字臺太郎一五ノ一	岩手縣
福島縣	福島市縣廳内	福島縣
群馬縣	前橋市曲輪町六六縣廳内	群馬縣
高知縣	高知縣	高知縣
鳥取縣	鳥取縣	鳥取縣
島根縣	島根縣	島根縣
愛媛縣	愛媛縣	愛媛縣
京都府	京都府	京都府
三重縣	三重縣	三重縣
愛知縣	愛知縣	愛知縣
岐阜縣	岐阜縣	岐阜縣
長野縣	長野縣	長野縣
神奈川縣	神奈川縣	神奈川縣
埼玉縣	埼玉縣	埼玉縣
大里郡熊谷町大字石原一五〇五ノ三		大里郡熊谷町大字石原一五〇五ノ三
高座郡大澤村大字大島二七九五		高座郡大澤村大字大島二七九五
長野市縣廳内		長野市縣廳内
岐阜縣司町一産業組合中央會岐阜支會内		岐阜縣司町一産業組合中央會岐阜支會内
名古屋市縣廳内		名古屋市縣廳内
津市縣廳内		津市縣廳内
何鹿郡綾部町		何鹿郡綾部町
京都府蠶絲同業組合聯合會内		京都府蠶絲同業組合聯合會内
鳥取市縣廳内		鳥取市縣廳内
松江市殿町一縣廳内		松江市殿町一縣廳内
松山市築山町一二		松山市築山町一二
伊豫蠶絲蠶種利用販賣組合内		伊豫蠶絲蠶種利用販賣組合内
高知市北與力字第一南側六六九〇		高知市北與力字第一南側六六九〇
高知縣蠶絲同業組合事務所内		高知縣蠶絲同業組合事務所内

全國産業組合製絲の生絲生産額、釜數及工場數

一、生絲生産數量(聯合會を含む)

道府縣名	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
岩手	三、八七二	六、六八三	一四、三四六	一五、八八八	一四、六四九	三〇、三七〇







神とする産業組合製絲を興隆せしむることが最も策を得たるものなりとする思潮が漲り、又養蠶農業者に於ても現在の經濟事情に即して繭價の正しき獲得は此の産業組合製絲に依るの外なき所以を深く認識するに至つた。

既に乾繭倉庫の組合製絲への轉換、及養蠶實行組合の産業組合への法人加入も許可せられ、加之昭和八年一月より産業組合五ヶ年計畫の一として組合製絲の倍加運動が開始せられんとする事實もあり、茲に於て、組合製絲全聯では産業組合製絲に關する計畫並絲聯の計畫(産業組合五ヶ年計畫中の)を達成せしむる爲め、第一年度より左の事業を行ふものである

- 一、組合製絲の宣傳
- 二、組合製絲の設立に關する指導
- 三、組合製絲經營の指導

元より本會は設立以來組合製絲の普及宣傳及強化運動に關しては絶えざる努力をなしつゝあるも、之に附隨して本會は設立を期として「産業組合製絲」なる機關誌を發刊して極力組合製絲の指導の任に當り、現在の經濟機構と養蠶、製絲との相關關係と、其の進路とを深く洞察せしめ、斯界に裨益する所大なるものありと確信する。

尙ほ組合製絲全聯は、産業組合製絲の重要な生絲販賣機關としての絲聯と緊密な連絡の基に共同歩調を持して蠶絲業界に於ける産業組合主義に依る組合製絲の中樞機關としての機

能を充分に發揮せむとしつゝある。

顧るに昭和七年は國家的にも多事多難にして、農村に於ては疲弊其の極に達し、遂に第六十三議會の臨時時局匡救議會を以てインフレーション政策の實行となり、無産農民の自力更生の各種政策行はれつゝあるも、世界的經濟不況の嵐は既に我國の産業界をも吹き荒し加ふる國內的諸原因等に依り本年六月に入りて絲價は未曾有の安値を示すに至り、遂に政府に於て滞貨生絲(約十一萬俵)全部の買上げ決行となり僅に其の糖腫の手術を行ふに至つた。然して此の前に製絲業の改善統制の爲め多年要望せられし製絲業法も議會の協賛を得て公布せられ組合製絲及營業製絲にも共に其の工場規模に於て百五十簽以上(但し組合製絲は特別の事情のあるものに限り百簽以上を認むること)に非ざれば認可せられざることとなり、漸く近代工業的機能を發揮し、能力の増進に向はんとするものなり。更に來る可き通常議會に提出さる可き問題として昨今最も喧囂されてゐる原蠶種管理問題、輸出生絲販賣統制問題がある。何れも我が蠶絲業界に一大斧鉞を加ふるものとして非常に其の成行が注目されてゐる。

## 第四章 植民地に於ける産業組合

我が植民地である臺灣、朝鮮、樺太、關東州は近時農業、工業、商業等各種産業に於ては勿論、教育其他各般の方面に對しても急速なる發展をなしつゝある。この間にあつて産業組合運動は如何なる過程を辿つて如何に進出し得たか、また現在は如何なる状態にあるか、それをこれから討究して見

### 第一節 臺灣の産業組合

臺灣に産業組合制度の布かれたのは、今を去る二十年前、即ち大正二年二月十日であつて同年三月一日より實施せられたのである。

臺灣の産業組合に關する法制は、臺灣産業組合規則なる名稱の下に、律令第二號を以て公布せられた。内地の組合法と異なる所は、その規則の第一條に規定した「産業組合に關しては産業組合聯合會及産業組合中央會に關する規程を除くの外産業組合法による」ことである。

だが臺灣が内地と諸事情を異にするだけにその形式に於ても多少の差異はあるのである。

- 一、産業組合の出資口數に制限がない。即ち一組合員の有

たいと思ふ。

因みに昭和七年九月二十日勅令第二百五十二號を以つて南洋群島に初めて産業組合令が公布せられたのであるが、未だ此處に掲ぐ可き資料を持たない。

すべき出資口數は特別の事由に依り「臺灣總督の認可を受けたる場合に限り三十口を超えることを得」との規定がある。だから三十口以上は臺灣總督の認可をうければ何口までも有することが出来る。

二、理事及監事の選任に付ては認可主義を採つてゐる。「理事又は監事の選任又は解任に付ては知事又は廳長の認可を受くべし」これは役員に人格に重きをおいたが故である。

三、剰餘金の配當率を異にしてゐる。

持分の全部又は一部に對する配當の率は本則として年六分であつて、特別の事由のあるときは定款の規定により此の制限を超え得ることは内地の産業組合と同様であるが其の最高率は拂込済出資額に應じ年一割二分迄とせられてゐる。

四、利用組合の員外利用設備は電気設備、水道設備、種畜設備に限定せらる。

五、産業組合法中主務大臣とあるは臺灣總督、北海道廳、支廳長とあるは郡守、區裁判所、又はその出張所とあるは地方院及その支部、又は出張所、市町村とあるは市街廳又は區である。

六、系統聯絡機關

産業組合聯合會に付ては現在未だ法制は確立してないが組合側よりの要望頗る熱烈なるものあり、且つ實際に於て必要であるから當局にても考慮中である。

臺灣の産業組合の指導宣傳の中央機關は、産業組合協會であつて、これは内地の産業組合中央會と同じく産業組合の普及發達並相互聯絡を圖るを目的とし、全島の産業組合を會員とし、所屬會員の負擔金により經營する任意申合せの組織である。會頭には總務長官、副會頭に殖産、財務兩局長、幹事は商工課長とし、大正十一年十一月事業開始後所期の目的達成のため努力し來り、功績顯著なるものがある。而して昭和五年度の豫算總額は三萬四千六百餘圓である。

産業組合制度實施後の狀勢 本島には産業組合制度實施以前に信用組合類似の組合が十六組合あつた。然し是等は主に

商工階級の金融機關で、農村方面には全く働きかけて居らなかつた。購買組合類似のものとしては各地に官吏及各會社員間に日用品の消費組合が組織されて居たのみであつた。

販賣組合類似のものには、舊慣によつて設立せられた多數の各種共同販賣組合が存して居つた。

大正二年三月産業組合制度の實施に伴ふて以上の類似組合はその組織を變更して産業組合法制の下にその經營を移すに至り當年末の産業組合の普及狀況は左の如くであつた。

信用組合	一三
購買組合	三
信用販賣組合	一八
計	三三

上記の如く當時は極めて微々たるものであつたが年と共に進展し組合規則公布十年後の大正十二年には一七・二倍の三百十組合となり昭和五年末には四〇七組合に増加し昭和六年十二月末には更に増加して四百十七組合となり之を市街庄區數に比較するに二百八十五の市街、庄區に對し組合數は百分比一四六強を示してゐる。

今、種別別産業組合數累年比較を表示しやう。

種別別組合數累年比較

種類	年次	大正二年	同七年	同十年	同十二年	同十三年	昭和元年	同三年	同四年	同五年	同六年
信用組合		一三	一四五	二〇四	二三一	二二七	二二一	二〇二	一八九	一七〇	一四六
販賣組合		一	五	二	三	三	三	五	三	三	三
購買組合		三	一一	一八	二一	二四	二四	二七	二八	二七	三二
利用組合		一	一	一	三	四	五	七	九	一〇	一一
販購組合		一	一	八	八	六	五	二	四	三	二
販利組合		一	一	五	七	六	六	二	六	九	九
購利組合		一	一	一	一	一	一	一	一	二	二
販購利組合		一	二	六	六	一〇	一五	一九	二〇	二一	二〇
信販組合		二	三	二	二	一	一	一	一	一	一
信購組合		一	二	四	八	六	一八	一九	二四	二七	二六
信利組合		一	一	一	二	二	一	一	一	一	一
信販購組合		一	三	四	二	六	一三	一七	二四	二七	二六
信販利組合		一	一	一	二	二	一	一	一	一	一
信購利組合		一	一	六	五	六	七	八	二	一	一
信販購利組合		一	一	一	二	三	二	四	五	六	七
計		一八	一七三	二六四	三二〇	三三三	三五三	三八七	三九八	四〇七	四一七

組織別組合數

産業組合を組織別に分類して見ると、組合數四一七のうち

で、保證責任組織の二組合を除いた四一五組合は全部有限責任組織である。無限責任組織の組合は本島には現在に於ては全然之を見ない。今、これが分布を州別にしてその趨勢を表

示するであらう。

組織別組合数調 (昭和六年十二月末日現在)

組 織	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	澎湖廳	臺東廳	花蓮港廳	合 計
有 限 責 任	九四	五三	八三	九七	五八	七	一〇	一三	四一五
無 限 責 任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保 證 責 任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	九四	五三	八四	九七	五九	七	一〇	一三	四一七

次に組合員数を見る。産業組合制度實施以來漸増の傾向を示し、昭和七年六月末には二十四萬四千五百十二人で一組合平均員数七百十五人となる。出資口数に於ては八十萬五千七百八十口にして一組合平均二千三百十六口である。出資金に

組合員数出資口数及出資金累年比較 (年末現在)

種 目	年次	大正二年	同 七 年	同 十 二 年	昭 和 三 年	同 五 年	同 六 年
調 査 組 合 數	數	一四	一六六	三〇〇	三八六	三三一	三三五
組 員 數	數	二、七六〇	七〇、四二八	一三九、四八四	二二三、〇二七	二三四、三三三	二四〇、八二七
一 組 合 平 均	數	一九七	四二四	四六五	六〇四	七〇八	七〇二
出 資 口 數	數	二〇、七三八	二三六、三六〇	五八八、二四〇	八四九、六四四	八一〇、六五六	八一〇、二六六
一 組 合 平 均	數	一、四八一	一、四二三	一、八〇四	二、二〇一	二、四四九	二、四一八
出 資 金	總 額	九六七、三四〇	六、二〇〇、六九一	一三、一二六、二七九	一五、四七二、四〇六	一五、二六四、六八五	一五、一四六、七六八
一 組 合 平 均	額	六九、〇九六	三七、三五三	四八、七五四	四〇、〇八四	四六、一一七	四五、二一四

拂込済出資	四八三、七二三	四、四五五、一七九	二、六二三、〇四五	三、八〇七、六一九	三、三四〇、六三〇	一〇、五八六、八四五
一 組 合 平 均	三四、五五〇	二六、八三八	三八、七四三	三三、一八〇	四〇、三〇四	三一、六〇四

資金關係に於ては昭和六年十二月末運轉資金總計六千四百八十一萬四千二百二十五圓にして一組合平均十九萬二千七百九十二圓を示し、剰餘金は二百五十萬八千八百六十八圓にして

運轉資金累年比較附剰餘金 (年末現在)

種 目	年次	大正二年	同 七 年	同 十 二 年	昭 和 三 年	同 五 年	同 六 年
調 査 組 合 數	一四	一六六	三〇〇	三八六	三三一	三三五	
拂込済出資	四八三、七二三	四、四五五、一七九	一、六二三、〇四五	一、二、八〇七、六一九	一、三、三四〇、六三〇	一、三、三七一、二〇〇	
積 立 金	一九、三八七	六四九、〇六五	四、六五四、九九九	八、〇八三、一八八	九、五七七、〇七五	三、四七一、八六五	
借 入 金	一一四、七二八	一、六八七、三七一	二、八四〇、八一七	三、六八〇、四一四	七、二八〇、三七七	七、二八〇、三七一	
貯 金	八四、五五三	四、七一、〇四七	一一、六九六、三九三	三六、六一八、二五四	三四、六一六、一四三	三八、〇一六、七六九	
計	七〇二、三八一	一一、五〇二、六六二	三〇、八一五、二五四	六一、三六九、四七五	六四、八一四、二二五	六二、一四〇、二〇五	
一 組 合 平 均	五〇、一七〇	六九、二九三	一〇二、七一八	一五八、九八八	一九二、七九二	一八五、四六三	
剰 餘 金	三〇、〇九二	七二八、六五六	一、八五五、一四七	二、七五三、一六三	二、七二四、二一一	二、五〇八、八六八	
一 組 合 平 均	二、一四九	四、三八九	六、一八四	七、一三五	八、二三〇	七、四八九	

次に農村並に市街地組合の貸付金、貯金、借入金、預ヶ金 利率並に手形割引歩合を(昭和六年十二月現在)表示しやう。

A 農村産業組合

貸付金利率	最高 普通 最低	貯金利率	最高 普通 最低	借入金利率	最高 普通 最低	手形割引歩合	最高 普通 最低
六〇 三五 六	六	三三 三三 六	六	三六 二二 八	八	一	一

B 市街地信用組合

貸付金利率

貯金利率

借入金利率

手形割引歩合

次に各種産業組合事業状況を見るに信用事業に於ては内地の産業組合に比して敢て遜色なきも、販賣、購買、利用の事業に於ては、發展の可能性を十分に有してゐる。故に之等事業組合の普及には鋭意努力し、その進展のため邁進し來れるも尙ほ一段の健闘に依つて所期の目的を達成せんとしてゐる。

購買事業の状況に就て一言すれば消費的購買組合は相當進出し居るも原料購買組合は爾來肥料は農會に於て之を取扱ひ來たりし關係上極めて不振である。併しながら農會は、産業組合に比すれば、その金融に配給網に於て他に比するものなき

信用組合並信用兼營組合事業状況

種類	昭和六年		昭和五年	
	十二月末日現在	十二月末日現在	十二月末日現在	十二月末日現在
組合員數	四一七	三七六	三七六	三七六
調査組合數	三一四	三一〇	三一〇	三一〇

種類	昭和六年		昭和五年	
	十二月末日現在	十二月末日現在	十二月末日現在	十二月末日現在
借入金	七、七一九、七二四	七、二一九、〇二二	七、二一九、〇二二	七、二一九、〇二二
貯金	二五、二五七、五〇三	二二、八三九、〇九九	二二、八三九、〇九九	二二、八三九、〇九九

統制をなすつゝあれば、早晚その全部が組合の手に移ることと思はるる。

販賣組合は、その米は貯藏竝に取引事業が内地と大分趣きを異にしてゐるのでまだ伸びうる力は多分にある。

利用事業に在りては、内地は農具の利用相當多數を占めてゐる現状である。

今、産業組合の事業状況を昭和五年十二月末現在と、同六年十二月末現在にて比較して見やう。

種類	昭和六年		昭和五年	
	十二月末日現在	十二月末日現在	十二月末日現在	十二月末日現在
組合員數	二二五、六七七	二二九、四一四	二二九、四一四	二二九、四一四
出資口數	七一六、二五八	七二四、七〇三	七二四、七〇三	七二四、七〇三
出資總額	一一、二四六、〇三八	一一、三〇七、三〇五	一一、三〇七、三〇五	一一、三〇七、三〇五
拂込濟出資金	一〇、五八六、八四五	一〇、五二二、四八四	一〇、五二二、四八四	一〇、五二二、四八四
準備金	五、二六四、六八四	四、九四一、六七四	四、九四一、六七四	四、九四一、六七四
各種積立金	二、七五八、八二八	二、五二三、〇一九	二、五二三、〇一九	二、五二三、〇一九

市街地信用組合事業状況

種類	昭和六年		昭和五年	
	十二月末日現在	十二月末日現在	十二月末日現在	十二月末日現在
調査組合數	二一	二一	二一	二一
組合員數	一五、一五〇	一四、九三九	一四、九三九	一四、九三九
出資口數	九四、〇〇八	九五、九五三	九五、九五三	九五、九五三
出資總額	二、九〇〇、七三〇	二、九五七、三八〇	二、九五七、三八〇	二、九五七、三八〇
拂込濟出資金	二、七八四、三五五	二、八一八、一四六	二、八一八、一四六	二、八一八、一四六
準備金	一、六五四、六六六	一、五〇七、六七七	一、五〇七、六七七	一、五〇七、六七七

事業組合事業状況 (昭和六年十二月末日現在)

種類	昭和六年		昭和五年	
	十二月末日現在	十二月末日現在	十二月末日現在	十二月末日現在
各種積立金	七一三、〇三七	六〇四、七〇五	六〇四、七〇五	六〇四、七〇五
借入金	三五、四五七	六一、三五五	六一、三五五	六一、三五五
貯金	一一、七五九、二六六	一一、七七七、〇四四	一一、七七七、〇四四	一一、七七七、〇四四
貸付金	一三、七八四、六五五	一三、三一六、一九四	一三、三一六、一九四	一三、三一六、一九四
手形割引	六六八、九二八	六七四、〇〇六	六七四、〇〇六	六七四、〇〇六
餘裕金	四、四八〇、五〇六	三、二〇二、〇二〇	三、二〇二、〇二〇	三、二〇二、〇二〇
剩餘金	五七八、五三六	六六一、二六二	六六一、二六二	六六一、二六二

種類	昭和六年		昭和五年	
	十二月末日現在	十二月末日現在	十二月末日現在	十二月末日現在
貸付金	四三、四〇九、四五一	四二、二八二、二七〇	四二、二八二、二七〇	四二、二八二、二七〇
販賣高	一、一四八、二〇八	一、五四六、七六九	一、五四六、七六九	一、五四六、七六九
購買品賣却高	七五一、二八九	一、六五二、六〇〇	一、六五二、六〇〇	一、六五二、六〇〇
利用料又加工料	一〇三、七八四	一三三、七六七	一三三、七六七	一三三、七六七
餘裕金	七、九一五、九四二	五、六七六、一八五	五、六七六、一八五	五、六七六、一八五
剩餘金	一、九三〇、三三二	二、〇七二、九四九	二、〇七二、九四九	二、〇七二、九四九

總組合數	七二
調査組合數	二二、九五三
組合員數	一一、九五三

出資口數	八九、四九三
出資總額	一、六〇一、六四二
拂込濟出資金	九五二、一八六

準備金	一九八、九三三 <sup>四</sup>
各種積立金	二九八、四九八
借入金	九一、二四五
販賣價額	五四〇、一八〇

購買品賣却高	三、六九四、一三六 <sup>四</sup>
利用料又ハ加工料	九六、六二六
餘裕金	五〇五、五八二
剩餘金	一一一、二八八

### 第二節 朝鮮の産業組合並金融組合

#### 第一、産業組合

朝鮮に於ては大正十五年一月産業組合令公布せられ、同年三月より之が實施を見たのである。朝鮮に於ける産業組合制度確立の必要は遠く明治四十二、三年頃より認められ、爾來之が爲めに種々調査研究を続け來つたのであるが曩に施設せられたる金融組合との調和上成案を得る事至難にして、之れ實に該制度確立の遅れたる主なる原因であつた。次にその沿革の概要を掲げる事とする。

朝鮮に於ける各種産業は何れも、生産組織の規模極めて小さく、従つて農業人口の大部分は所謂小作人階級により構成せらるゝの状態であつた。且又朝鮮は氣候風土の關係上農耕に従事する期間短かく、冬の約半歳一般農民は殆ど閑暇徒食の状態であつた。今こゝに閑暇を有効に利用せしむ可く適當なる職業を授けたりとも、此等農民は極めて窮迫して居り

自己の資金を以つてする事、寔に困難なる事情にあつた。或は又之に資金を與ふるとするも、彼等の生産品は概ね整理統一を缺き、これが販賣は相互物資融通の聯絡少き在來の小市場に委ねる爲め生産と消費は自然一地域にのみ限定され、従つて生産と消費との關係に於て統制を缺くる所大であつた。此の如きは單に小作人階級特有の現象ではなく、一般中小産業者も均しく經驗する所であり、かゝる事情は朝鮮産業の發達に大なる支障であつた。要之朝鮮に於ける産業並に經濟の發達不振の因は、中産以下の階級に資金乏しきと、生産及取引組織の不備なるが爲めである。こゝに於て朝鮮總督府は朝鮮産業の骨髓たる中産以下の者に對し、不斷の職業を授け、事業の發達を圖り、而して生産品の完全なる販路を得、各自安んじてその業に精勵せしむると共に、更に消費節約の自助的手段を講ぜんとして産業組合制度を樹立したのである。今内地の産業組合と異なる要點を擧ぐれば次の如くである

一、組合業務の範圍を販賣、購買、及利用の三種に限定したること

二、組合の名稱はその業種によりて、販賣組合、購買組合及利用組合等夫々その名稱を附せず、一樣に産業組合なる名稱を用ふること

三、組合の組織は有限責任のみとし、組合員の責任は其の出資額を限度とせること

四、設立者の最少人員を定めざること

五、機關  
 A 意思機關 總會の外評議員會を置き特殊事項を代表議決定するを得しむること  
 B 業務執行機關及業務監督機關 選任方法は内地同様總會に於て組合員中より選任するの外(但し名稱は内地に於ては理事、監事と爲し朝鮮に於ては組合長、理事、監事と爲す)本令に於ては組合長及理事選任に付ては道知事の認可を受けしむること

#### 昭和五年度末産業組合業務概況

組合員數	四五、〇六八
組合員數	三三三
出資金	七四八、三一〇 <sup>四</sup>

六、監督は總督及道知事之を監督し道知事必要ありと認むるときは府尹、郡守又は島司をして業務及財産の狀況報告又は檢査に關する監督權の一部を行はしむるを得しむること

七、登記は直接記制を採用し居ること

八、中央會制度なきこと  
 朝鮮産業組合令發布第一年、昭和元年度に於て十三組合の設立を見、爾來逐年その數を増し昭和六年九月末日迄に許可せられしもの四十二組合に達した。その累年發達狀況は次の如くである。

昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
三組合	三組合	三組合	三組合	三組合	三組合

今昭和五年四月一日より同六年三月末日迄に事業年度を終了せる三十四組合及昭和六年六月末日迄に事業年度を終了せる一組合、合計三十五組合に付その事業概況を示せば左の如くである。

自作農創設を主たる目的とする産業組合	二	合	計
	三一七		三五
	一三、八七五 <sup>四</sup>		四三、三八五
			七六二、一八五 <sup>四</sup>

組合名	事務所所在地	設立年月日	組合員數	販賣事業 (主なる取扱物)	購買事業 (主なる取扱物)	利用事業 (主なる設備)
茂朱産業組合	全羅北道茂朱郡茂朱面	昭和三年三月三十一日	三五七	紙類	楮皮、藥品、器具	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
不二農村産業組合	全羅北道沃溝郡米面	昭和三年三月三十一日	二三八	米、麥	産業用土地建物、肥料	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
鳳翔産業組合	全羅北道全州郡鳳東面	昭和四年四月五日	六七五	生薑	産業用機械器具、種薑	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
群山産業組合	全羅北道群山郡府	昭和五年十二月二十六日	不詳	團扇、米、麥	穀類、食料品、其他經濟用品	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
南原産業組合	全羅北道南原郡南原面	昭和六年五月二十八日	不詳	團扇、米、麥	穀類、食料品、其他經濟用品	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
潭陽産業組合	全羅南道潭陽郡潭陽面	昭和八年八月二日	一、六八三	竹製品	穀類、食料品、其他經濟用品	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
靈巖産業組合	全羅南道靈巖郡靈巖面	昭和八年八月二日	一、〇一二	右同	穀類、食料品、其他經濟用品	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
長興産業組合	全羅南道長興郡長興面	昭和八年八月二日	一、八七六	苧布、綿布	穀類、食料品、其他經濟用品	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
浦川産業組合	全羅南道靈巖郡南浦面	昭和八年八月二日	一、〇五一	米、麥	穀類、食料品、其他經濟用品	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
求禮産業組合	全羅南道求禮郡求禮面	昭和八年八月二日	一、二五三	麻布、米	穀類、食料品、其他經濟用品	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
濟州産業組合	全羅南道濟州郡濟州面	昭和八年八月二日	一、七七八	食牛鷄、鷄、卵	穀類、食料品、其他經濟用品	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
榮山浦産業組合	全羅南道榮山郡榮山面	昭和八年八月二日	不詳	籐、農産種子	穀類、食料品、其他經濟用品	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
龍城産業組合	慶山郡龍城面	昭和八年八月二日	八八一	紙、麻布	穀類、食料品、其他經濟用品	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
乾川産業組合	慶山郡乾川面	昭和八年八月二日	一、七三四	麻布、紡布、膝	穀類、食料品、其他經濟用品	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具
慶州産業組合	慶州郡慶州面	昭和八年八月二日	一、一四四	紙、米、麻布、綿布	穀類、食料品、其他經濟用品	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具

組合名	事務所所在地	設立年月日	組合員數	販賣事業 (主なる取扱物)	購買事業 (主なる取扱物)	利用事業 (主なる設備)
舒川産業組合	忠清南道舒川郡舒川面	昭和二年一月二十六日	五、五九五	苧布、春布	苧布、春布	織物の精練漂白設備
扶餘産業組合	忠清南道扶餘郡鴨山面	右同	二、七一一	苧布、春布	苧布、春布	共同作業場 (織機精練、漂白)
保寧産業組合	忠清南道保寧郡大川面	右同	一、二九三	苧布	苧布	共同作業場 (織機精練、漂白)
青陽産業組合	忠清南道青陽郡青陽面	右同	一、三二六	苧布、春布	苧布、春布	共同作業場 (織機精練、漂白)
大田産業組合	忠清南道大田郡大田面	昭和五年十一月十七日	不詳	米、豚肉	肥料、農具、小豚	倉庫、大豆粉碎精支精白設備
井邑産業組合	全羅北道井邑郡井邑面	昭和二年三月二十八日	一、五六四	苧布、麻布、絹	苧布、麻布、絹	倉庫、共同作業場
高敞産業組合	全羅北道高敞郡高敞面	右同	六六二	苧布、苧麻	苧布、苧麻	倉庫、産業用機械器具

拂込済出資金 一〇九、六四四  
 準備金及積立金 三〇、九〇二  
 借入金 一、六八八、九〇七  
 販賣品販賣額 二、四六四、八三六  
 購買物購入額 一、〇二九、八六八  
 購買品賣却額 六六七、八八四  
 加工料又は利用料 一七、五九六

容を窺ふの参考とする。

産業組合一覽表 (昭和六年九月末現在)

一、二二、四一九  
 三〇、九〇二  
 五、二五六、七九八  
 二、五六〇、一一七  
 三、二三一、二八五  
 一、六九七、七五二  
 一七、六三七



義興産業組合	慶尚北道 單威郡義興面	昭和二十九年 七月二十九日	一、二七三	米、莖菓製品、 綿布、麩子	肥料、綿絲、麻絲、肥 料、鹽	倉庫、支米調製設備
咸昌産業組合	慶尚北道 尙州郡咸昌面	昭和二十九年 八月六日	一、七六七	綿布、絹布、米 布、麻布、綿	生絲、肥料、食鹽、綿 絲、大麻、綿絲、 鹽、麻絲	倉庫、共同作業場（機 織、精練染色） 共同作業場、産業用機 械器具
普門産業組合	慶尚北道 醴泉郡普門面	昭和二十九年 十二月二十八日	七六三	蔬菜、漬物、果實 穀類、種苗	肥料、種子、農具、農 作用材料、漬物用材料	揚水機作業、加工用設 備
東村産業組合	慶尚北道 達城郡解顔面	昭和二十九年 十一月十九日	不詳	紙	楮皮、藥品、鹽、器具	倉庫、共同作業場、産 業用機械器具
鳳樹産業組合	慶尚南道 宜寧郡鳳樹面	昭和二十九年 五月十七日	六六七	蒲鋒、竹輪、櫻 乾、素乾	漁具、鹽、石油、冰箱	倉庫、共同作業場、産 業用機械器具
釜山第一産業 組合	釜山 釜山府	昭和二十九年 一月十九日	五二	紙	楮皮、藥品、鹽、器具	倉庫、製紙作業場
大陽産業組合	慶尚南道 陝川郡大陽面	昭和二十九年 四月二十日	五四八	右同	右同	右同
咸陽産業組合	慶尚南道 咸陽郡咸陽面	昭和二十九年 右同	五三二	右同	右同	右同
徳山産業組合	慶尚南道 山淸郡矢川面	昭和二十九年 九月二十六日	三六五	右同	右同	右同
徳川産業組合	平康郡徳川面	昭和二十九年 三月二十八日	一、五八〇	絹布、麻布	繭、産業用機具、生絲 大麻	絹布共同作業場、倉庫、 産業用機械器具
陽徳産業組合	平康郡九龍面	昭和二十九年 七月三日	二、一三五	麻布、絹布、交 織布	亞麻絲、繭、箬、綿布 繭、生絲、産業用機械 器具	倉庫、麻布共同作業場、 産業用機械器具
順川産業組合	平康郡順川面	昭和二十九年 十月二日	一、四九六	絹布、綿布	産業用機械器具、病蟲 驅除藥及材料包装材料	倉庫、絹布共同作業場、 産業用機械器具
鎮南浦産業組 合	鎮南浦 鎮南浦府	昭和二十九年 十一月二十七日	三二八	蘋果、桃、梨、 櫻桃	繭、生絲、綿絲、産業 用機械器具	倉庫、共同作業場、産 業用機械器具
成川産業組合	平康郡成川面	昭和二十九年 七月五日	一、一四八	絹布、綿布	産業用機械器具、生絲、 麻絲、綿絲	倉庫、共同作業場、産 業用機械器具
寧邊産業組合	寧邊郡寧邊面	昭和二十九年 三月十二日	三、七七〇	絹布、麻布、綿 布	綿絲、毛絲、産業用機 械器具	倉庫、染色及仕上工場 産業用土地建物、機械 器具

新義州織造産 業組合	平安南道 新義州府老松町	昭和二十九年 九月十九日	一八七	靴下、手袋、莫 大小	綿絲、毛絲、産業用機 械器具	倉庫、染色及仕上工場 産業用土地建物、機械 器具
平康産業組合	江原道 平康郡平康面	昭和二十九年 三月三十一日	七九	米、麥	産業用土地建物、肥料 生絲、大麻、蘆草、産 業用機械器具	倉庫、共同作業場、産 業用器具、機械
永興産業組合	咸鏡南道 永興郡共仁面	昭和二十九年 一月二十六日	三、四六二	絹布、麻布、安 平	食料品、被肥、燃料、 機械器具、化粧品、藥 品、文具、書籍、雜 誌其他日用雜貨	倉庫、共同作業場、産 業用機械器具
産業組合京城 第一購買會	京城 京城府	昭和二十九年 八月十一日	不詳	絹布、麻布、生 布、綿布、生絲 花、繭、繭	産業用機械器具、精練 及漂白並藥品、染料、 仕上劑、生絲、大麻絲 芋麻絲、綿絲、人造絹 絲、毛絲	倉庫、共同作業場、産 業用機械器具
江華産業組合	京畿道 江華郡府内面	昭和二十九年 九月五日	不詳	絹布、麻布、生 布、綿布、生絲 花、繭、繭	産業用機械器具、精練 及漂白並藥品、染料、 仕上劑、生絲、大麻絲 芋麻絲、綿絲、人造絹 絲、毛絲	倉庫、共同作業場、産 業用機械器具

第二、金融組合

一 金融組合

朝鮮に於ける金融機關は、明治十一年第一銀行が釜山に其の支店を設置したるに創り、明治三十九年には樞要の地に十の農工銀行設立せられたるも、一般下級農民は其の惠澤に浴するに至らず、一方在來の下層金融機關の弊害農民の思想幼稚にして、且つ窮乏せる實情に鑑み、「ライフアイゼン」並に「シユルチエ」式の村落銀行及庶民銀行制度に範を探り、一面朝鮮在來の制度慣習を斟酌して、茲に金融組合の計畫書を得たのである。

斯くて明治四十一年五月三十日勅令第三十三號を以て地方

金融組合規則の制定發布を見るに至つた。其後顯著なる組合の發達は、關係法規の根本的改正の必要を生じ、大正三年に及び從來の法規を廢し、地方金融組合令の發布せらるゝに至つた。爾來時運の進展と共に數次の改正を見たが、其の第一次改正は大正七年であつて、之により組合の名稱を單に金融組合とし、新に都市（市街地）組合、金融組合聯合會の設立が認められ、次で昭和三年朝鮮貯蓄銀行令の發布に伴ひ第二次の改正あり、更に翌四年金融制度調査會の審議決定に基き總代會の設置、監事の權限擴張等に互つて第三次の廣汎なる改正が加へられた。

金融組合は當初に於ては信用事業を主たる業務とするの外附帶事業として委託販賣、共同購入及倉庫貨物保管をも行つ

たのであるが、昭和四年に於ける第三次改正に依り、委託販賣及共同購入事業は業務中より削除せられ、事實上信用事業に主力を注ぐに至つた。而して其の附屬法規により、一組合員に對する貸付限度が設けられ、且つ都市組合のみならず村落組合も等しく貯蓄銀行と對立して、普く非組合員の預金の受入を認められてゐる事は注目すべき點である。又其の組織に於て有限責任に限定せられ、理事が總て官選せらるゝことも金融組合の特色である。

昭和六年度末に於ける金融組合總數は六百六十一、同支所百四十一にして前年度に比し二十一組合、三十四支所の増加を示し、組合員數七十二萬人、これ亦五萬人の増加である。

金融組合累年發達概況 (出資金以下金額單位千圓)

種目	年度		明治四十年		大正元年		同 四年		同 八年		同 十二年		昭和元年		同 三年		同 四年		同 五年		同 六年	
	本所數	支所數	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末	度末
組合數	7	1	190	240	390	490	570	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630
組合員數	5,666	67,791	55,886	288,667	336,330	406,556	530,407	588,560	671,840	761,840	851,840	941,840	1,031,840	1,121,840	1,211,840	1,301,840	1,391,840	1,481,840	1,571,840	1,661,840	1,751,840	1,841,840
出資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
拂込濟額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政府下附基金	100	1,266	2,427	2,894	3,361	3,828	4,295	4,762	5,229	5,696	6,163	6,630	7,097	7,564	8,031	8,498	8,965	9,432	9,899	10,366	10,833	11,300

次に業務狀況を略述すれば拂込濟出資金九百三十七萬圓、各種積立金一千三百五十五萬圓、政府下附金三百九十六萬圓、借入金五千八百五十二萬圓、預り金八千八百七十七萬圓にして、運轉資金合計一億七千四百十萬圓を算し、貸付金は一億二千三百八十九萬圓に達して居り、各々前年同期に比し増加を示してゐる。尙この外に年度内殖産銀行媒介貸付金は一千百四十九萬圓に達してゐる。

金融組合創設以來朝鮮總督府は之に對し基本金を下附する等資金の援助を與へ、之が保護助長に力め、逐年順調の發達を遂げ來たつたのである。今金融組合業務發達の概況を示せば次の如くである。

借入金 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

の地方庶民が殆ど農業者を以つて構成さるゝが故である。次に各道別にその業務概況を掲ぐる事とする。

昭和六年度末各道別村落金融組合業務概況

道 名	組合數	支所數	組合員數	出 資 金		積立金	政府下附金	借入金	預り金	貸付金
				總額	拂込濟額					
京 畿 道	15	1	65,042	1,146,560	884,710	749,733	367,000	3,931,101	5,848,277	7,953,077
忠 清 北 道	3	6	29,350	28,330	27,092	53,121	101,000	2,996,791	3,321,211	4,899,593
忠 清 南 道	3	1	33,001	83,910	66,192	83,184	377,000	3,871,561	4,933,949	8,267,822
全 羅 北 道	4	1	45,490	749,610	451,085	444,317	101,000	4,722,955	4,123,335	7,500,759

道 別	媒介貸付金	預 け 金	年度内貨物管理高		總 益 金	總 損 金	差 引 純 益
			倉庫棟數	入出庫品價格			
全羅南道	三六	一、〇七、三〇〇	七四、六三	一、八五、五五	三六、〇〇〇	八、〇九、三〇〇	一、三〇、二五〇
慶尙北道	七〇	六、〇三九	一、一八四、八二〇	四、六八、八五	四、〇〇〇	五、七五、四七	一、〇、三五〇
慶尙南道	六	八、六、〇五	一、三三、二四三	四、〇〇〇	五、六三、四四	六、〇四、二七	九、八、一七
黃海道	五	五、五、六	五七、八三	一、二八、八五	三、〇〇〇	四、九、〇五	九、〇、一〇
平安南道	三	四、〇、〇〇	八三、六八	三、三、六八	三、〇〇〇	二、四、五〇	六、三、一八
平安北道	四	六、七、七五	一、二四、五八	六、七、〇〇〇	三、六、八五	五、〇四、五五	八、三、九一
江原道	四	三、八、六	四、九、九六	三、八、九四	三、〇〇〇	三、七、七五	五、五、七二
咸鏡南道	三	三、九、六八	三、九、四六	三、三、四三	三、七、〇〇〇	三、七、九〇	三、九、九七
咸鏡北道	三	三、〇、九	二、五、二五	四、五、六一	一、六、〇〇〇	二、三、四、三	三、九、九七
合 計	一四〇	六、九、四七	六、九、四九	二、三、八、七〇	三、九、〇〇〇	三、八、三、九	一〇、七、七

(續き)

道 別	媒介貸付金	預 け 金	年度内貨物管理高		總 益 金	總 損 金	差 引 純 益
			倉庫棟數	入出庫品價格			
京畿道	五〇七、四四	二、八五、三、六九	一九	二、九、二四三	一、三、五、七五	一、二、四、四七	七、九、二八
忠清北道	一、四、三、一五	一、二、五、三、三	六	三、六、二九	六、九、七、七	六、〇、九〇	一、四、八、九
忠清南道	一、四、三、一五	三、〇、四、〇、三三	二四	三、〇、九、七五	一、一、八、五、七九	一、一、〇、四、三三	八、六、四六
全羅北道	六、六、七〇	一、八、四、六、一五	二	二、九、〇、八八	一、〇、九、六、三	一、〇、九、六、三	二、七、八七
全羅南道	一、六、四、一〇	二、六、四、三、六三	二五	五、六、一、五	一、七、四、九、四	一、六、〇、八、七	一、四、〇、六
慶尙北道	一、五、四、三三	三、八、六、七九	二九	二、八、五、四六	一、四、七、二、九	一、四、六、三、〇	二、四、一、六
慶尙南道	一、七、三、四三三	三、四、六、七六	二八	一、六、七、七	一、四、七、三、一	一、四、八、八、七	三、四、三、五

道 名	組合 數	支所 數	組 員 數	出 資 金		積 立 金	借 入 金	預 り 金	貸 付 金
				總 額	拂込済額				
全羅南道	七	—	三、六、五	三、五、八、五〇	一、六、三、六	一、六、〇、五五	四、七、四三	二、六、三、三九	一、八、八、八八
全羅北道	五	—	二、四、五	二、五、五、〇〇	一、四、九、八一	一、六、六、八五	四、九、〇、七七	二、一、八、六、五三	二、二、五、五、四七〇
忠清南道	五	—	一、九、四、七	二、三、三、〇、〇〇	二、五、八、三三	一、三、五、五九	三、〇、三、四〇	一、四、六、三、七三	一、三、一、〇、四七
忠清北道	二	—	六、〇、五	九、二、九、〇	七、六、四、四	一、五、〇、七、五五	一、五、〇、七、五五	四、六、三、二四	五、三、〇、〇、三三
京畿道	二	—	七、四、三、四	八、九、〇、〇〇	五、五、七、七六	四、〇、三、一、二九	一、二、九、九、〇〇	六、三、四、八、三六	四、五、五、八、七
合 計	二一、四、三、〇一一	—	一、六、九、四、四三	一、六、九、四、四三	三、五、三、三、三	一、四、一、三、三、六五	一、三、三、三、九七	八、三、九、七	八、三、九、七

**都市金融組合** は大正七年の第一次金融組合令改正により認められ、當初に於ては村落組合と異り自由主義が認められたるが、昭和四年四月の第二次金融組合令改正により多少の變革を見、理事の任免の如きも亦朝鮮總督に歸屬するに至つた。然し業務取扱に於て、出資一口金額の大なること、手形割引並當座貸越の取扱が認められ居ること、一人當貸付高の制限大なること、短期貸付の期間が短きこと及び業務區域

昭和六年度末各道別都市金融組合業務概況

の狭少なること等に於て村落組合と主たる相違がある。昭和六年度末に於ける組合數は六十一、組合員數三萬三千八百八十七であり、前年度に比し組合數は増減なく、組合員數は増加を示してゐる。其の事業數字中注目すべきは預り金二千九百十七萬圓が、貸出金の二千二百十二萬圓を遙に凌駕してゐる事である。次に各道別事業概況を表示する。

道 別	媒介貸付金	預ヶ金	本年度貨物保管		損 益 計 算
			倉庫棟數	出入庫品價格	
慶尚北道	五	二二一六	一四、四七五	二六、五五五	三六、〇三〇
慶尚南道	九	六、一五三	四二、〇〇〇	四八、五三三	五、三八八
黄海道	二	一、三九六	九三、八三三	一五、〇〇〇	一、〇二一、七七一
平安南道	三	二、五二七	二〇、〇〇〇	六、六八八	三、〇五、〇四七
平安北道	三	一、四五六	七三、〇〇〇	一七、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
江原道	三	九三九	四〇、三九九	四、三二一	六二〇、九九九
咸鏡南道	二	一、一八〇	七四、七四四	一七、九七五	一、一、九、八九一
咸鏡北道	四	二、〇三九	一四、三〇四	二六、四四六	一、九、〇、六九一
合 計	六	三三、八八七	二、六、九、七九九	二、四、七、九〇四	三三、一、五、一六〇
京畿道	—	三、七〇四、四二二	—	—	八、五、七、七六
忠清北道	—	三、四、一〇四	—	—	一、〇、〇、〇〇
忠清南道	—	五、九、四九六	—	—	一、一、四、六九
全羅北道	—	七、七三、〇二九	—	—	二、一、八、四三三
全羅南道	—	一、四、四、五三七	—	—	二、一、八、二五
慶尚北道	—	一、四、五、六七〇	—	—	三、六、七、〇五
慶尚南道	—	三、〇、七、三、四四	—	—	一、一、三、九四
黄海道	—	三、五、七、五二六	—	—	五、〇、九、九三
合 計	—	一四、六、三、七〇〇	—	—	三三、七、七

(續き)

平安南道	—	一、八、八、九二二	—	—	二、七、三、八三三
平安北道	—	六、六、四九	—	—	三、九、八三三
江原道	—	二、九、七、九三	—	—	二、一、八、九三
咸鏡南道	—	六、八、四、四六	—	—	一〇、三、八、八六
合 計	—	一四、六、三、七〇〇	—	—	一六、六、六

二 金融組合聯合會

金融組合聯合會は前述の如く大正七年の金融組合令の改正に基き同年十一月、道を區域として十三の設立を見たのである。其の會員は區域内に主たる事務所を有する金融組合に限るを本則とするが、區域内の産業に關する法人にして朝鮮總督の指定したるものは特に加入する事を得る。茲に産業に關する法人とは、産業組合、漁業組合、畜産同業組合聯合會の謂であり、聯合會は斯かる組合に對し一種の中央金庫の機能を持つものである。而して其の管理機關たる理事長及理事は朝鮮總督の任免するところである。金融組合聯合會が、業務として所屬組合の資金調節の外、その業務の指導をも併せ行ふ事は、機能上有する特色であり、之が爲め政府は一聯合會に對し二十萬圓宛の無利子貸下金を爲してゐる。尙各道聯合會の資金の調節は、創設以來朝鮮殖産銀行が中央金庫たる地位に於て之に當り、昭和四年十月以降同銀行に於ては金融組

合中央金庫課を特設し、聯合會の資金關係業務の指導にも當ることゝ爲つた。

昭和五年度末各道聯合會業務概況を略記すれば所屬會員數七百十九にして、内金融組合六百六十一、運轉資金に就て看るに拂込済出資金四十二萬圓、政府貸下金二百六十萬圓、各種積立金二百十三萬圓、預り金四千二百五十一萬圓、借入金二千四百八十一萬圓、合計五千二百四十七萬圓にして、之に對する貸付金は六千一百四萬圓である。今之を累年比較に於て看れば、逐年増加を示し順調なる發展の跡を見るも、前年數字に比すれば借入金並貸付金の飛躍的增加せる一方、預り金の減少を示すは注目すべきであり、これ今次經濟恐慌の現れなりと見るを妥當なりとする。

次に金融組合聯合會累年業務狀況並各道聯合會最近の業務狀況を表示する。

金融組合聯合會業務狀況累年比較 (出資金以下金額單位千圓)

種 目	大正七年度末		同十一年度末		昭和元年度末		同三年度末		同四年度末		同五年度末		同六年度末	
	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別
所屬會員數	279		462		558		653		682		708		719	
出資金	140		243		341		407		429		442		不詳	
拂込濟額	28		203		298		351		378		403		420	
積立金	1		149		835		1,408		1,688		1,894		2,132	
借入金	597		2,543		1,150		1,465		1,785		3,102		2,485	
政府貸下金	650		2,275		2,600		2,600		2,600		2,600		2,600	
預り金	414		6,382		2,300		3,754		3,623		3,586		4,251	
貸付金	1,519		28,542		33,898		40,288		48,616		63,674		61,045	
剩餘金(△損失)	△ 16		114		296		299		266		245		222	

昭和六年度末各道金融組合聯合會業務概況

聯合會名	所屬會員數	出資拂込濟金	政下府金	各準備金	借入金	預り金	貸付金	預ヶ金	損益勘定		
									總益金	總損金	純益金
京畿道	16	5,503	100,000	2,500	1,400	6,351	4,764	3,111	5,763	5,077	10,840
忠清北道	1	1,526	100,000	11,000	1,500	1,433	3,149	1,717	2,507	2,477	7,76
忠清南道	3	2,262	100,000	11,000	1,500	1,433	4,421	2,400	3,775	3,590	2,76
全羅北道	9	2,496	100,000	10,000	2,500	2,500	4,488	4,000	4,000	4,689	3,86
全羅南道	3	2,182	100,000	10,000	2,500	2,500	4,098	4,000	6,778	6,530	2,24
慶尙北道	7	2,237	100,000	3,966	1,937	4,823	6,475	7,100	5,322	5,849	3,90

聯合會名	所屬會員數	出資拂込濟金	政下府金	各準備金	借入金	預り金	貸付金	預ヶ金	總益金	總損金	純益金
慶尙南道	6	2,711	100,000	3,800	1,864	6,240	6,177	2,358	5,563	4,923	43,77
黃海道	2	2,700	100,000	2,800	1,775	3,321	5,133	4,351	3,962	3,650	3,02
平安南道	5	3,800	100,000	9,800	9,783	3,509	4,477	1,317	5,070	2,916	1,65
平安北道	4	3,622	100,000	11,000	1,687	2,789	4,009	6,101	3,041	2,925	1,12
江原道	1	3,133	100,000	15,000	2,000	1,966	3,756	5,756	3,035	2,951	8,44
咸鏡南道	4	2,900	100,000	6,183	9,706	2,262	3,375	2,427	2,700	2,626	1,33
咸鏡北道	3	2,759	100,000	4,558	6,475	1,881	2,474	4,643	1,917	1,874	4,79
計	26	22,000	2,000,000	113,622	148,503	21,923	61,702	10,853	50,936	48,878	33,69

三 朝鮮金融組合協會

朝鮮に於ける金融組合の異常なる發達は、組合並に聯合會相互間に於ける聯絡上一種の中央的機關の要求を必然的に齎し、昭和三年九月二十九日「金融組合及金融組合聯合會の發達及聯絡を圖るを以て目的」とする財團法人朝鮮金融組合協會が設立さるゝに至つた。

- 一、會報其の他の圖書を發行すること
- 二、金融組合趣旨の宣傳を爲すこと
- 三、金融組合事業に關する調査研究をなすこと
- 四、金融組合事業に關する講習講話を開催すること

- 五、金融組合事業に關する功勞者の表彰を行ふこと
- 六、金融組合、金融組合聯合會及本會の職員に對し退職慰勞金、弔慰金其他の支給をなすこと
- 七、金融組合及金融組合聯合會の建物の損害補填を爲す事
- 八、金融組合及金融組合聯合會の爲に其の所要物品の共同調辨を爲すこと
- 九、前各號の外本會の目的を達するに必要な事項であり従つて業務上に於ける監督指導權乃至中央金庫の機能は事實上附與されてゐないが現在の協會としては上掲の如き目的及事業の遂行により、將來の發達並に實質的中央機關への途を開拓すべき任務を有するものであらう。

### 第三節 樺太の産業組合

産業組合の發展が植民地に於ては現在如何に困難な状態にあるか、またそれが過去にどんな状態に置かれてあつたか、此等の事情に就ては植民地に産業組合運動を根強く發展せしめんと努力して居らるゝ指導者竝に組合當事者の深く經驗せる所であらう。即ち植民地を指して行く移住者（漁業者、農業者、林業者、商業者等を含む）の心理は、大漁してふんだんに金儲けして歸國しやうとか、よい山でも安く拂下げて一儲けしやうとか、兎に角移住して行く人は金にのみ執着して日々を送つてゐるのが實状であつた。また移住者は同一地方からの集團的移民でなく、諸地方からの寄り集りであるから一つになつてお互の便利のために協同活動をやつて行くことなどは、各自の職業や生活様式が相異なるだけに困難のことである。尤もかうした氣分を持つのも無理はない。彼等とて住み慣れた古里の山河を後にして遠く未開の地に獨り活動することは我が國民性の上からも困難とする所である。だが生くるためにはかうした苦痛をも克服しなければならぬ。

かゝる事情は植民地大衆を必然的に個人主義的に育てあげて行き、従つて相互扶助、共存同榮の方法を採入れて根強く發展せしむるのは寔に困難のことである。これが組合未發達時の状態であつた。

併し現在の状態は前とは大分改革されて來てゐる、と同時に移住者の氣分も變らざるを得ない事情となつた。それは昭和四下半年より同五年にかけて特に著しくなつた經濟恐慌の嵐はこゝには極めて深刻に響いて來た。加ふるに大火、大水害、不漁、不作、漁獲物、農産物、林産物の慘落は住民をして生産用具である鋸まで入質させ、或は馬の飼料を常食とさせるまでに、困窮につき落した。その上擔保に供する何物も持たない多くの人々は當面の苦難から脱出する爲めに非常に苦しんだ。その間に於て産業組合の活動はさうか。

かくも深刻なる經濟恐慌は樺太の産業組合方面にさう影響したか、それは貸付金の固定、組合の解散、擔保貸付の激増、生産物の販路の杜絶の形となつて現れて來た。組合當事者はこれが善後措置として「組合を救ふものは組合員なり」のモットーを高揚して組合員を鞭撻し全島組合各種事業の進展に力を盡すと共に組合精神の普及に全力を注ぎつゝ堅實に進んでゐる。今組合精神擴充のために實行しつゝある事例の二三を舉ぐれば産業組合新聞の刊行、事業案内、パンフレットの配布、産業組合宣傳「フィルム」の方法によつて未設立地の普及宣傳及不良組合の改善に向つて努力してゐる。

次に産業組合の動きを示さう。

#### 種類別組合數累年比較

種 類	大正四年 (樺太ニ組合 法公布ノキ)										
	同五年	同六年	同八年	同十年	同十三年	昭和元年	同二年	同四年	同五年 十月末	同六年 十二月末	
信用組合	5	5	7	9	12	12	13	13	17	19	
販賣組合											
購買組合											
利用組合											
信販組合											
信購組合											
信利組合											
販購組合											
販利組合											
購利組合											
信販購組合											
信販利組合											
信購利組合											
購販利組合											
信販購利組合											
計	6	15	26	33	37	33	36	40	45	47	

上表を概観するに組合法の公布された大正四年中には全島に一組合の設立すら見なかつたのが、翌五年には信用組合

五、信販購利組合一、計六組合の設立を見るに至り、更に其の後逐年發達して昭和四年には全組合數四十なりしが五年十月現在に於ては五組合を増加して四十五組合となり、昭和六年十二月末には尙ほ二組合を増して四十七組合となるに至つた。而して今年の統計は昨年比して全體から見れば數に於て二組合の増加であるが、購買組合一、信販購利組合三組合の

減少を示し、信用組合の二、信販購利は三組合を増加してゐる、之等の變動は、恐らく經濟恐慌の影響をうけての移動と思はるゝ。  
今上表四十七組合中、第一位にあるは信用組合の十九、第二位は信販購利組合の十一、第三位は信販購の八組合、これにつぐは購買組合、販購組合の各二組合である。

組合員數累年比較

種 目	大正四年 (組合法公 布ノ年)						同 五 年	同 六 年	同 八 年	同 十 年	同 十 三 年	昭 和 元 年	同 二 年	同 四 年	同 五 年	同 六 年
	組 合 數	調 査 組 合 數	組 合 員 數	一 組 合 當 組 合 員 數	農	工 商										
組 合 數	六	六	二五	四	一	三	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三
調 査 組 合 數	六	六	二二	三	一	二	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三
組 合 員 數	二五	二五	六〇	一、四九	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇
一 組 合 當 組 合 員 數	四	四	二、七〇	三、七三	三、七三	三、七三	三、七三	三、七三	三、七三	三、七三	三、七三	三、七三	三、七三	三、七三	三、七三	三、七三
農	三	三	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
工 商	一	一	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
林 漁	一	一	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
官公吏會社員	一	一	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
其 他	一	一	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五

組合員數に就て見れば組合法が布かれて一年後の大正五年の統計は、調査組合六、組合員數は二九五人にして、一組合當り平均四九人であつたものが、同八年には共に増加して組合數は二六、組合員數一、四五九人を包容するまでに發展し一組合平均五六人となるに至つた。その後逐年進展して、昭和元年には調査組合二八、組合員數二、三九六、一組合當り平均八五人、同四年には調査組合三四組合、組合員數三六七八人となり、同五年は三七組合の三、四九二人となつてゐる。  
今之を職業別に見るときは、大正五年は農業者の一三八人

が第一位にして、商業者七九人は第二位、之に次ぐは漁業者の七三人なりしが、同八年には漁業者の五二二人が首位となりて、農業者、商業者の順位となり同十三年は農業、商業、漁業の順位で、昭和二年には商業者の六一七人首位となり、農業者の五一四人第二位に、昭和五年には商業者の一、一八八人を第一とし第二位は農業の八七八人、第三位は官公吏並に會社員、之に次いで漁業者となつてゐるが前述せる如くに、豊原購利組合の報告未着のため實際と多少異なるは亦已むを得ない。昭和六年には商業、官公吏、漁業者組合の順位である。

組合總括概況

項 目	昭 和 三 年	同 四 年	同 五 年	同 六 年
組 合 數	三七	四〇	四五	四七
調 査 組 合 數	二六	三四	三七	三九
組 合 員 數	二、七八六	三、六七八	三、四九二	四、五五一
出 資 口 數	二〇、二二九	二四、七九五	三〇、七八五	三七、九三八
出 資 金	八六八、一七九	一、〇三三、〇五五	一、三四四、三九五	一、五七二、四三五
拂 込 濟 出 資 金	六九〇、四九八	八七一、〇七七	一、〇三五、五二五	一、二一八、二四八
準 備 金	一	一八二、五二六	二〇六、七五四	二四九、四一三
諸 積 立 金	一八六、七一一	三八、七一〇	三七、八二五	三九、八六二

借入金	六二、一八一	二二〇、四九四	二二一、五三五	三〇八、七四三
貸付金	一一一、一三七	一一五、五三一	一五四、六五一	一四二、四四九
信用組合貯金	一、三五〇、七四七	(調査組合数三七)	(調査組合数三七)	(調査組合数三五)
販賣組合販賣高	六六九、八〇五	二、二九九、九八五	(同)九、八八五	二、四三六、六〇三
購買組合販賣高	一二七、一八四	九二四、五八六	(調査組合数一六)	(調査組合数二〇)
利用組合利用高	一四九、六二七	(同)一〇、五八	(同)一〇、五八	(同)一〇、五八
	五六三	五〇、六四七	五〇、六四七	八六、八六二
		八、四八八	一、五八四	七、〇四〇

今、各種事業の大體の状況を述べよう。

信用事業は本島として極めて重要であつて、信用組合が活潑に活動し得るに至れば他の事業組合はこれと併進發展する状態にある。而して現在信用事業は他の事業組合に較ぶれば斷然群を抜いては居る。併し現下の不況は組合活動を著しく阻害し、従つて組合員の經濟上に影響する所が大である。即ち貸付金の固定、貯金の減少等組合は滿身瘡痍の感である。かゝる事象の主動的原因は、勿論前述の數年來の不況に因るを發すると雖も、理事者に人を得ずして不振組合となれるものも相當ある爲である。而し中には順調なる経過を辿り現に一割一割二分の配當をしてゐる組合もある。

又組合によつては減債貯金を勵行せるもの、或は不良貸出を積極的に整理するため努力中のものもあるから今後の發展は期待し得らるゝものと信する。

購買事業は特種的事情にある組合を除けば十分發展し得る状態にある。即ち理事者に人を得ぬことゝ組合に對する理解が不徹底のために、組合の發展活動を阻害して居る現状であるがこれを除去することによつて車輪は滑かに進み得るであらう。

販賣事業も未だ不振の状況にあるが、これは經濟恐慌に影響されての結果である。併し近時農産物、畜産物の共同販賣農業倉庫の設立等の新規計畫によりて組合員の經濟生活の向上に對して威力を持ち得ることもそう遠くはないであらう。

利用事業は逐年進展しつゝある。利用設備の主なるものは貨物自動車、發動機船等であるが、前者は生産物並に購買品を運搬し、後者は沖合漁業に利用されつゝある。

以上大體各種事業の状況を述べたのであるが、この外組合員は副業として養蚕(このために特に資金を貸付する信用組

運轉資金累年比較

種別	大正五年	同六年	同七年	同九年	同十年	同十三年	同十四年	昭和元年	同三年	同四年	同五年	同六年
組合數	六	一五	二四	三六	三三	四四	五七	七〇	八〇	九四	一〇七	一二〇
調査組合數	六	二二	三三	一九	三三	四六	五九	七二	八五	九八	一一一	一二四
拂込濟出資金	二、一四五	四、二三四	九、七六六	二四、五九四	二七、三六八	四九、六六五	五三、三七四	六五、三六三	六〇、四八四	八二、〇七二	一〇三、五三三	一二八、四八八
準備金	一	六	三三	二七〇	六、五三三	一三、〇六九	一四、八六九	三三、六四四	三三、四四九	一八、三五六	三〇、六三四	三九、四三三
諸積立金	一〇	三三	一、九六四	一三、七五五	三四、五七七	五三、六八〇	六六、〇八四	一七、四〇七	一四、三三七	三、七二〇	七、八二五	三九、八三二
借入金	一〇、〇〇〇	三三、〇六二	一三〇、五九二	一〇〇、三三八	一〇九、七五七	一四九、九六八	一三三、八五二	一四四、四一〇	一六三、一八一	三三〇、四九四	三三三、五五五	三三八、七三三
小計	二、一五五	八、四七〇	三三、三二二	三三、三二二	四三、三二二	六九、〇二二	七七、一五三	九〇、七三三	九九、九三三	一三〇、三〇七	一四〇、七三七	一六六、三六三
一組合平均	三、五九二	七、〇四四	一〇、五五七	一七、四四一	一七、四四一	二二、九六三	二二、九六三	二七、四四五	二七、四四五	三三、四四五	三三、四四五	三三、四四五
調査組合數(信用)	六	二二	三三	一九	三三	四六	五九	七二	八五	九八	一一一	一二四
貯金	一、七七七	四、六九五	一〇、一〇二	五、六四五	八、三七一	一三、〇一一	一五、〇〇一	三三、四四四	三三、四四四	六八、八〇五	七四、六六九	九四、六六九
一組合平均	二、九六二	四、八九五	二、八二四	三、六三九	四、九六四	七、〇六九	七、〇六九	一三、五七三	一三、五七三	一七、三六八	一七、四七七	三三、八三三
合計	三三、〇三二	一三三、一〇三	三三三、四四四	三三三、四四四	四九六、九二二	六八八、〇三三	九三三、一四四	一、一八七、一八七	一、三〇九、一八七	二、〇九一、四七二	二、三三三、三三三	二、九三三、〇三三
一組合平均	三、八四三	一〇、九四一	一五、四三三	三〇、三三五	三二、六四四	二八、一四三	三三、五三三	四四、〇九八	四四、〇九八	六六、〇七二	六六、〇七二	七九、三三三

右表によりて大正五年以降昭和六年迄の統計を見れば大正五年に、拂込濟出資金、準備金、諸積立金、借入金の一組合平均は三、五五九圓なりしが同九年には四・九倍の一七、四四

一圓に増加し、同十三年には九年の一・九倍強を増して三三、四五六圓となり五年には十三年の一・二倍強の四〇、五八四圓に増加し、六年には更に増加して四六、五七〇圓となつてゐる



同様貯金に就て見れば大正五年に一組合平均貯金二八九圓なりしが同九年には九・八倍弱を増加して二、八二四圓となり同十三年には七、〇六九圓(九年の二・五倍強)となり昭和五年にはそれより三・九倍強を増加して二七、四八七圓となり、六年には三二、八二二圓といふ發展數字である。

**有限責任樺太信用組合聯合會**

樺太信用組合聯合會は樺太産業組合の中央金融機關であつて内地の産業組合中央金庫の如く樺太に於て産業組合金融の

**有限責任樺太信用組合聯合會概況 (區域全島)**

中樞をなしてゐる。本聯合會の活動は近時益々發展し刻下の經濟恐慌時に處して極めて効果的に組合金融を調節し居るとは所屬組合の活動を助成する唯一の力である。尚ほ現在本會加入手續中のもの五組合あり、今後は有名無實の二、三組合を除き全部本會に加入せしめ以て本島組合金融統制を劃策中である。本年の聯合會の貸付金は年末迄に相當額に達する見込みである。今次に數字を掲げてその活動狀勢を知らう。

昭 和 四 年	同 五 年	同 六 年
會 員 數	一七	三三
出 資 口 數	八六	一七二
出 資 金	四三、〇〇〇	八六、〇〇〇
拂 込 濟 出 資 金	一八、五二五	三八、九一九
準 備 金	六六三	一、八七四
借 入 金	五、六〇〇	一一七、八〇七
貯 蓄 金	一一、三七一	一一九、一六七
貸 付 金 額	三、八五九	一四四、三三三
預 餘 金	一、八二二	二、三四八

(昭和六年十月十五日)

**樺太産業組合協會の設立**

昭和六年三月樺太産業組合協會が設立された。これは内地の産業組合中央會と同じく産業組合の指導獎勵機關であつて

**第四節 關東州の金融組合**

關東州に金融組合の認められたるは昭和三年五月二十五日關東州及南滿洲鐵道附屬地金融組合令(勅令第八十九號)の公布による。同年末には村落組合五、都市組合四、合計九組合であつたが、爾來三年餘を経たる昭和六年三月末現在によれば、村落組合五、都市組合十五、合計二十組合となり、組合數に於て倍加の状態である。殊に都市金融組合に於て逐年著しき増加を示してゐる。

**事業の狀況**

**一、經濟界の消長**

數年來繼續せる世界的不況は依然として尙ほ回復の模様なく先年民政黨内閣に於ては金輸出の解禁を斷行したるも周圍の事情好轉せず遂に政友會内閣となり再び金輸出再禁止となり延いて圓價の對外爲替暴落を出現し銀價著しく向上し對支貿易上稍、曙光を認めんとしたるも偶、滿洲事件、上海事件勃發し滿洲國成立となり皇軍の出動を見るに至り滿洲奥地の匪

産業組合の普及發達に向つて努めて居る。過去に於てかゝる機關のなかつた本島に協會の生れたことは寔に當然のことで今後に於ける協會の活動如何は組合發展の成否に關し、それは本島開發のバロメーターである。

賊猖獗を極め農作物の掠奪、良民の被害隨處に甚しく交通杜絶して特産物の搬出不能となり滿鐵の輸送成績にも多大の障碍を來たし經濟上甚大なる打撃を被り市況沈滞を極めたり。然れども奉天、長春等の奥地に於ては軍の移動に伴ひ軍隊關係の商店は相當資金の需要を喚起し延いて活況を呈したる處ありされど一方旅順の如きは駐劄聯隊の北進、軍司令部の移動に依り且つ又關東廳の行政整理の影響をうけ購買力の減少を來し市況不振を極めた。

**二、金融組合數累年發達狀況**

昭和五年三月末との比較に於て都市、村落兩種組合共組合數には何等移動なきも、組合員數に付ては依然増加の傾向を見る。即ち昭和七年六月末現在に於て八、四一二人(一組合平均四二〇・六人)前年同期に比し七七一一人の増加を示してゐる。増加の傾向は都市組合に於て特に著しい。

昭 和 三 年	都 市 組 合	村 落 組 合	合 計
	四	五	九





(B) 資金運轉の内訳

名 稱	貸 付 金			所 有 物		預 け 金		現 金		雑勘定	損失金	合 計
	貸下金	手形	短期証券	不動産	什器	定期	當座	其ノ他	現金			
滿洲金融組合聯合會	1,000	10,000	110,000	1	100	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
滿洲金融組合聯合會事業狀況												

(イ)本年度末日に於ける所屬組合数は前年度と同数にして異動なく則ち都市組合十五、村落組合五にして合計二〇組合なり。  
其出資口數二〇口出資總額一萬圓にして其内拂込済總額は六千圓にして前年度に比し拂込額二千圓を増加せり。

(ロ)預金及資金運用の狀況

本年度に於ける預り金總額は七十萬圓、拂戻總額三十四萬圓にして年度末に於て差引残高三十六萬圓なり蓋し昭和六年六月より預り金利引上の結果著しく預り金漸増の傾向を示し來れり。

本年度に於ける本年度末現存残高九十三萬圓なり此中村落組合に對する貸付總額二十一萬圓にして前年度末の十一萬圓に比し十萬圓を増加せり。

都市組合に對する貸付は大部分無利子の政府、貸下資金にして前年と大差なし。

(ハ)所屬組合に對する業務指導其他

全部の所屬組合よりは毎月業務月報及實際報告表並に經費支出明細表を徴し又都市組合よりは年四回村落組合よりは年二回の貸付金明細表を徴し當會に於て嚴密なる机上調査を施行し、此等の調査に基き毎月業務狀況一覽表を作成し、之を各組合に配布し比較研究の參考に資した。又各組合に付出張の上毎年施行すべき帳簿の内容調査は人員不足の爲充分徹底し能はざりし爲且は各組合の發展に伴ひ業務指導の上に遺憾の點なきを保し難きに依り之が充實を期待したる處、關東廳に於ては昭和六年十二月關東廳財務課長の常會理事長兼任を解き從來の大連金融組合理事を以て當會理事長兼大連金融組合理事に任命し、同時に當會の事務所を從來の關東廳内より金融機關の中心地たる大連に移轉を執行し、業務遂行上將來一段の進展を圖すに至つた。

本年度に於ける各組合の成績は一般經濟界の不況にも拘らず良好にして相當の剩餘金を生じ殊に村落組合は何れも銀暴落の打撃ありしにも拘らず、且關東廳の補助金をも受けず多大の利益を擧げ初回の配當を爲すに至つた、只遺憾なりしは開原組合に不祥事件ありて滿洲金融組合史上汚點を印せるも幸其措置宜しきを得該組合に對し物質上何等の損失を來さざりしは不幸中の幸であつた。

## 第五章 雜

### 第一節 農山漁村經濟更生計畫と産業組合の指導方針

#### 農山漁村經濟更生計畫樹立方針

經過の大要

農林省内各局の技師に依り育てられた案を更生部に於て纏め、此の案を更生部囑託たる學者、篤農家の會議に於て審議し省の方針たらしめる爲めに經濟更生中央委員會にかけて審議し、此の案を省の案として採用し確定した。

更生中央委員會は十一月十八日に全般的審議をなし十九日には農山村、漁村、産業組合、金融の四ヶの特別委員會に於て審議を了した。

本省の經濟更生部をも含めたる經濟更生事業の豫算は明八年度に於ては七十五萬五千三百圓であつて、地方の經濟更生委員會に對する補助金は、道府縣及町村の委員會設置の爲めに要する費用及此の事務に來任する職員設置に要する費用である。此の町村の計畫樹立の爲めに要する費用として八十圓、促進の爲めに町村農會、漁業組合、郡には水産會郡農會、畜産組合、養蠶業組合等に技術員を設置する費用として一町

村當り百三十圓、一郡當り二百圓を補助する。

道府縣區域の更生委員會は殆んご全部七年内に構成され、町村に於ても、鋭意委員會の構成と町村の計畫案の樹立とが審議を進められつゝある。

農村の更生計畫の進行を農林省に報告する爲めには一千名の通信員が任命され、之れは地方の代表的青壯年、篤農家に於て、その九割は農村關係で、一割は漁山村の關係家と云ふ様なことになつてゐる。

此の更生計畫を立つべき町村は全國一萬一千五百六十四町村あり、五ヶ年間に毎年一千町村、合計五千町村を更生せしめる豫定である。

町村の計畫は道府縣の委員會に於て査定し、其の樹立すべき数は本省更生部に於て決定する事になる。

農村經濟更生中央委員會委員及幹事氏名は左の如くである。

- 農林政務次官 有馬 頼 寧
- 農林次官 石 黒 忠 篤
- 農林參與官 松 村 謙 三

農務局長 長瀬貞一  
 山林局長 木島駒藏  
 水産局長 戸田保忠  
 畜産局長 村上龍太郎  
 蠶絲局長 入江魁  
 經濟更生部長 小平權一

農村經濟更生中央委員會委員ヲ命ズ

內務省地方局長 安井英二  
 社會局長官 丹羽七郎  
 大藏省理財局長 富田勇太郎  
 大藏省銀行局長 大久保偵次  
 文部省社會教育局長 關屋龍吉  
 商工省商務局長 川久保修吉  
 從三位勳二等 高岡態雄  
 從三位勳二等 岩住良治  
 從三位勳二等 和田國次郎  
 從四位勳三等 佐藤寛次  
 從四位勳三等 齒部一郎  
 從四位勳三等 木村修三  
 正五位 橋本傳左衛門  
 從三位勳二等 岡本英太郎  
 從三位勳二等 矢作榮藏  
 從三位勳三等 子爵 野村益三

正四位勳三等 子爵 東園基光  
 從三位勳三等 男爵 村上隆吉  
 從三位勳三等 望月龍三  
 正四位勳三等 男爵 月田藤三郎  
 從四位勳三等 藤村義朗  
 從四位勳三等 山崎延吉  
 從四位勳三等 伊谷以知次郎  
 從五位 那須皓  
 從五位勳六等 田澤義鋪  
 從五位勳六等 千石興太郎  
 國司浩助  
 福澤泰江  
 鈴木信一

農村經濟更生中央委員會委員ヲ囑託ス

經濟更生部長 小平權一  
 農林書記官 井野碩哉  
 農林書記官 三宅發士郎  
 農林書記官 周東英雄  
 農林書記官 田中長茂  
 農村經濟更生中央委員會幹事ヲ命ズ 岡田 温  
 從六位

農村經濟更生中央委員會幹事ヲ囑託ス 次ぎに、本省の農山漁村經濟更生計畫中の産業組合に關す

る部分を抜萃して掲載する。

農山漁村經濟更生計畫ト産業組合ノ指導方針

甲 經濟更生計畫ト産業組合

一 經濟更生計畫中販賣、購買、金融、利用等ノ經濟行爲ニ關スル事項及其ノ實行ニ付テハ産業組合ヲ中心トシテ考慮スルコト  
 經濟更生計畫ノ實行ニ付テハ資金ノ合理的供給其ノ他金融ノ改善、整備、生産費ノ輕減、生産物ノ販賣統制、經營用品ノ配給統制、各種設備ノ合理的利用、農家經濟ノ改善等各般ノ産業經濟ニ亘リ相互扶助、共存同榮ノ精神ニ基キ共同シテ之ヲ遂行スルヲ最モ捷徑トス之ガ爲ニハ中小産者ノ相互機關タル産業組合ヲシテ其ノ衝ニ當ラシメ其ノ徹底ヲ期スル爲遺憾ナキ様其ノ計畫ヲ樹立スルコトヲ要ス

二 町村經濟更生委員會ノ委員ニハ成ルベク産業組合ニ理解アル者ヲ多ク選定スルコト

經濟更生計畫ト産業組合トハ紋上ノ如ク密接ナル關係ヲ有スルヲ以テ有効適切ナル經濟更生計畫及其ノ實行ヲ期スルニハ成ルベク産業組合ニ理解アル者ヲ以テ經濟更生計畫ノ樹立ニ參與セシムルコトヲ要ス

三 町村ニ於ケル産業經濟ノ各部門ニ亘リ産業組合ノ目的タル事項ハ

總テ産業組合ニ統一シテ行ハシムル様經濟更生計畫ヲ樹立スルコト

中小産者ガ各個無統制ニ産業ヲ營ミ又ハ經濟ヲ行ヒ各種團體ガ夫々ノ分野ニ即セズシテ其ノ事業ヲ經營スルニ於テハ經濟更生ノ效果ヲ舉グルコトヲ得ザルヲ以テ之ガ適切ナル更生ノ實ヲ舉ゲシムル爲中小産者ヲシテ産業組合ニ結合セシメ其ノ産業及經濟ヲ統一綜合シ且各種團體ノ分野ニ即セザル統制ナキ活動ヲ矯正スルト共ニ之等團體ノ連絡統制ヲ圖リ以テ各分野ニ於ケル活動ヲ促進スル様經濟更生計畫ヲ樹立スルコトヲ要ス

四 産業組合擴充ニ關スル計畫ヲ樹立スルコト

經濟更生計畫樹立ヲ爲スニ當リ産業組合擴充ニ關スル計畫ヲ樹テ之ニ基キ其ノ組合活動ノ促進ヲ圖ルハ經濟更生計畫ヲ遂行スル所以ナルヲ以テ産業組合中央會及其ノ支會ト連絡シ其ノ計畫ニ準據シ各地方ノ事情ニ應ジテ之ガ擴充計畫ヲ樹立シ經濟更生計畫ノ實行トシテ之ガ遂行ヲ期スルコトヲ要ス

五 經濟更生計畫樹立實行ニ伴ヒ産業組合ノ責務ノ重大ナル所以ヲ自覺徹底セシムルコト

經濟更生計畫ノ樹立實行ニ當リテハ上述ノ如ク産業組合ハ販賣、購買、金融、利用等町村ニ於ケル産業經濟ノ各部門ニ亘リ重要ナル任務ヲ負擔スルノモノナラズ今後益々組合

ノ設立及組合員ノ増加ヲ必要トスルヲ以テ既設ノ組合ハ勿論新設ノ組合ニ於テモ役職員ハ素ヨリ其ノ組合員ハ其ノ責務ノ愈々重大ナル所以ヲ自覺シ其ノ内容ノ充實、基礎ノ確立、經營ノ適正等組合經營ニ付徹底的改善ヲ爲スト共ニ苟モ法令定款ニ違背スルガ如キコトナキ様組合事業ノ經營ニ付萬遺憾ナキヲ期スルコトヲ要ス

乙 産業組合活動ノ根本方針

- 一 産業組合ノ機關及内部組織改善刷新
- 一 理事及監事ノ選任ニ當リテハ人格、技能及活動力ニ重點ヲ置キ情實ヲ排シ適材ヲ舉ゲシムルコト
- 二 専ラ組合ノ業務ヲ擔當スル理事ニハ他ノ業務ヲ兼ヌル者ヲ避ケ眞ニ専心且公正ニ組合ノ業務ニ盡力スル者ヲ選任セシムルコト
- 專任者ニ非ザル他ノ役員ニモ組合ノ事業ト利害相反スルガ如キ他ノ業務ニ從事スル者又ハ組合ノ事業ヲ不公正ナラシムル虞アルガ如キ者ヲ避ケシムルコト
- 三 毎月少クトモ二回以上理事會ヲ開キ事業ニ關シテ協議セシメ其ノ適正ト進展トヲ圖ラシムルコト
- 四 組合ノ事業ヲ促進シ其ノ發達ヲ期スル爲信用評定委員部落委員、教育委員等ヲ設置セシムルコト
- 五 組合ノ構成ヲ合理的ニ組織建テ且其ノ事務ヲ整備シ何

人ガ役員ニ就任スルモ組合ノ活動ニ些少ノ支障ヲモ來サズ其ノ經營ヲ持續シ得ル様努メシムルコト

- 六 組合ハ組合員ト常時密接ナル連絡ヲ保チ組合員ヲシテ組合事業ニ充分ナル關心ヲ持タシメ組合員ガ組合ヲ自己ノ組合タルコトヲ自覺スル様努メシムルコト
- 七 組合ハ組合員ヲシテ必ズ總會ニ出席セシメ組合ノ事業ヲ熟知セシメ其ノ圓滑ナル運行ヲ爲ス様努メシムルコト

二 産業組合ノ監査ノ徹底

- 一 組合ニハ成ルベク常任ノ監事一人ヲ置カシムルコト
- 二 監事ヲシテ常時組合事務ニ注意セシムルノミナラズ少クトモ毎月一回以上公平且嚴密ニ組合事業又ハ理事ノ職務執行ノ狀況ヲ監査セシムルコト
- 三 監事ヲシテ毎月少クトモ一回以上理事會ヲ開キ監査事務ニ關シ意見ノ交換ヲ爲サシムルコト
- 四 監事ヲシテ監査講習會ニ出席セシメ其ノ監査能力ヲ向上セシムルコト
- 五 組合ヲシテ成ルベク産業組合中央會ノ監査ヲ受ケシムルコト

三 産業組合ノ設立普及

- 一 産業組合ノ設立ナキ町村ニ於テハ速ニ之ヲ設立セシムルコト
- 二 新ニ設立スル産業組合ノ組合員ハ當初ヨリ区域内ノ住

民全部ヲ目標トシテ其ノ大多數ヲ網羅セシムルコト

- 三 新ニ設立スル産業組合ハ成ルベク當初ヨリ信用、販賣購買及利用ノ四種事業ヲ兼營セシムルコト但シ産業組合製絲其ノ他特殊ノ事業ヲ經營スル組合ハ信用事業ノ經營ヲ避ケシムルコト
- 四 新ニ設立スル産業組合ノ區域、組合員、事業等ト重複スル虞アル既存ノ出荷組合、養蠶組合、副業組合等ハ成ルベク之ヲ整理シテ産業組合ニ引直サシメ其ノ引直シ困難ナル事情存スル場合ニ於テハ先ヅ産業組合ヲ設立シ既存ノ組合ヲ産業組合ニ綜合統一セシムルコト

四 産業組合ノ組合員ノ加入獎勵

- 一 区域内ノ住民ヲシテ漏レナク産業組合ニ加入セシメ其ノ利用ヲ徹底セシムルコト
- 二 農事實行組合、養蠶實行組合ハ勿論出荷組合、養蠶組合、副業組合等部落ノ組合ハ之ヲ農事實行組合トシ産業組合ニ加入セシメ其ノ事業ヲ産業組合ニ連絡統制セシムルト共ニ産業組合ノ團結ヲ鞏固ニシ産業組合ノ相互扶助ノ精神ヲ徹底セシムルコト
- 三 各種實行組合ガ産業組合ニ加入スルニ於テハ或ハ個人組合員ノ脱退ヲ招キ或ハ個人ト産業組合トノ連絡ヲ缺キ産業組合本來ノ精神ヲ薄弱ナラシムルガ如キコト無キヲ保セザルヲ以テ實行組合ノ組合員モ産業組合ニ單獨加入

スル様努メシムルコト

- 四 出資能力ナキ小産者ニシテ産業組合ニ加入困難ナル者ハ農事實行組合又ハ養蠶實行組合ノ組合員トシテ産業組合ヲ利用セシムルコト
- 五 加入金ノ徵收、不當ナル加入拒絶等組合員ノ加入増加ニ關シ支障トナルベキ事項ハ一切改廢セシムルコト

五 産業組合信用限度ノ擴充

- 一 産業組合ハ法定ノ組織變更期限ヲ待ツコトナク有限責任組織ノ組合ハ速ニ其ノ責任組織ヲ保護責任又ハ無限責任ニ改メ以テ白地信用ノ擴充ニ努メシムルコト
- 二 組織變更ニ關聯シ出資一口金額ヲ減少シ或ハ組合員ノ脱退ヲ來スガ如キコトナカラシムルコト
- 三 出資口數ノ増加又ハ出資一口金額ノ増加ヲ圖リ且配當金ノ率ノ制限、積立金ノ増加等ニ依リ組合ノ自己資金ノ充實ヲ圖ラシムルコト
- 四 以上ノ外組合員ヲシテ各自ノ産業經濟ノ改善ヲ圖リ組合員一致協力シテ組合ノ基礎ヲ確立シ以テ組合ノ信用維持ニ努メシムルコト

六 産業組合事業ノ促進

- 一 一般事項
  - イ 産業組合ノ活動ヲ促進セシムル爲組合員ニ産業組合精神ヲ徹底セシムルコト

ロ 産業組合ハ成ルベク信用、販賣、購買及利用ノ四種事業ヲ全部兼營セシメ各事業間ノ連絡統制ヲ圖リ事業ヲ擴充シ以テ組合經營ヲ合理化セシムルコト但シ産業組合製絲其ノ他特殊ノ事業ヲ經營スル組合ニハ成ルベク信用事業ノ兼營ヲ避ケシムルコト

ハ 産業組合ハ絶對的ニ系統的聯合機關ニ加入セシメ總テ之ガ利用ヲ爲サシムルコト、シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ他ト取引スルノ必要アル場合ニ於テハ系統機關ノ了解ヲ得セシムルガ如キ約款ヲ定メ專屬取引ヲ徹底セシムルコト

ニ 組合員ノ組合利用ヲ促進スル爲責任出荷、義務貯金等ノ制度ヲ設ケ之ガ勵行ニ努メシムルコト

ホ 拔賣、拔買ノ禁止其ノ他定款、規約等ノ違反ニ對シ過怠金ヲ課スル制度ヲ設ケ組合活動ノ徹底ヲ期セシムルコト

二 各種事業ニ關スル事項

イ 信用事業  
信用組合ノ金融改善ニ關シテハ「第六農村金融改善計畫樹立方針」ヲ参照スルコト

ロ 販賣事業  
1 組合員ノ生産物ハ總テ組合ヲ通ジテ販賣セシムルコト

2 販賣組合ハ系統機關ヲ利用シ直接消費者又ハ消費者ノ團體ト取引ヲ爲ス場合ニ在リテハ系統機關ノ統制ノ下ニ其ノ取引ヲ行ハシムルコト

3 爾其ノ他主要ナル生産物ハ成ルベク加工調製ノ上販賣セシムルコト

4 組合ノ取扱フ生産物ニ付テハ銘柄、等級、包裝、荷造、規格等ノ統一ヲ圖ラシムルコト

5 穀物、繭等ノ販賣統制ハ農業倉庫等ヲ利用シ其ノ徹底ヲ期スルコト

6 組合員ノ生産物ノ販賣代金ハ信用組合貯金ニ振替へ必要ノ都度組合員ニ支拂ハシムルコト

7 販賣代金ノ前渡金ノ歩合ハ相當程度ニ止メテ價格ノ變動ニ依ル損失及資金ノ固定ヲ防止セシムルコト

8 販賣組合ノ販賣ニ付テハ思惑的行爲ヲ爲サシメザルコト

9 販賣手数料ハ販賣事業ノ經營ニ必要ナル限度ニ於テカメテ低率ナラシムルコト

ハ 購買事業

1 組合員ノ購買品ハ組合ヲ通ジテ購入セシムルコト  
2 購買組合ノ購買品ノ仕入ハ系統機關ヲ利用シ直接生産者又ハ生産者ノ團體ヨリ購入スル場合ニ於テハ系統機關ノ統制ノ下ニ之ヲ行フコト

ヲ低率ナラシムルコト

ホ 農業倉庫業

1 町村内ニ於ケル生産狀況等ニ依リ農業倉庫ヲ必要トスル場合ニ在リテハ産業組合ヲシテ之ガ經營ヲ爲サシムルコト

2 町村内ニ於テ生産セラレタル穀物及繭等ハ成ルベク農業倉庫ニ寄託シ販賣及金融ノ便ヲ増進セシムルコト

3 中小産者ノ生産物ノ取扱ニ重點ヲ置カシムルコト

4 農業倉庫證券ノ流通ヲ圖リ農産物擔保金融ヲ圓滑ナラシムルコト

5 農業倉庫ニ於ケル共同販賣ハ系統機關ノ利用ニ努メシムルコト

6 保管料其ノ他ノ手数料ハ農業倉庫經營ニ必要ナル限度ニ於テカメテ之ヲ低率ナラシムルコト

七 産業組合精神ノ普及徹底

一 部落座談會、青年會、婦人會等ノ集會ヲ開催シテ組合精神ノ徹底及組合利用ノ普及ヲ圖ラシムルコト

二 農會其ノ他ノ各種團體ヲシテ産業組合ノ普及發達ヲ援助セシムルコト

三 小學校、補習學校等ニ於テ模擬産業組合ヲ設置セシメ産業組合ニ關スル實地教育ヲ爲サシムルコト

3 購買組合ノ配給品ニシテ組合又ハ聯合會自ラ生産シ又ハ加工スルヲ適當トスルモノハカメテ之ヲ生産又ハ加工シ組合ノ購買事業ノ徹底ヲ期セシムルコト  
4 購買組合ノ取扱フベキ經濟用品ノ購入ニ付テハ組合員ノ生活改善ニ重點ヲ置キ之ヲ選定セシムルコト  
5 組合員ノ購買品ニ付テハ之ニ要スル資金ノ貸付ヲ避ケ組合ヨリ現物ヲ供給スルヲ原則トスルコト  
6 購買組合ノ購買ニ付テハ思惑的行爲ヲ爲サシメザルコト  
7 購買品ノ仕入及之ガ配給ニ付テハ充分ナル注意ヲ拂ヒ購買ノ費用ノ節約ニ努メ品質ノ優良ナルモノヲ成ルベク合理的價格ヲ以テ配給スルコトニ努ムルコト

ニ 利用事業

1 産業ノ經營改善、努力ノ合理化、組合員ノ生活改善等ニ重點ヲ置キ利用設備ヲ充實セシムルコト  
2 醫療、電力、運搬等ノ規模相當大ナル設備ヲ爲ス場合ニ於テ必要アルトキハ隣接組合ト協力經營セシムルコト  
3 利用設備ニ付テ過度ノ資金ノ固定ノ爲組合經營ニ支障ヲ來サザル様努メシムルコト  
4 利用料ハ利用事業ニ必要ナル限度ニ於テカメテ之

- 四 組合事業ノ實狀ヲ時々組合ニユース、ポスター、ビラノ頒布、揭示等ニ依リ一般ニ悉知宣傳セシムル方法ヲ講ゼシムルコト
- 五 産業組合青年聯盟、産業組合婦人聯盟等産業組合運動ニ關與スル者ニ付テハ其ノ行動ヲ適正ニ指導シ産業組合

### 第二節 産業組合記念日

#### 第七回産業組合記念日

三月六日！

明るい相互協同の經濟生活の指針、産業組合運動を記念すべきこの日を全國の同志は涌き上る感激を以て迎へたのである。殊に益々深刻化する恐慌と愈加重なる都市農村を問はざる中小産者の生活の窮乏化、これに對する全國組合員の不屈の抗爭、産業組合擴充五ヶ年計畫の準備年度、斯る昭和七年度にて此の記念日は殊更或る緊張を以て迎へられた。

#### 指示事項

來る三月六日は第七回産業組合記念日であります。こゝに第七回の記念日を迎へる五百萬組合員諸君は、引續く經濟不況の深刻化の中にあつても絶へざる不撓不屈の精神を以て、益々組合運動進展に盡瘁努力せねばならぬが、特に此の日を期して産業組合運動を祝福

ノ精神ニ反セザル様特ニ注意セシムルコト

八 産業組合ト他ノ團體トノ連絡協調  
産業組合ト類似ノ事業ヲ行フ團體ハ其ノ地方ノ事情ニ應ジ豫メ事業ノ分野ヲ定メ相互ニ活動ヲ阻害スルコトナク連絡協調ヲ圖ラシムルコト

し、益々其の進展擴充を期したいと思ひます。  
——左記事項に付き組合、聯合會に於ては其の完全なる實行を目ざして計畫を樹てませう——。

#### 記

- 一、事務所、組合員各戸に組合旗並に國旗の掲揚
- 二、組合店舗の裝飾及特別賣出し
- 三、記念日用ポスターを交通頻繁の所に貼付すること
- 四、組合員及家族の集會各種の催し
- 五、新組合員の獲得運動及利用週間の開催

#### 中央會及全購聯の催し

中央會に於ては此の日の意義を宣揚し、組合運動を鼓舞する爲、全國の組合に宣傳用ポスターを配付し、帝都に於ては五ヶ所に「三月六日祝産業組合記念日」なる廣告氣球を掲揚し、同時に「産業組合の改善に就て」の題下に本會理事矢作

榮藏氏の講演を中央放送局より放送し、全國の同志並びに中小無産者に對しこの日の意義を呼びかけた。

此の日、中央會、全購聯の全職員は本會講堂に會し、千石、藏川兩氏より一場の挨拶あり、組合運動進展の爲に祝盃を擧げ歡を盡した。

全購聯に於ても例年の如く縣聯合會及全國町村組合の協力によつて、三月六日を中心に一週間左記方法により特製品普及デーを遂行した。

- ポスター四種類五萬五千枚配付
- 地下足袋、運動靴、學用品、石鹼、マッチ、齒磨の六品種の實費取扱ひ

#### 支會並に組合に於ける催し

#### 北海道

##### 1 支會

北海道支會は記念日をして有意義ならしむる爲め、各部會を通じ全組合に左記方法を指示し、之が施設を促し、尙産業組合歌舞踊解説及同歌譜を印刷し各小學校に配布し又本會機關誌「共榮」には記念記事を掲載し記念日を強調した。又東京中央放送局よりの矢作中央會理事放送講演を札幌放送局より中繼方手配すると共に役職員は記念講演に出張した。

#### 支會の記念日施設指示要項

- 1 組合事務所に組合旗掲揚
- 2 組合員及家族の集會開催
- 3 組合購買部宣傳賣出
- 4 加入及貯金勧誘並増口獎勵
- 5 其他地方に應じ有効適切なる施設

#### 2 各組合

各産業組合は夫々其の地方の事情に適應した記念日施設をなしたが主なるものは次の如くである。

- 1 組合事務所に國旗及組合旗を掲揚し、組合員各戸國旗掲出祝意を表した
- 2 宣傳ポスター貼付、家の光増刊「景氣は産業組合から」を配付す
- 3 小學校兒童の旅行列、作文募集
- 4 組合員慰安會を開催し、娛樂宣傳教化
- 5 講演講話會
- 6 氣球宣傳
- 7 其他種々なる施設

#### 3 産業組合青年聯盟

北海道産業組合青年聯盟は總會に於て左の通り大體の活動要項を決定し、各町村八十有餘聯盟は之を實施し大活動をなした。

- 1 全購聯取扱品普及
- 2 研究發表會開催



岩手

- 3 新加入及増口募集幹旋
- 4 宣傳隊の組織
- 5 組合施設に協力
- 1 支會
  - 1 事務所に組合旗掲揚
  - 2 支會職員總動員にて各組合に講演會、映畫會に出動した。
- 2 各組合
  - 1 組合事務所に組合旗掲揚
  - 2 最寄りの神社に徽章佩用して代拜(組合長或は役員全部)
  - 3 産業組合青年聯盟の組織
  - 4 区域内小學校に模擬信購組合を組織せしむること
  - 5 三月三日より開始の貯金週間に記念日に一層力を入れること
  - 6 貯金募集(經濟難局打開貯金五ヶ年及三ヶ年積立)
  - 7 区域内全戸數へ記念デー宣傳パンフレットの配布
  - 8 購買品の記念販賣、抽籤付
  - 9 家の光購讀者倍加運動
  - 10 生糸組合に於ては工女の慰安に特別に演藝大會をなす
  - 11 講演會、講話會
  - 12 店舗の改裝
  - 13 組合宣傳映畫會
  - 14 優良組合員の表彰式

宮城

- 15 産業振興座談會
- 16 家族慰安會
- 3 産業組合青年聯盟
  - 1 研究會を開催し左記事項の研究をする農漁山村に於ける經濟思想の普及を計る良策如何
  - 2 晴天の場合は自轉車隊を編成し組合區域中の組合宣傳に努む
- 1 支會
  - 1 郡市部會長會議開催
  - 2 仙臺放送局より本會々々長三邊知事の講演並に研究會兒童の産業組合歌の放送
  - 3 産業組合旗大小七萬枚配布、小學校兒童、青年團員の旗行列
  - 4 自轉車隊、自轉車隊を編成してピラ配布
  - 5 支會役員員の記念日宣傳運動
  - 6 各新聞社に宣傳文掲載
- 2 各組合
  - 1 店舗及事務所の裝飾
  - 2 各戸國旗及組合旗の掲揚
  - 3 宣傳ピラ及ポスターの貼付

山形

秋田

- 4 印刷物配布
- 5 全購聯特製品普及デーの開催
- 6 福引景品付、青年團處女會員の賣却班出動
- 7 組合歌合唱の小學生旗行列、青年團等の假裝行列自轉車行列
- 8 煙火打揚
- 9 レコード、ラヂオの擴聲機の特設
- 10 主婦會、祝賀會、懇談會、講演會の開催
- 11 慰安會の開催、活動寫眞、民謡、組合歌舞踊、演藝會
- 12 優良組合員、優良部落の表彰
- 13 物故組合員の追悼會
- 14 宣傳ピラの持製配布
- 15 記念品の配布
- 16 加入増口、記念貯金の實施
- 1 支會
  - 1 ポスター並に産業組合歌舞踊解説を配布
  - 2 中央會々頭の記念日講演を支會報及縣下各新聞に掲載
- 2 各組合
  - 1 廉賣週間を催し購買事業の普及進展
  - 2 役員會議の開催
  - 3 家の光、並其の他印刷物の配布

山形

- 4 加入者の勧誘、増口募集
- 5 國旗、組合旗の掲揚
- 6 講演會開催
- 7 組合功勞者の表彰式舉行
- 1 支會なし
- 2 各組合
  - 1 組合事務所に國旗及組合旗掲揚 一四七組合
  - 2 組合員毎に國旗を掲揚 四三組合
  - 3 宣傳ポスターを區域交通頻繁なる場所に貼付 二三組合
  - 4 宣傳パンフレット、リーフレットの配付(各組合にて印刷のもの) 五組合
  - 5 家の光勧誘 六二組合
  - 6 臨時増刊「景氣は産組より」配付(三萬六百部) 六組合
  - 7 懇談會開催(組合員及役員) 一一〇組合
  - 8 講演會開催(名士及有力者の) 一七組合
  - 9 主婦會開催 八組合
  - 10 (産組婦人會を設置せるもの) 六組合
  - 11 人形劇、浪花節、活動にて宣傳せるもの 一組合
  - 12 組合員加入若は出資増加の奨勵 四七組合

茨城

- 12 「石鹼デー」を催し當日一齊に全購聯石鹼を組合員に特賣せるもの 三六組合
  - 13 購買品特賣デーを催したるもの 三六組合
  - (右にて景品付若は原價賣却せるもの) 二二組合
  - 14 記念貯金の奨励 四一組合
  - 金額記入の通帳を贈呈したるもの 一組合
  - 配當金を記念貯金になさしめたるもの 一組合
  - 普通貯金を定期貯金になさしめたるもの 一組合
  - 15 投書函の設置(組合に對する希望、意見等) 一組合
- 1 支會—なし
- 2 各組合
- 1 國旗及産業組合旗の掲揚
  - 2 宣傳ポスター、リーフレット、事業案内、貯金奨励印刷物加入増口募集印刷物等の配布
  - 3 小學校兒童の作文募集
  - 4 記念講演會開催
  - 5 功勞者の表彰式及追悼會舉行
  - 6 役員會事業計畫懇談會及事務研究會開催
  - 7 祝賀會、茶話會、敬老會、組合員及家族の慰安會開催
  - 8 店舗裝飾、廉賣デー及福引デー開催並に原價販賣舉行

群馬

- 1 實行要項の印刷物配布
  - 2 記念日開催の産業組合趣旨宣傳講演會又は懇談會等に係員派遣
- 2 各組合
- 1 組合員に記念日印刷物配布
  - 2 講演會、役員懇談會、研究會、祝賀會、活動寫眞會等の開催
  - 3 自轉車行列に依る組合宣傳印刷物の配布
  - 4 組合趣旨宣傳の爲、青年團、處女會講演會の開催
  - 5 廠拂品の特賣
  - 6 全購聯特製品雜貨の特賣デー
- 1 支會
- 1 會長祝辭を縣内各新聞に載せたり
  - 2 記念講話會開催
  - 3 支會報を記念特輯號とす
  - 4 活動寫眞會開催
- 2 各組合
- 1 宣傳ポスター配布及貼付
  - 2 パンフレット妻徳久著「信用組合とはどんなものか」配布
  - 3 記念講演會開催
  - 4 國旗及組合旗を掲揚祝意を表す
  - 5 小學校兒童に對し記念講演會を開催
  - 6 加入勧誘を爲す

栃木

- 7 貯金の奨励を爲す
- 8 貸付金整理を爲す
- 9 記念祝賀式舉行
- 10 役員(理事評定委員購買委員其他)記念協議會開催
- 11 景氣は産業組合から無償配布
- 12 組合マーク入襟寸無償配布
- 13 産業組合開山(平田・品川)の慰靈祭舉行
- 14 組合員茶話會
- 15 福引デー
- 16 全購聯特製品普及デー開催
- 17 家の光購讀實現
- 18 出資増口
- 19 債務辨濟請求及整理
- 20 組合歌合唱
- 21 納税組合青年其他營利を目的とせざる團體に貯金勧誘狀を發送
- 22 宣傳ビラ撒布
- 23 立看板掲出
- 24 購買品特賣品パンフレット配布
- 25 記念日週間を設け諸般の記念事業を行ふ
- 26 組合歌譜配布
- 27 有職組合員懇談會開催
- 28 肥料取扱に關する協議會開催
- 29 學用品販賣に關する協議會開催

埼玉

- 30 小學校兒童に對し記念作文を應募す
  - 31 青年聯盟結成
- 1 支會
- 1 小學校兒童の作品募集
  - 2 家の光購讀普及
  - 3 ポスター配布
- 2 各組合
- 1 記念式舉行
  - 2 作品展覽會、賞品授與式
  - 3 神社參拜
  - 4 組合役職員、教育委員の懇談會
  - 5 活動寫眞會
  - 6 旅行列
  - 7 小學校兒童の組合劇、舞踊、音樂會の開催
  - 8 組合記念日の印刷物、ビラ配布
- 東京
- 1 支會
- 1 ポスター配布
  - 2 自動車並に飛行機宣傳
  - 3 宣傳ビラの配布及懸賞募集
- 2 各組合
- 1 組合事務所、役場、學校、組合員各戸に國旗又は組合旗掲揚

神奈川

1 支會

- 1 記念日用ポスター配布
- 2 講演會に講師派遣
- 3 各組合
- 4 各組合員に組合旗を掲揚せしむるもの又は記念講演會を開催、其の他組合自體の印刷物を配布するもの等々あつた
- 5 宣傳ビラ配布
- 6 祝賀會開催
- 7 家族慰安會開催
- 8 特賣所の設置
- 9 白米の廉賣デー開催
- 10 其他

新潟

1 支會

- 1 縣組合係、縣信聯、縣販購聯及支會役員一同縣信樓上に參集し、組合座談會を催し相互の意見を開陳し、組合關係の研究協議を遂げ終つて祝宴會を催した
- 2 家の光普及デー、全購聯特製品普及デー
- 3 各組合
- 4 組合舞踊の實演
- 5 記念講演會開催

福井

1 支會

- 1 組合員の加入出資口數の増加
- 2 主婦會開催
- 3 印刷物配布
- 4 貸付金の整理
- 5 三組合
- 6 二組合
- 7 一組合

2 各組合

- 1 事務所の組合旗掲揚裝飾
- 2 組合加入及利用週間
- 3 組合員及家族の慰安會
- 4 故組合員の追弔法會
- 5 役員事業計畫懇談會
- 6 全購聯の雜貨宣傳の爲め、組合員へ景品配布
- 7 「家の光」産業組合で今こそ更生の配布
- 8 組合貯金の奨勵
- 9 其他

山梨

1 支會

- 1 講話の爲め係員各地出張
- 2 各組合
- 3 講話會、婦人會、家の光聯合婦人大會

石川

1 支會

- 1 金澤市高岡町小學校に於て「産業組合記念日の夕」と題し中村中佐の軍事講話を聴き和洋樂の餘興あり
- 2 「産業組合に就て」と題し本會々長の講演放送
- 3 ポスター四千枚配布
- 4 組合貯金デー
- 5 「家の光」景氣は産業組合からの配布
- 6 全購聯雜貨の特賣
- 7 活動寫眞、浪花節の娛樂宣傳
- 8 小學校生徒に對する産業組合講話
- 9 祝宴會

2 組合

- 1 各種貯金の奨勵
- 2 出征軍人家族に對し慰問金贈呈
- 3 講演會及座談會の開催
- 4 ポスター、ビラの配布
- 5 自動車隊による街頭宣傳
- 6 物故組合員の追悼法會の嚴修
- 7 全購聯肥料並雜貨の特賣
- 8 本年度就學兒童全部に祝品贈呈
- 9 組合事務所に國旗、組合旗掲揚
- 10 組合歌レコードに依る趣旨宣傳
- 11 七組合
- 12 二組合
- 13 五組合
- 14 十一組合
- 15 一組合
- 16 五組合
- 17 一組合

長野

1 支會

- 1 全購聯取扱品特賣デー
- 2 明治神宮代拜
- 3 組合旗掲揚祝賀式
- 4 各種記念講演會及懇談會に講師派遣
- 5 系統機關並連絡機關の實施事業の助成
- 6 家の光倍加運動

2 各組合

- 1 講演會、懇談會、婦人會の開催
- 2 宣傳印刷物、ポスターの配布
- 3 雜誌「家の光」倍加運動及臨時増刊號の配布
- 4 産業組合新聞の購讀及普及
- 5 明治神宮遙拜
- 6 農村經濟改善委員會の開催
- 7 組合未加入者の加入勧誘
- 8 組合と青年團、女子青年團との連絡協調及懇談會
- 9 役員事業計畫研究懇談會
- 10 産業組合婦人懇談會
- 11 組合員及家族慰安會

愛知

1 瀬戸市部會

瀬戸市部會

- 1 市部會役職員大會開催
- 2 店頭裝飾、國旗掲揚
- 3 宣傳用標語入旗、組合旗、玩具各一ヶ宛区域内の子供に與へる
- 4 分與方法として区域内を裝飾自動車、又は裝飾自轉車にて練廻し、要所にて宣傳し、一ヶ宛子供に與ふ
- 2 瀬戸北部信用組合
  - 1 機關紙「陶都の礎」を發行し、記事に産業組合記念日の記事を投載して大いに徹底普及す
  - 2 北部信用主婦會を招集同組合樓上に記念日講演會、其他母への感謝祭を開催する
- 三重
  - 1 支會
    - 大ポスター千五百枚を印刷各組合に配布する
  - 2 各組合
    - 1 各組合にて國旗及組合旗掲揚
    - 2 組合長以下一同氏神に參拜す
    - 3 購買品の指定廉賣を爲す
    - 4 懇談會、講話會を催し、組合經營上及發展策に付互に意見の交換をなすと共に大いに組合精神の普及徹底を期す
    - 5 組合劇を催し、産業組合主義精神の普及に努む
    - 6 學校兒童に對し産業組合に關する講話をなし組合歌を合唱しつゝ旗行列をした
- 京都
  - 1 支會
    - 1 記念講演の爲め役員總動員出張
    - 2 マッチ十八萬個配布
  - 2 各支會
    - 1 婦人會開催
    - 2 購買品廉賣デー
- 滋賀
  - 1 支會
    - 1 組合趣旨を新聞紙上にて宣傳
    - 2 各組合講話會に講師派遣
  - 2 各組合
    - 1 組合事務所に國旗及組合旗掲揚
    - 2 ポスター貼付並に配布
    - 3 作文募集
    - 4 印刷物配布
    - 5 活動寫眞、浪花節等の娛樂的宣傳
    - 6 模擬産業組合の組織
    - 7 記念式及表彰式、主婦會、婦人會開催
    - 8 組合加入の奨勵
    - 9 全購聯石鹼デー、全組合員に久美愛石鹼一個宛贈呈
  - 7 小學校五六年生に對し「吾村の産業組合」と題する作文をやらせ佳作以上に賞品を授與した

- 兵庫
  - 1 支會
    - 印刷物の配布以外特に催物なし
  - 2 各組合
    - 1 講演會
    - 2 記念賣出
    - 3 活動寫眞、浪花節
  - 3 座談會
  - 4 監査會開催
  - 5 其他
- 奈良
  - 1 支會—なし
  - 2 各組合
    - 浪花節、活動寫眞
- 和歌山
  - 1 支會
    - 1 組合歌並舞踊解説一千部配布
    - 2 自動車隊編成、五萬枚の宣傳ビラ及全購聯マッチ配布
  - 2 各組合
    - 1 組合事務所に國旗及組合旗掲揚
    - 2 小學校兒童に講話をなす
- 鳥取
  - 1 支會
    - 「ラヂオ」宣傳
    - 三月五日夜
    - 講演者副會長 奥 久 登
- 岡山
  - 1 支會
    - 1 宣傳ポスター配布
    - 2 産業組合講演會、講話會開催
    - 3 支會報特別號發行
  - 2 各組合
    - 1 小學校と提携して講話會開催
    - 2 ビラ配布
    - 3 組合貯金の奨勵
    - 4 記念賣出し
- 廣島
  - 1 支會
    - 1 「ラヂオ」宣傳
    - 三月五日夜
    - 講演者副會長 奥 久 登

三月六日夜 同中央會理事 矢作榮藏  
2 記念講演會

3 組合強調週間の設定  
三月三日より八日迄十五ヶ所

イ、三月六日を中心とし、其の前後一週間を之に當て各組合に於ては左記の日割に準じ、主義及事業の普及徹底を圖らしむること

ロ、週間後は各組合より其の状況を報告せしめること

ハ、週間中係員を派して週間事業の督勵を爲すこと

ニ、各組合には週間中國旗並に組合旗を掲揚せしめ、且つポスターを掲示せしめること

ホ、週間中の運動日割は下記に依ること  
但し土地の事情に依り、若干の変更は之を妨げざること

第一日 (三月三日)

役員其の他關係者の協議會を開催し週間運動實行上の協議をなすこと

第二日 (三月四日)

役員は各々其の分擔區域を定め、産業組合教育委員、同青年聯盟又は同婦人會等と協力して未加入者に對し組合加入の勧誘をなすこと

第三日 (三月五日)

通俗講演會、部落講話會、組合懇談會、産業組合青年聯盟分區の設立又は總會、産業組合婦人會の設立又は總會

第四日 (三月六日)

産業組合教育委員の設置又は會合等を催し産業組合主義の普及徹底に努むること

第五日 (三月七日)

第六日 (三月八日)

各組合員一事項以上組合事業を利用させること  
信用組合 貯金、固定貸付金及未收金の整理等  
販賣組合 販賣品の特別取扱等

購買組合 購買品の廉賣 (特に現金賣となす) 等  
利用組合 利用料の記念低減等

第七日 (三月九日)

各組合は一件以上必ず系統機關の利用をなし、且つ週間事務を整理して其の報告書を作成發送すること

産業組合宣傳ビラの配付

新聞紙に依る宣傳

4 中國新聞、藝備日々新聞の兩社に交渉し三月六日發行の新聞紙各一頁を「産業組合記念日特輯號」となし、産業組合に關する記事並に廣告を掲載して組合の宣傳をした

2 各組合

1 三月三日實行計畫デ

各組合共に理事、監事、中には信用評定委員、教育委員等の集會を催し、今後一週間の事業上に關する協議をなし週間中は各組合事務所に組合旗、國旗を掲揚し、尙事務所内には萬國旗、宣傳ポスター標語等を掲載したものもあつた  
2 三月四日組合員加入勧誘デ

山口

1 支會

1 小學兒童の作文募集

2 ポスター作製「樂な一錢暗夜の光」配布

3 活動寫眞

4 記念講演會

5 聯合大懇談會

縣産業組合係員一同、支會、聯合會の常務役職員の協議懇談をなした

2 各組合

1 全購聯製品の特賣

2 組合祭の執行

3 組合員什器持寄り懇親會

3 三月五日 主旨宣傳デ

印刷物配布

宣傳ビラ配布

講演會及講話會

婦人會

貯金勧誘

貸付金未收金の整理

廉賣會

無償利用

系統機關利用

研究會

故組合員の追弔法會

産業組合懸賞論文

展覽會

品評會

辯論大會

家の光購讀勧誘

青年聯盟加入勧誘

其他

徳島

1 支會

三月四日より十日まで産業組合強調週間とし、縣下産業組合をして各種事業の普及自治監査をさせ、尙右事項の實施をなす爲

宣傳ポスター及自治監査願末報告書(別紙)を配布すると共に

各都市に於て協議會開催

2 各組合

1 印刷物配布

3 巡回講演會

5 模擬購買獎勵

7 假裝行列

2 講演會

4 青年聯盟組織

6 座談會

8 記念式開催

- 9 旗行列
- 11 團體宣傳
- 13 貯金獎勵
- 15 販賣獎勵
- 17 自治監査

- 10 加入獎勵
- 12 事業整理
- 14 購買品の特賣
- 16 設備利用獎勵

香川

- 1 支會
  - 1 地方新聞に記念日の由來及趣旨を掲載し併せて中央會々頭の「第七回産業組合記念日を迎へて」を連載した。
  - 2 縣下各小學校に對し「産業組合歌に依る舞踊」を沿く配布
  - 3 希望組合にて活動寫眞會開催

2 各組合

- 1 講演會
- 2 小學校兒童の會開催
- 3 浪花節
- 4 即賣會
- 5 國旗及組合旗の掲揚
- 6 記念式の舉行
- 7 記念週間の開催
- 8 産業組合に關する懸賞募集

愛媛

- 1 支會
  - 1 信聯、購販聯共同主催にて自動車隊を組織し縣下全般に互つて宣傳ビラ、ポスターを撒布
  - 2 記念日當日海南新聞紙を産業組合記念號とし、全紙面に産業組合記事を掲載

高知

- 1 支會
  - 1 宣傳ポスター並に産業組合新聞「黎明」特輯號の配布
  - 2 講演會に講師派遣
- 2 各組合
  - 1 購買品の特賣
  - 2 貯金獎勵
  - 3 講演會、慰安會の開催

福岡

- 1 支會
  - 1 記念式典
  - 2 ラヂオ放送
  - 3 青年聯盟々友に機文發送
  - 4 記念日を産業組合關係圖書讀書日となした他、機文葉書、五千枚發送、縣下有力者へパンフレット發送

2 各組合

- 1 記念式典舉行
- 2 國旗並に組合旗掲揚
- 3 宣傳用パンフレット配布
- 4 組合店舖の裝飾
- 5 組合員加入勧誘
- 6 諸集會開催
- 7 ポスター貼付
- 8 家の光會開催
- 9 自轉車宣傳隊の活動

佐賀

- 1 各組合
  - 1 組合員並に小學校生徒の産業組合歌の合唱及組合舞踊をなした
  - 2 産業組合宣傳博多仁和加、浪花節、活動寫眞等の開催

熊本

- 1 支會
  - 1 副會長のラヂオ放送
  - 2 組合歌放送

2 各組合

- 1 記念式
- 2 講演會
- 3 ポスター貼付及ビラ配布
- 4 浪花節、活動寫眞會開催

大分

- 1 支會
  - 1 宣傳パンフレット配布
  - 2 小學校兒童より「産業組合」なる習字の募集をなし、優秀のものを地方新聞に掲載し賞品を出した
  - 3 地方新聞に支會長の挨拶を掲載した
  - 4 縣下各小學校長並に組合長をして、當日特に兒童に對し、組合に關する講話、組合歌の合唱、舞踊等を行はせた

2 各組合

宮崎

- 1 支會
  - 1 組合員各戸に國旗掲揚
  - 2 廉賣デー、福引デー、慰安會開催
  - 3 自轉車宣傳
  - 4 旗行列、組合舞踊會
  - 5 講演會

2 各組合

- 1 事務所に國旗及組合旗を掲げた
- 2 講演會、協議會を開催
- 3 自轉車遊説隊を組織

鹿兒島

- 1 支會
  - 1 自轉車宣傳隊
  - 鹿兒島市内各組合と聯合の下に自轉車宣傳隊を作り、二班に分けて樂隊を先頭に各々東西より市内を二巡し、景品付ビラを撒布
  - 2 各新聞に中央會頭並に支會長の感想を記載
  - 3 別紙記念デー實行録を印刷して各組合に配布し、之に基いて各組合に便宜實行させた

2 各組合

和歌山 課長 欠  
 鳥取 農林主事 田邊 末富  
 島根 同 中澤 八郎  
 岡山 同 阿部 武一  
 廣島 同 中丸 周一  
 山口 同 金田 爾郎  
 山形 同 杉浦 次郎  
 徳島 同 片岡 成一  
 香川 同 東 忠直  
 愛媛 農林主事 岐部 光久  
 高知 農林主事 打越 顯太郎  
 福岡 農林主事 田代 倉太  
 佐賀 農林主事 藤野 繁雄  
 長崎 同 林田 逸喜  
 熊本 同 小坂 登  
 大分 課長 平田 義雄  
 同 農林主事 勝田 義雄  
 宮城 同 針持 俊熊  
 鹿兒島 同 針持 俊熊  
 沖繩 農林主事補 當銘 清一

**第二 農林省産業組  
 合係官氏名**  
 (昭和七年十一月末日現在)  
 産業組合課長  
 農林書記官 田中 長茂  
 農林事務官 岡本 直人  
 同 難波 理平  
 同 蓮池 公咲  
 同 若林 正臣  
 同 米澤 恒雄  
 同 齋藤 真六  
 同 松元 友助  
 同 齋田 弘  
 同 向山 朝知  
 同 眞鍋 博徳  
 同 藤間 五郎  
 同 川崎 敏正  
 同 佐藤源一郎  
 同 赤坂 岩夫  
 同 甲木佐一郎  
 同 丸山 辰夫

**第三 大蔵省産業組  
 合係官氏名**  
 (昭和七年十一月末日現在)  
 特別銀行課長 大野 龍太  
 書記官 相田 岩夫  
 大蔵事務官兼 銀行検査官 井川 忠雄  
 (中金管理官)  
**第四 産業組合中央  
 會役職員氏名**  
 東京市牛込區揚場町二一  
 (昭和七年十一月末日現在)  
 會頭理事 岡田 良平  
 副會頭理事 志立鐵次郎  
 同 農博 月田藤三郎  
 同 法博 岡 實  
 同 法博 桑田 熊藏  
 同 法博 矢作 榮藏  
 同 深井 功  
 同 佐藤 準藏  
 同 有動 良夫  
 同 農博 三戸 熊太  
 監事

同 山本 豊  
 同 伯爵 有馬 頼寧  
 同 山本 謙治  
 同 農博 佐藤 寛次  
 同 三輪 龍揚  
 同 馬場 由雄  
 同 戸田 保忠  
 同 岡田 信  
 同 小濱 八彌  
 同 小平 權一  
 同 竹内 可吉  
 同 荷見 安  
 同 大野 龍太  
 同 相田 岩夫  
 同 那須 皓  
 同 農博 本位田祥男  
 同 經博 井川 忠雄  
 同 和田 一郎  
 同 山中 鍊治  
 同 千石興太郎  
 同 濱田道之助  
 同 有元 英夫  
 同 德永 清次  
 同 德永 一之丞  
 同 辻 誠

**第一 道府縣産業組  
 合主任官氏名**

(昭和七年十一月末日現在)  
 北海道 農林主事 神田不二夫  
 青森 同 畑田 靜衛  
 岩手 同 佐藤 公一  
 宮城 同 中西宗次郎  
 秋田 同 大井 五郎  
 山形 同 山田與之助

福島 同 小松 眞人  
 茨城 同 鈴木 政男  
 栃木 課長 森 八三一  
 群馬 農林主事 馬島 壯  
 埼玉 課長 小林 光政  
 同 農林主事 伴 四郎  
 千葉 同 松野 輝雄  
 東京 同 梅原寅之助  
 神奈川 同 鹽谷 健重

新潟 同 古川 義治  
 富山 同 平等 半吾  
 石川 同 柴田 等  
 福井 同 横田 努  
 山梨 同 伊東 伊  
 長野 課長 杉原 定壽  
 同 農林主事 杉本 連治  
 岐阜 課長 大垣勝太郎  
 同 農林主事 吉澤 正平

靜岡 同 桑城勝三郎  
 愛知 課長 大河原昌勝  
 同 農林主事 喜多與三作  
 三重 同 竹内 虎太  
 滋賀 同 林 久四郎  
 京都 同 村松 文藏  
 大阪 同 上田 忠次  
 兵庫 同 檜田 由平  
 奈良 同 巽 百藏

**第二節 産業組合界關係者名簿**

- 1 各組合事務所、組合員各戸に國旗並に組合旗掲揚
- 2 店舗の裝飾並に記念特別賣出し
- 3 ポスター貼付、ビラ配布、家の光購讀
- 4 青年會、婦人會の組織並會合
- 5 自己資金の充實、記念貯金の吸收
- 6 未加入者の勧誘並全購聯の加入及利用
- 7 講演會其他各種催し物
- 8 小學兒童に對し學用品又は記念菓子の配給
- 9 模範産業組合の組織
- 10 小學校兒童に産業組合歌合唱及舞踊の普及徹底

- 沖繩
- 1 支會
  - 1 映畫會
  - 2 臨時増刊號配布
  - 2 各組合
  - 1 組合事務所に國旗又は組合旗を掲揚し祝意を表す
  - 2 ポスター貼付
  - 3 組合加入の奨勵
  - 4 婦女會開催
  - 5 其他





販賣利用組合聯合會  
沖繩縣保、沖繩縣信用販賣購買組合聯合會

第五 産業組合支會 役員氏名

北海道支會 (縣廳內)  
會長 佐上信一  
副會長 內藤晴三郎  
主事 森正男  
青森支會 (縣廳內)  
會長 宮本貞三郎  
副會長 近藤駿介  
主事 野呂秀夫  
岩手支會 (盛岡市仁王大通三丁目)  
會長 新渡戸稻造  
副會長 黑澤喜一郎  
主事(兼理事) 南長俊  
宮城支會 (縣廳內)  
會長 三邊長治  
副會長 品川主計  
主事 清水牧三

秋田支會 (秋田市大町三丁目)

會長 內田隆  
副會長 福島繁三  
主事 刈田義門  
同 齋藤隆之輔  
山形支會 (縣廳內)  
會長 川村貞四郎  
副會長 土岐銀次郎  
主事 橫田義一  
福島支會 (縣廳內)  
會長 村井八郎  
副會長 赤土正強  
主事 池田長八  
同 川又義男  
茨城支會 (縣廳內)  
會長 藏重久  
副會長 山田俊介  
主事 鈴木政男  
群馬支會 (縣廳內)  
會長 九鬼三郎  
副會長 內田親章  
主事 後藤善十郎  
馬島壯

栃木支會 (縣廳內)

會長 本間精  
副會長 乳井英夫  
主事 渡邊亮  
埼玉支會 (縣廳內)  
會長 橫尾惣三郎  
副會長 伊達徳次郎  
主事 田中四一郎  
同 岩塚源也  
千葉支會 (縣廳內)  
會長 大久保留次郎  
副會長 鈴木茂  
主事 內田左次郎  
同 日暮與一  
東京支會 (府廳內)  
會長 久保田金四郎  
副會長 東園基光  
主事 橋本律二  
神奈川支會 (縣廳內)  
會長 遠藤柳作  
副會長 古川靜夫  
主事 小林章司

新潟縣支會 (縣農會內)

會長 富永孝太郎  
副會長 宮野眞三郎  
主事 谷金吾  
富山縣支會 (富山市總曲輪二二三)  
會長 根尾宗四郎  
副會長 柳川久雄  
同 安井文雄  
石川支會 (縣廳內)  
會長 中村忠充  
副會長 坂野忠宗  
同 坂谷勘右衛門  
福井支會 (福井市城町)  
會長 山田敏  
副會長 森廣文  
主事 島津正  
山梨支會 (甲府市橋町一八)  
會長 芝辻一郎  
副會長 佐藤正俊  
同 落合周平  
主事補 五味三千三  
長野支會 (縣廳內)

會長 石垣倉治  
副會長 上田莊太郎  
同 深井功  
主事 北澤新太郎  
岐阜支會 (縣廳內)  
會長 前田慎吾  
副會長 清水芳一  
同 佳幸謙  
主事 山内琢郎  
静岡縣支會 (靜岡市江川町三五)  
會長 山本謙治  
副會長 伊藤連司  
主事 辻英武  
愛知支會 (縣廳內)  
會長 尾崎勇次郎  
副會長 稻葉俊太郎  
同 河田倭男  
主事 白砂政吉  
三重支會 (縣廳內)  
會長 廣瀬久忠  
副會長 別宮秀夫  
主事 森島荒次郎  
滋賀支會 (縣廳內)

會長 新庄祐治郎  
副會長 三樹樹三  
同 北川嘉平  
主事 平尾信次  
京都支會 (府廳內)  
會長 橫山助成  
副會長 田中易文  
主事 田代稔  
大阪支會 (府廳內)  
會長 齋藤宗宣  
副會長 泊武治  
同 片岡安  
主事 淺倉三郎  
兵庫支會 (神戸市山手通四丁目五七兵庫縣産業獎勵館內)  
會長 白根竹介  
副會長 戶塚九一郎  
同 富永三四郎  
主事 橫平享一  
主事(兼理事) 行方甚次郎  
奈良支會 (縣廳內)  
會長 齋藤敏樹  
副會長 平敏孝  
主事 寺澤英一

和歌山支會 (縣廳內)

會長 唐澤俊樹  
副會長 齋藤俊平  
同 西田正次  
主事(兼理事) 小山文五郎  
鳥取支會 (縣廳內)  
會長 竹田武男  
副會長 福谷愷男  
同 小川貞一  
主事 米谷正穂  
島根支會 (縣廳內)  
會長 松島源造  
副會長 吉田政雄  
同 昌子亮一  
主事(兼理事) 安部賢之助  
岡山支會 (縣廳內)  
會長 篠原英太郎  
副會長 土屋正三  
主事 森田清  
廣島縣支會 (縣廳內)  
會長 竹内遠  
副會長 木村政司  
主事 山口縣支會 (山口市河原)

德島支會 (縣廳內)

會長 岡田周造  
副會長 小早川貞登  
同 三戸熊太  
主事 河内山勝市  
德島支會 (縣廳內)  
會長 加賀谷朝藏  
副會長 高濱淳  
同 齋伊久太  
主事 久田常七  
香川縣支會 (縣廳內)  
會長 伊藤昌庸  
副會長 鹿野三郎  
主事補 安藤茂夫  
愛媛支會 (縣廳內)  
會長 田中修  
副會長 村上平太郎  
主事補 別宮猪右衛門  
高知支會 (縣廳內)  
會長 坂間棟治  
副會長 中村安次郎  
主事 關要  
福岡縣支會 (縣廳內)  
會長 中山佐之助  
副會長 福邑正樹

同	佐藤準藏	會長	三島誠也
主事	後藤美種	副會長	中山春男
會長	辻野三郎	主事(兼理事)	小野田祐介
副會長	加茂關治	沖繩支會(縣廳內)	普川清三郎
主事	橋場五兵	會長	井野次郎
會長	長崎支會(縣廳內)	副會長	階川良一
副會長	鈴木信太郎	主事	知念堅輝
主事	多安信	主事補	神村朝松
主事	中村重義	同	同
會長	熊本支會(縣廳內)	同	同
副會長	山下謙一	同	同
同	石川芳太郎	同	同
主事補	齋藤長八	同	同
大分支會(縣廳內)	大倉秀記	同	同
會長	永野清	同	同
副會長	畑山四男	同	同
主事	平野文平	同	同
宮崎支會(縣廳內)	木下義介	同	同
會長	木下義介	同	同
副會長	麻生亮藏	同	同
主事(兼理事)	勝田瀨一	同	同
鹿兒島支會(縣廳內)	同	同	同

**第六 全國購買組合聯合會役員氏名**  
 東京市牛込區揚場町二一  
 (昭和七年十一月末現在)  
 會長理事 千石興太郎  
 專務理事 岡佳吉  
 同 神戶八郎  
 同 藏川永充  
 同 倉繁良逸  
 同 山内範造  
 同 小林篤一  
 同 國光五郎  
 同 望月儀一  
 同 山田善一

**第五 産業組合中央金庫役員氏名**  
 東京市麹町區丸ノ内三ノ四  
 有樂館內  
 (昭和七年十一月末現在)  
 理事長子爵八條隆正  
 副理事長 川崎軍治  
 理事 加藤正美  
 同 馬場由雄  
 同 藤澤藏進  
 同 桑田熊藏  
 同 佐藤百喜  
 同 志立鐵次郎  
 同 富田勇太郎  
 同 大久保偵次  
 同 長瀬眞一  
 同 小平權一  
 同 馬場鏞一

**第七 大日本生絲販賣組合聯合會役員氏名**  
 橫濱市中區北仲通五ノ五七  
 帝國ビル內  
 (昭和七年十一月末現在)  
 會長理事 月田藤三郎  
 副會長理事 河野正一  
 同 新井高四郎  
 同 山崎梅治  
 同 矢作榮藏  
 同 佐藤寛次  
 同 千石興太郎  
 同 戸田虎雄  
 同 富永孝太郎  
 同 山本鎌治  
 同 片岡安  
 同 小川貞一  
 同 藤原元太郎  
 同 南鷹次郎  
 同 瀨平右衛門  
 同 木村秀興  
 同 益井正雄  
 同 中村寛治

第四節 關係法規

理事	星野元治
同	佐藤量平
同	町田嘉之助
同	濱庄左衛門
同	清水眞虎
同	山田莊左衛門
同	伊藤泰
同	北川喜久馬
同	木下金逸
同	神戶八郎
同	山崎暢夫
同	佐々木保五郎
同	磯江熊太郎
同	千石興太郎
同	福澤勲
相談役	同

**第八 全國米穀販賣購買組合聯合會役員氏名**  
 東京市牛込區飯田町四丁目  
 十五番地  
 (昭和七年十一月末現在)  
 會長理事 北川嘉平  
 同 宮田傳三郎  
 同 清水謹一  
 同 川崎軍治  
 同 早川直頼  
 同 佐藤永孝  
 同 二木洵  
 同 八條隆正  
 同 芳賀權四郎

**第九 全國製絲組合聯合會役員氏名**  
 同 池田龜治  
 同 藤田政男  
 同 安澤正治  
 同 氏永新三郎  
 同 山内範造  
 同 佐藤龜八郎  
 同 東與四兵衛  
 同 小林篤一  
 同 岩瀬和市  
 同 植木宏高  
 同 倉繁良逸  
 同 千石興太郎

東京市牛込區揚場町二十一  
 産業組合中央會內  
 (昭和七年十一月末現在)  
 會長 月田藤三郎  
 副會長 新井高四郎  
 同 河野正一  
 同 佐藤量平  
 同 山崎暢夫  
 同 町田嘉之助  
 同 神崎直三郎  
 同 笹野三吉  
 同 窪田宇太郎  
 同 宮島斧吉

**産業組合設立報告ニ關スル件**  
 (昭和六年七月十七日六農第九〇九〇號)  
 農務局長  
 長野縣知事宛  
 五月二十五日附六産組第一三二號ヲ以テ首

題ノ件報告相成候處該報告中有責任長長野縣料藝購買組合ハ其ノ組合員ノ業態事業計畫等ヨリ見ルニ其ノ取扱物品ノ大部分ハ之ヲ購入スル組合員ニ於テ其ノ儘對價ヲ徴シテ他ニ提供スルモノト被認右ハ購買組合ノ趣旨ニ適セ

サル義ニ付解散セシムルカ又ハ組合員カ他ニ提供スル物ハ之ヲ取扱ハシメサル様適當措置相成度此段及通牒候也  
 備考 本件組合ハ長野縣下一圓ヲ區域トシ全縣下ノ料理店業者及置屋業者ヲ組合員



ヲ記載セシムル様御指導相成度此段及通牒候也

振替貯金ノ基本預金免除ニ關スル件

(昭和六年十二月十日逕信大臣小泉) 又次郎逕信省告示第二四五(一)號 本月十六日以降郵便振替貯金規則第十四條但書ニ依リ郵便振替貯金ノ加入ニ基本預金ノ拂込ヲ要セサルモノ左ノ如シ

產業組合、產業組合聯合會、產業組合中央會

銀行破綻ニ關スル和議ト其ノ抗争ノ新判例

大阪府南河内郡富田林町ニ本店ヲ大阪市其他數箇所ニ支店ヲ有シ資本金壹百萬圓預金七百九萬餘圓ヲ有セシ株式會社富田林銀行ハ重役ノ不當貸出シニ基因シ一面財界ノ關係上昭和五年下半年期ニ至リ遂ニ破綻ヲ暴露スルニ至リ其後銀行側ト預金者代表者トノ間ニ重役ノ私財提供ヲ條件ニ整理期間七年預金ニ對スル利率八年五分以內ト協定シテ所轄界區裁判所ニ對シ和議申立ヲ爲シ同裁判所ニ於テ昭和六年(三)第壹號和議開始申立事件トシテ昭和六年五月十八日爲シタル和議開始決定竝ニ同年八

月五日言渡シタル和議認可決定ニ對シ大阪府信用組合聯合會ハ府下產業組合ノ預金凡ソ百萬圓ニ達シ庶民ノ蒙ル被害莫大ナルニ鑑ミ最初償還期間中利息ノ支拂ヲ約シナカラ而カモ財源ヲ有スルニ拘ラス事實和議申立ニ年賦償還期間中ノ利息ノ支拂ヲ缺如シ頗ル曖昧ナリシヲ以テ(法定利息ニ換算元金ノ約三割ノ損)尼崎信用組合ノ創立ニ關係シ現ニ其ノ組合ノ理事タル大阪地方裁判所々屬辯護士中江濟氏ヲ代理人トシテ前記決定ニ對シ大阪地方裁判所及大審院ニ於テ抗争中ノ處大審院ニ於テ左記ノ如ク大阪府信用組合聯合會ニ有利ナル決定ヲ見ルニ至レリ

要 旨

原告人ハ原審ニ於テ本件和議認可決定ニ對スル抗争理由ノ一トシテ本件和議條件中ニ八年賦償還期間中ノ利息ニ關シ何等ノ定ラモ爲サス從テ和議債權者ハ和議債務履行後ニ於テモ最早期間中ノ利息ヲ請求シ得サルモノナリ苟モ債務者ニ利息支拂ノ財源アルニ不拘斯クノ如ク和議條件中ニ之カ定ラ爲サス和議債權者ヲシテ之カ支拂ヲ請求ヲ爲シ得サシムルカ如キ本件和議ノ決議ハ和議債權者一般ノ利益

ニ反ス

昭和六年(ク)第千三百四十六號

決 定

原告人 大阪市西區阿波座通一丁目 十二番ノ一

保證責任大阪府信用組合聯合會

右代表者理事 片岡 安

右代理人辯護士 中江 濟

右原告人ハ和議認可決定ニ對スル抗争ニ付大阪地方裁判所カ昭和六年十月十三日與ヘタル決定ニ對シ更ニ本院ニ抗争ヲ爲シタリ依テ決定スルコト左ノ如シ

原決定中原告人ニ關スル部分ヲ取消シ本件ヲ大阪地方裁判所ニ差戻ス

理 由

抗争理由第一點ハ抗争棄却理由中「和議手續ニ於ケル債權者集會ノ決議方法カ破産手續ニ於ケル夫レニ比シテ極メテ嚴格ニシテ利害關係者ヲシテ決議ニ參加セシムルモノ一般債權者ノ保護ノ點ニ付キ不當ノ結果ヲ生セシムヘキ虞少キ點」ト在レトモ破産手續ニ於ケル普通一般ノ債權者集會ノ決議方法ハ和議手續ニ

於ケル夫レニ比シテ嚴格ナラサルノ觀アルモ (破産法第七十九條第一項及同第八十條第一項) 確定破産債權額ニ應シテ破産債權者ヲシテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得セシムルニ於テ(破産法第八十二條第一項) 和議手續ニ於ケル和議債權者集會ニ於テ確定セサル債權額ニ應シテ議決權ヲ行フコトヲ得セシムルニ比シテ寧ろ嚴格ナリト謂ハサルヲ得ス蓋シ管財人及ヒ整理委員カ届出タル各債權ニ付キ和議債權者集會ニ於テ議決權ヲ行ハシムヘキカ否及ヒ如何ナル金額ニ付キ之ヲ行ハシムヘキカヲ調査シ之ニ依リテ議決權ヲ行フコトヲ得セシメ債權調査確定ノ手續ヲ經サルナリ (和議法第四十七條) ソハ暫ク差措クモ強制和議提供ノ爲ニスル破産債權者集會ニ於ケル決議ノ方法ハ和議法ニ依ル和議手續ニ於ケル債權者集會ノ決議方法ト何等差異ナク(破産法第三百六條及同第三百七條和議法第四十九條第一項) 即チ「和議手續ニ於ケル債權者集會ノ決議方法カ破産手續ニ於ケル債權者集會ノ夫レニ比シテ極メテ嚴格」ナリトノ說示ハ不當ニシテ從テ此ノ說示ヲ前提トシテ「利害關係者ヲ決議ニ參加セシムルモノ一般債權者ノ保護ノ點ニ付キ不當ノ結果ヲ生セシムヘキ虞少

キ」トノ判斷ハ不當ナリ抗争棄却理由中「債權者ノ債務整理ニ關シ可及的ニ和議ノ成立ヲ可能ナラシメ以テ債務者ヲシテ破産ニ陥ルヲ豫防セシメントスル和議法ノ立法精神等ヲ參酌考慮スルトキハ和議手續ニ於ケル債權者集會ノ決議ニハ利害關係者有スル者ト雖モ決議ニ參加スルコトヲ許容」スルコトヲ得セシメサルヘカラサル理由ナク當該集會ノ決議ニ利害關係ヲ有スル者ヲシテ之ニ參加スルコトヲ禁スル吾カ成法上ノ通則存スルニモ不拘可及的ニ和議ノ成立ヲ可能ナラシメンカ爲メニ之ヲ適用セサル理由ニ苦ム「和議ノ成立ヲ可能ナラシメ以テ債務者ヲシテ破産ニ陥ルヲ豫防セシメントスル」コト素ヨリ不可ナシト雖モ其ノ必要ハ未タ以テ「和議手續ニ於ケル債權者集會ノ決議ニハ利害關係者有スル者ト雖モ決議ニ參加スルコトヲ許容」スルノ理由トハナラサルナリ抗争棄却理由中「和議手續ニ關シテハ和議法ニ於テ可及的ニ破産法ノ規定ヲ準用

シ居レルニモ拘ラス破産手續ノ債權者集會ノ決議ニ付キ特別ノ利害關係者有スル者ノ議決權行使ヲ禁止セル破産法第七十九條第二項ヲ準用スヘキ規定ヲ缺如シ居レル」ヲ以テ「和議手續ニ於ケル債權者集會ノ決議ニハ利害關係者有スル者ト雖モ決議ニ參加スルコトヲ許容セサルノ趣旨ト解スヘキモノナリ」ト說示セラレタルモ普通一般ノ債權者集會ハ三角強制和議提供ノ爲ニスル破産債權者集會ハ其ノ實質和議上ノ和議債權者集會ト酷似セルハ強制和議ノ爲ニスル破産債權者集會ニ關スル破産法ノ幾多ノ規定カ和議法上ノ和議債權者集會ニ準用セララルニ據リ明瞭ナリ蓋シ破産法上ノ強制和議ト和議法上ノ和議トハ其ノ性質酷似スルヲ以テ前者ニ關スル規定ニシテ後者ニ準用セララルモノ頗ル多シ既ニ強制和議提供ノ爲ニスル破産債權者集會ニ關シ破産法第七十九條ノ規定カ適用セラレ其ノ決議ニ付キ特別ノ利害關係者有スル者ハ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得サル以上和議法上ノ和議債權者集會ニ關シテ類推解釋ニ依リ破産法第七十九條ノ規定ノ趣旨カ準用セララルヘキモノト解スルヲ相當トス假令和議法ニハ破産法第七十九條第二項ヲ準用スヘキ規定ヲ缺如セリト







合ニ對スル債務ニ付テモ亦第十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス  
 第三十一條ノ三 理事ハ少クトモ毎事業年度一回通常總會ヲ開クコトヲ要ス  
 第三十二條中「第六十條」ヲ削リ  
 第四十七條ニ左ノ但書ヲ加フ  
 但シ定款ヲ以テ六箇月ト爲スコトヲ得  
 第四十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ  
 第四十八條ノ二 組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款ニ違反シタル組合員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得  
 第五十條第一項ヲ左ノ如ク改ム  
 定款ヲ以テ組合ノ存立時期ヲ定メタルト否トヲ問ハス組合員ハ六箇月前ニ豫告ヲ爲シ事業年度ノ終ニ於テ脫退スルコトヲ得但シ第四十七條但書ノ規定ニ依リ事業年度ヲ六箇月ト爲シタル組合ニ在リテハ豫告ハ三箇月前ニ之ヲ爲スヲ以テ足ル  
 第六十二條ノ二 組合定款ニ定メタル存立時期ノ滿了ニ因リテ解散シタル場合ニ於テハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ組合ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ存立時期滿了ノ日ヨリ一箇年内ニ認可ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ繼續ニ同意セザル組合員ハ組合繼續ノ時ニ於テ脫退シタルモノト看做ス  
 第七十六條第二項中「及購買組合聯合會」ヲ削リ  
 第七十六條ノ三 道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ手形ノ割引ヲ爲スコトヲ得  
 第七十七條第二項ヲ左ノ如ク改ム  
 産業組合聯合會ノ組織ハ保證責任トス  
 同條第三項中「保證責任産業組合聯合會」ヲ「産業組合聯合會」ニ改ム  
 第七十九條第三項ヲ削リ  
 第八十條ノ二 産業組合聯合會ノ所屬組合及所屬聯合會ノ有スヘキ出資口數ハ百口ヲ超ユルコトヲ得但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ五百口迄之ヲ增加スルコトヲ得  
 第八十一條中「本章ニ規定アルモノ」ノ下ニ「及第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定ヲ加ヘ同條但書ヲ左ノ如ク改ム」  
 但シ第七條中七人以上トアルハ之ヲ二人以上トシ第六十二條第一項第四號中七人未滿トアルハ之ヲ二人未滿トス

第九十二條中「第五條乃至第七條」ヲ「第五條乃至第六條ノ二、第七條」ニ改ム

附 則

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第二條 本法施行前ニ設立シタル有限責任ノ組合(第二條第一項但書ノ改正規定ニ據ク組合ヲ除ク)又ハ聯合會ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ五箇年ヲ限リ第二條第一項但書及第七十七條ノ改正規定ニ依ラス仍從前ノ規定ニ依ル  
 第三條 前條ノ組合ハ同條ノ期間内ニ總會ニ於テ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テスル決議ニ依リ其ノ組織ヲ變更シ保證責任ノ組合ト爲スコトヲ得  
 前項ノ組織變更ニ同意セザル組合員ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ組織變更ノ時ニ於テ脫退シタルモノト看做ス  
 前二項ノ規定ハ前條ノ聯合會ニ之ヲ準用ス  
 第四條 附則第二條ノ組合又ハ聯合會ニシテ同條ノ期間内ニ其ノ組織ヲ變更シテ左ニ掲タル組織ト爲サルモノハ其ノ期間滿了ノ

日ニ於テ解散ス  
 一 組合ニ在リテハ保證責任又ハ無限責任  
 二 聯合會ニ在リテハ保證責任  
 第五條 第十條ノ二第一項ノ改正規定ニ依リ産業組合ノ組合員タルコトヲ得サル法人ニシテ本法施行ノ際現ニ産業組合ノ組合員タルモノハ當分ノ内仍其ノ組合員タルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定ヲ適用セス  
 第六條 蠶絲業組合法第二十三條第二項第一號中「第一號乃至第三號第十號及第十一號」ヲ「第一號、第二號及第四號」ニ改メ同條同項中第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トシ第四號ヲ第三號トス  
 第七條 蠶絲業組合法第二十六條ニ左ノ但書ヲ加フ  
 但シ民法第四十八條及第七十七條中一週間トアルハ之ヲ二週間トス

産 業 組 合 中 央 金 庫 法 中 改 正 法

(昭和七年九月六日)  
 法律第三十一號改正  
 産業組合中央金庫法中左ノ通改正ス  
 第五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

産業組合聯合會ノ有スヘキ出資口數ハ千口ヲ、産業組合ノ有スヘキ出資口數ハ五百口ヲ超ユルコトヲ得ス  
 第七條中「本法ニ別段ノ規定アルモノ」ノ下ニ「及産業組合法第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定」ヲ加フ  
 第八條第一項中「營業說」ヲ「營業収益稅」ニ改ム  
 第十五條 産業組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得  
 一 國債證券、地方債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入ヲ爲スコト  
 二 大藏省預金部若ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト  
 三 産業組合聯合會又ハ産業組合ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト  
 前項ノ餘裕金運用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第二十三條中「一箇年」ヲ「六箇月」ニ改ム  
 第二十五條第二項中「農商務大臣」ヲ「農林大臣」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第二十三條ノ改正規定ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

産 業 組 合 中 央 金 庫 特 別 融 通 及 損 失 補 償 法

(昭和七年九月六日)  
 法律第三十二號

第一條 産業組合中央金庫ハ所屬信用組合聯合會又ハ所屬信用組合ニ對シ其ノ固定セル債權ヲ資金化シテ金融ノ融通ヲ圖ル爲必要アリト認めルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得  
 第二條 産業組合中央金庫カ前條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スハ本法施行ノ日ヨリ三年トシ其ノ融通ノ期限ハ本法施行ノ日ヨリ十五年ヲ超ユルコトヲ得ス  
 第三條 産業組合中央金庫法第十四條ニ規定スル第十三條第一號ノ規定中貸付年限及償還方法ニ關スルモノ並ニ同法第十四條ニ規定スル第十三條第二號但書ノ規定ハ第一條ノ規定ニ依リ特別融通ニハ之ヲ適用セス  
 産業組合中央金庫カ第一條ノ規定ニ依リ特



別融通以外ノ融通ヲ爲ス場合ニ於テ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ノ額及之ヲ爲ス爲發  
行スル産業債券ノ額ハ産業組合中央金庫法  
第十三條第二號但書ノ制限ノ計算上之ヲ算  
入セス

第四條 産業組合中央金庫ハ第一條ノ規定ニ  
依ル特別融通ヲ爲ス爲必要アルトキハ産業  
組合中央金庫法第十七條第一項ノ制限ニ拘  
ラス産業債務ヲ發行スルコトヲ得

産業組合中央金庫カ第一條ノ規定ニ依ル特  
別融通以外ノ融通ヲ爲ス爲産業債券ヲ發行  
スル場合ニ於テ第一條ノ規定ニ依ル特別融  
通ヲ爲ス爲發行スル産業債券ノ額ハ産業組  
合中央金庫法第十七條第一項ノ制限ノ計算  
上之ヲ算入セス

第五條 政府ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融通  
ヲ爲シタルニ因リテ産業組合中央金庫カ損  
失ヲ受ケタルトキハ之ニ對シ三千萬圓ヲ限  
リ其ノ損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ  
得

前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏  
大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第六條 第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲シ  
タルニ因リテ産業組合中央金庫ノ受ケタル

損失及其ノ額ハ産業組合中央金庫特別融通  
損失審査會之ヲ決定ス

産業組合中央金庫特別融通損失審査會ノ組  
織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 第五條第一項ノ契約ニ基キ政府カ産  
業組合中央金庫ニ對シテ支拂フヘキ損失補  
償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ  
得

第八條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲  
必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコト  
ヲ得

第九條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付  
價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第十條 本法中主務大臣トアルハ農林大臣及  
大藏大臣トス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

製 絲 業 法

(昭和七年九月六日  
法律第二十九號)

第一條 本法ニ於テ製絲業者トハ命令ヲ以テ  
規定スル者ヲ除クノ外器械生絲ノ製造ヲ業  
トスル者ヲ謂フ

同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ本法又ハ本  
法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ  
自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰  
ヲ免ルルコトヲ得ス

第十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令  
ニ依リ製絲業者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ者  
カ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法  
人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ  
禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ  
適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力  
ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ製絲業者タル者又ハ其ノ承  
繼人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨ  
リ之ヲ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

産業組合法中改正法律施行期  
日ニ關スル件

(昭和七年九月三十日  
勅令第二百七十五號)

昭和七年法律第三十號ハ昭和七年十月一日ヨ  
リ之ヲ施行ス

器械生絲ノ製造工場ヲ有スル産業組合及産  
業組合聯合會ハ命令ヲ以テ規定スルモノヲ  
除クノ外本法ノ適用ニ付テハ之ヲ製絲業者  
ト看做ス

第二條 製絲業者タラントスル者ハ主務大臣  
ノ免許ヲ受クヘシ  
前項ノ免許ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以  
テ之ヲ定ム

第三條 主務大臣ハ製絲業者ニ對シ製絲業ノ  
統制上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第四條 製絲業者免許ヲ受ケタル日ヨリ二年  
以内ニ事業ヲ開始セサルトキハ主務大臣ハ  
其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

製絲業者引續キ二年以上其ノ事業ノ全部又  
ハ一部ヲ爲ササルトキハ主務大臣ハ其ノ免  
許ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限スルコトヲ  
得

第五條 製絲業者ノ所爲ニシテ本法ニ基キテ  
發スル命令若ハ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害  
シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ主務  
大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制  
限シ若ハ停止スルコトヲ得

第六條 主務大臣又ハ地方長官取締上必要ア  
リト認ムルトキハ製絲業者ニ對シ事業ニ關

産業組合中央金庫法中改正法  
律施行期日ニ關スル件

(昭和七年九月三十日  
勅令第二百七十七號)

昭和七年法律第三十一號ハ産業組合中央金庫  
法第二十三條ノ改正規定ヲ除クノ外昭和七年  
十月一日ヨリ之ヲ施行ス

産業組合中央金庫特別融通及  
損失補償法施行期日ニ關スル  
件

(昭和七年九月三十日  
勅令第二百七十八號)

産業組合中央金庫特別融通及損失補償法ハ昭  
和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

産業組合法施行規則中改正條項

(昭和七年九月三十日  
農林省令第二十五號改正)

第一條ノ十 産業組合ノ組合員タルコトヲ得  
ル養蠶實行組合ハ部落其ノ他之ニ準スル區  
域ヲ其ノ地區トスルモノニ限ル

第一條ノ十一 部落其ノ他之ニ準スル區域ヲ  
其ノ區域トスル産業組合ハ地方長官ノ認可  
ヲ受ケテ他ノ産業組合ノ組合員ト爲ルコト

ヲ得

第一條ノ十二 農事實行組合、養蠶實行組合  
又ハ産業組合カ産業組合ノ組合員ト爲リタ  
ルトキハ其ノ組合員名簿ヲ産業組合ニ提出  
スヘシ

前項ノ組合員名簿ニ變更アリタルトキハ遲  
滞ナク産業組合ニ之ヲ通知スヘシ

第一條ノ十三 産業組合法第十條ノ四ノ規定  
ニ依リ準用セラルル蠶絲業組合法第二十二  
條第一項ニ於テ行政官廳ト稱スルハ之ヲ地  
方長官トス

第一條ノ十四 産業組合法第十條ノ四ノ規定  
ニ依リ準用セラルル蠶絲業組合法第二十二  
條第一項ノ規定ニ依リ農事實行組合ノ届出  
アリタルトキハ地方長官ハ農事實行組合ノ  
名稱、事務所ノ所在地及設立ノ年月日ヲ告  
示スヘシ其ノ告示シタル事項ニ付變更ノ届  
出アリタルトキ亦同シ

第二條ノ二 保證責任ノ組合又ハ聯合會ノ組  
合員又ハ所屬組合若ハ所屬聯合會ノ保證金  
額ハ其ノ出資額ヲ下ルコトヲ得ス

第九條 (削除)  
第十一條第一項第六號ノ四ノ次ニ左ノ一號ヲ  
加フ

六ノ五 産業組合法第七十六條ノ三ノ信用  
組合聯合會ニ在リテハ手形ノ種類別、割引  
枚數、金額及割引ノ歩合

第十二條 第一項中「毎年」ヲ「毎事業年度」  
ニ改ム  
第十五條ノ二 組合又ハ聯合會ノ繼續ノ認可  
申請書ニハ組合ニ在リテハ組合員ノ三分ノ  
二以上ノ同意ヲ證スル書面ヲ、聯合會ニ在  
リテハ所屬組合及所屬聯合會ノ三分ノ二以  
上ノ同意ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル組合  
又ハ聯合會設立許可ノ申請アリタルトキハ  
地方長官ハ其ノ處分ニ付豫メ農林大臣ノ指  
揮ヲ請フヘシ  
一 製絲ヲ爲シ又ハ製絲工場ヲ有スル組合  
又ハ聯合會  
二 醫療設備ヲ有スル組合又ハ聯合會  
三 區域カ郡、市又ハ市制第六條ノ市ノ區  
ノ區域ヲ超ユル組合

前項ノ規定ハ組合又ハ聯合會カ其ノ定款ヲ  
變更シテ同項各號ノ一ニ該當スル組合又ハ  
聯合會ト爲ル場合ニ於ケル定款變更ノ認可  
申請ニ付之ヲ準用ス前項第三號ニ該當スル  
組合カ其ノ區域ヲ變更スル場合ニ於ケル定

欸變更ノ認可申請ニ付亦同シ  
第一項ノ規定ハ組合又ハ聯合會カ合併ニ因  
リ同項各號ノ一ニ該當スル組合又ハ聯合會  
ト爲ル場合ニ於ケル合併ノ認可申請ニ付之  
ヲ準用ス

第二十條ニ左ノ二項ヲ加フ  
本則中地方長官トアルハ區域カ道府縣ノ區  
域ヲ超ユル組合又ハ聯合會ニ在リテハ農林  
大臣トス  
前項ノ組合又ハ聯合會ヨリ農林大臣ニ提出  
スヘキ書類ハ主タル事務所所在地ノ地方長  
官ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ昭和七年法律第三十號施行ノ日ヨリ之  
ヲ施行ス

昭和七年法律第三十號施行前ニ設立シタル養  
蠶實行組合ハ同法施行前ニ加入シタル組合員  
ノ全員ノ同意アルニ非サレハ産業組合ノ組合  
員タルコトヲ得ス  
第二條ノ二ノ規定ハ當分ノ内本令施行ノ際現  
ニ存スル保證責任ノ組合又ハ聯合會ニ付テハ  
之ヲ適用セス  
第十六條ノ規定ハ昭和七年法律第三十號附則

第三條ノ規定ニ依ル組合又ハ聯合會ノ組織變  
更ノ認可申請書ニ付テハ之ヲ適用セス

昭和七年法律第三十號産業組  
合法中改正法律附則第二條ノ  
産業組合又ハ産業組合聯合會  
ノ組織變更ニ關スル件

(昭和七年九月三十日  
勅令第二百七十六號)

昭和七年法律第三十號附則第二條ノ産業組合  
ニ於テ同法附則第三條第一項ノ規定ニ依リ組  
織變更ノ決議アリタルトキハ遲滞ナク其ノ決  
議ニ賛成シタル組合員以外ノ組合員ニ對シ組  
織變更ニ同意セサルモノハ通知ヲ受ケタル日  
ヨリ三週間以内ニ其ノ旨ヲ申出ツル場合ニ限  
リ組織變更ノ時ニ於テ脱退シタルモノト看做  
サル旨ノ通知ヲ爲スヘシ

前項ノ決議ニ賛成シタル組合員以外ノ組合員  
ニシテ前項ノ期間内ニ又ハ前項ノ通知ヲ受ケ  
タル迄ノ間ニ組合ニ對シ組織變更ニ同意ヲ爲サ  
サル旨ノ申出ヲ爲シタルモノハ組織變更ノ時  
ニ於テ脱退シタルモノト看做ス  
前二項ノ規定ハ昭和七年法律第三十號附則第  
二條ノ産業組合聯合會ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和七年法律第三十號施行ノ日ヨリ之  
ヲ施行ス

産業組合中央金庫法施行規則  
中改正條項

(昭和七年九月三十日  
農林省令第二十六號改正)

産業組合中央金庫法施行規則中左ノ通改正ス  
「農商務大臣」ヲ「農林大臣」ニ改ム  
第四條中「毎年」ヲ「毎事業年度」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和七年法律第三十一號施行ノ日ヨリ  
之ヲ施行ス

産業組合中央金庫特別融通及  
損失補償法施行規則

(昭和七年十月一日  
農林省令第二十七號)

第一條 産業組合中央金庫特別融通及損失補  
償法第一條ノ規定ニ依ル特別融通ニ依リテ  
資金化セラルヘキ債權ハ同法施行前ニ發生  
シタルモノニ限ル

第二條 産業組合中央金庫ハ緊急融通ノ必要

アル場合ニ於テハ擔保設定ニ伴フ登記其ノ  
他ノ對抗要件完備前ト雖所屬信用組合聯合  
會又ハ所屬信用組合ノ役員ノ個人ノ資格ヲ  
以テスル連帶保證書ヲ徵シテ特別融通ヲ爲  
スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ速ニ登記其ノ他ノ對抗  
要件ヲ完備スヘク其ノ完備後産業組合中央  
金庫ハ特別ノ事由ナキ限り當該ノ信用組合  
聯合會又ハ信用組合ノ役員ノ個人ノ資格ヲ  
以テスル連帶保證ヲ免除スヘシ

第三條 産業組合中央金庫ハ特別融通ノ資金  
ニ充ツル爲大藏省預金部ニ對シ産業債券ノ  
引受ヲ請求スルコトヲ得  
前項ノ産業債券ノ引受利率ハ年五分三厘ト  
ス

第四條 産業組合中央金庫カ特別融通ヲ爲ス  
場合ニ於ケル利率ハ年五分九厘トス  
産業組合中央金庫ハ所屬信用組合聯合會又  
ハ所屬信用組合カ特別融通ノ債務ノ辨濟ヲ  
怠リタル場合ニ於テハ百圓ニ付日歩三錢ノ  
割合ヲ以テ遅延利息ヲ徵スルコトヲ得

第五條 産業組合中央金庫ハ特別融通ニ付調  
査費ヲ徵スルコトヲ得ス但シ特ニ多額ノ調  
査費用ヲ要スル場合ニ於テ其ノ實費ヲ徵ス

ルハ此ノ限ニ在ラス

第六條 產業組合中央金庫ハ特別融通ヲ爲シタル所屬信用組合聯合會又ハ所屬信用組合ニ對シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其ノ資產、負債及事業ノ狀況ヲ調査シ又ハ必要ナル報告ヲ爲サシムルコトヲ得ヘキ旨ノ契約ヲ締結スヘシ

產業組合中央金庫カ前項ノ契約ニ依リ調査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシメタルトキハ其ノ結果ヲ農林大臣及大藏大臣ニ報告スヘシ  
第七條 產業組合中央金庫ハ特別融通ニ關シ農林大臣及大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲スヘシ

第八條 特別融通ニ關シテハ本令ニ依ルモノノ外農林大臣及大藏大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農業倉庫建設獎勵金交付ノ特  
例ニ關スル件

(昭和七年九月廿四日  
農林省令第二十三號)

農業倉庫又ハ聯合農業倉庫獎勵ノ爲交付スル獎勵金ニシテ農村經濟更生施設ニ依ルモノ

ハ當分ノ内農業倉庫獎勵規則ニ拘ラス之ヲ交付ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農業倉庫及聯合農業倉庫建設  
獎勵金ニ關スル件

(昭和七年九月廿四日  
農林省令第一八三六號)

農業倉庫及聯合農業倉庫ノ普及發達ヲ圖ルコトハ刻下ノ農村事情ニ鑑シ極メテ緊要ナルヲ認メ政府ニ於テハ今回既定ノ獎勵計畫ニ加フルニ新ニ農村經濟更生施設トシテ農業倉庫及聯合農業倉庫ノ建設獎勵ニ努ムル爲別途農林省令第二十三號ヲ以テ農業倉庫建設獎勵金交付特別ニ關スル件公布シ左記要綱ニ依リ農村經濟更生施設ニ依ル農業倉庫建設獎勵金ヲ交付スルコトト相成候條施設ノ趣旨達成ニ付遺憾無キヲ期セラレ度依命此段及通牒候也  
追テ本年度ハ十月十五日迄ニ申請書提出相成度申添候

記

第一 農村經濟更生施設ニ依ル農業倉庫建設

獎勵金ハ農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者農業倉庫又ハ聯合農業倉庫ヲ新築、増築、改善若ハ移築シ又ハ買入レントスル場合ニ於テ之ニ要スル費用ニ付道府縣ノ交付スル補助金ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス

第二 獎勵金ノ額ハ農業倉庫又ハ聯合農業倉庫ノ新築、増築、改善、移築又ハ買入ニ要スル費用ノ五割以内トス

第三 獎勵金ノ交付ニ關シテハ農業倉庫獎勵規則第四條乃至第八條ニ準ス但シ農業倉庫獎勵規則第四條第一號ノ補助金豫算書及其ノ説明書ハ別記第一號様式ニ準シ(正副二通ヲ)同則第六條ニ依リ補助金決算書及其ノ交付成績書ハ別記第二號様式ニ準シ之ヲ作成スヘシ

樣 式

(第一號)

補助金豫算書  
昭和 年度歳入

科目	本年度前年度	比 較	備考
第 款	豫算額	豫算額	増 減
第 目			

(第二號)  
補助金決算書  
昭和 年度歳入

科目	本年度	本年度	比 較	備考
第 款	決算額	豫算額	増 減	
第 目				

科目	本年度	本年度	比 較	備考
第 款	決算額	豫算額	増 減	
第 目				

種別	新築増築	改築移築	買入	別種	備考
補助金交付額					
交付額所在地					

補助金交付成績書

注 意

注意  
一、種別欄ニハ本屋、下屋、燻蒸室、作業場ノ別ヲ記載スルコト  
二、倉庫、作業場ハ一棟毎ニ記載スルコト  
三、交付豫定組合中經營認可ナキモノニ在リテハ其ノ認可見込年月日ヲ備考欄ニ記載スルコト

第 項	第 目	第 款	第 目	第 目

科目	本年度前年度	比 較	備考
第 款	豫算額	豫算額	増 減
第 項			
第 目			

種別	新築増築	改築移築	買入	別種	備考
補助金交付額					
交付額所在地					

注 意

注意  
一、種別欄ニハ本屋、下屋、燻蒸室、作業場ノ別ヲ記載スルコト  
二、倉庫、作業場ハ一棟毎ニ記載スルコト  
三、交付豫定組合中經營認可ナキモノニ在リテハ其ノ認可見込年月日ヲ備考欄ニ記載スルコト

一、交付成績ハ各種別ニ之ヲ記載シ、坪數構造ノ大要、坪當經費、經費及補助金交付額ニ付テハ本屋、下屋、燻蒸室ニ付其ノ内譯ヲ記載スルコト

二、種別欄ニハ本屋、下屋、燻蒸室作業場ノ別ヲ記載スルコト  
三、倉庫ヲ移築シタルトキハ舊所在地ヲ備考欄ニ記載スルコト  
四、補助豫算ノ全額ヲ年度内ニ支出スルト能ハサリシトキハ其ノ事由及繰越交付見込年月日ヲ記載スルコト  
五、繰越金ニ依リ交付シタルモノアルトキハ別ニ交付成績書ヲ作成スルコト

農業倉庫建設低利資金融通ニ  
關スル件

(昭和七年九月廿八日  
農林省經濟更生部長)

本月二十四日附別途農第一八、三六七號ヲ以テ農務局長ヨリ及依命通牒置候通今回政府ニ於テハ農村經濟更生施設トシテ農業倉庫及聯合農業倉庫ノ建設獎勵金ヲ交付スルコトニ決定相成候處本施設ノ圓滿ナル遂行ヲ期スル爲大藏省預金部資金中ヨリ別紙融通條件ニ依リ農業倉庫建設低利資金ヲ融通スルコトニ決定



トキハ舊所在地ニ於テハ一週内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ同期間内ニ第四十六條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタルトキハ其移轉ノミノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十條 法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第五十一條 法人ハ設立ノ時及ヒ毎年初ノ三ヶ月内ニ財産目録ヲ作り常ニ之ヲ事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ設立ノ時及ヒ其年度ノ終ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス

社団法人ハ社員名簿ヲ備ヘ置キ社員ノ變更アル毎ニ之ヲ訂正スルコトヲ要ス

第五十二條 法人ニハ一人又ハ數人ノ理事ヲ置クコトヲ要ス

理事數人アル場合ニ於テ定款又ハ寄附行爲ニ別段ノ定ナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第五十三條 理事ハ總テ法人ノ事務ニ付キ法人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附行爲ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ス又社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ從フコトヲ要ス

第五十四條 理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五十五條 理事ハ定款、寄附行爲又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行爲ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

第五十六條 理事ノ缺ケタル場合ニ於テ遲滞ノ爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ假理事ヲ選任ス

第五十七條 法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ理事ハ代理權ヲ有セス此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第五十八條 法人ニハ定款、寄附行爲又ハ總會ノ決議ヲ以テ一人又ハ數人ノ監事ヲ置クコトヲ得

第五十九條 監事ノ職務左ノ如シ  
一 法人ノ財産狀況ヲ監査スルコト  
二 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト  
三 財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ總會又ハ主務官廳ニ報告スルコト

四 前號ノ報告ヲ爲ス爲メ必要アルトキハ總會ヲ召集スルコト

第六十條 社団法人ノ理事ハ少クトモ毎年一回社員ノ通常總會ヲ開クコトヲ要ス

第六十一條 社団法人ノ理事ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得  
總社員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事ハ臨時總會ヲ召集スルコトヲ要ス但此定款ハ定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第六十二條 總會ノ召集ハ少クトモ五日前ニ其ノ會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第六十三條 社団法人ノ事務ハ定款ヲ以テ理事其他ノ役員ニ委任シタルモノヲ除ク外總會ノ決議ニ依リテ之ヲ行フ

第六十四條 總會ニ於テハ第六十二條ノ規定ニ依リテ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノ決議ヲ爲スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニアラス  
第六十五條 各社員ノ表決權ハ平等ナルモノトス  
總會ニ出席セサル社員ハ書面ヲ以テ表決ヲ

爲シ又ハ代理人ヲ出タスコトヲ得  
前二項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

第六十六條 社団法人ト或社員トノ關係ニ付キ議決ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ社員ハ表決權ヲ有セス

第六十八條 法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス  
一 定款又ハ寄附行爲ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生  
二 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能

三 破産  
四 設立許可ノ取消  
社団法人ハ前項ニ掲ケタル場合ノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス  
一 總會ノ決議  
二 社員ノ缺亡

第六十九條 社団法人ハ總社員ノ四分ノ三以上ノ承諾アルニ非サレハ解散ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第七十條 法人カ其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破産

ノ宣告ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第七十二條 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行爲ヲ以テ指定シタル人ニ歸屬ス  
定款又ハ寄附行爲ヲ以テ歸屬權利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メサリシトキハ理事ハ主務官廳ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ爲メニ其財産ヲ處分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リテ處分セラレサル財産ハ國庫ニ歸屬ス  
第七十三條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尙存續スルモノト看做ス

第七十四條 法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト爲ル但定款若ハ寄附行爲ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十五條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人

若クハ檢事ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十六條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢事ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十七條 清算人ハ破産ノ場合ヲ除ク外解散後一週内ニ其氏名、住所及ヒ解散ノ原因年月日ノ登記ヲ爲シ又何レノ場合ニ於テモ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス  
清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後一週内ニ其ノ氏名、住所ノ登記ヲ爲シ且ツ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ  
一 現務ノ結了  
二 債權ノ取立及ヒ債務ノ辨濟  
三 殘餘財産ノ引渡  
清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二ヶ月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ス  
前項ノ公告ニハ債權者カ期間内ニ申出ヲ爲



スヘカヲサレモノナルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其抹消ヲ申請スルコトヲ得

第四百十九條 登記ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人又ハ其代理人ノ署名、捺印スヘシ

一 申請人ノ氏名、住所、會社カ申請人ナルトキハ其商號及ヒ本店又ハ支店

二 代理人ニ依リテ申請ヲ爲ストキハ其氏名、住所

三 登記ノ目的及事由

四 年月日

五 登記所ノ表示

第五百十條 本章ノ規定ニ依リ連署ヲ以テ申請ヲ爲スヘキ場合ニ於テ正當ノ事由ニ因リ連署スルコト能ハサル者アルトキハ其他ノ者ノミニテ申請ヲ爲スコトヲ得

連署ヲ爲スコト能ハサル事由ハ之ヲ證明スルコトヲ要ス  
第五百十條ノ三 本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ニ付キ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ申請スルニハ申請書ニ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ヲ爲スル書面ヲ添

付スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ各本條ニ定メタル書類ハ之ヲ添付スルコトヲ要セス

第五百十一條 登記所ハ登記ノ申請カ商法又ハ本章ノ規定ニ適セサルトキハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決定ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ之ヲ申請人ニ送達スルコトヲ要ス

第五百十一條ノ二 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記カ商法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカヲサレモノナルコトヲ發見シタルトキハ登記ヲ爲シタル者ニ對シ一ヶ月ヲ超エサル期間ヲ定メ其ノ期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ登記ヲ抹消スヘキ旨ヲ通知スヘシ

登記ヲ爲シタル者ノ住所又ハ居所カ知レサルトキハ前項ノ通知ニ代ヘ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

登記所ハ右ノ外相當ト認ムル新聞紙ニ同一ノ公告ヲ掲載セシムルコトヲ得

第五百十一條ノ三 異議ノ申立アリタルトキハ登記所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スヘシ

前項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第五百十一條ノ四 異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ登記所ハ職權ヲ以テ登記ヲ抹消スヘシ

第五百十一條ノ五 前三條ノ規定ハ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ノ登記ニ付テハ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ニノミ之ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テ本店所在地ノ登記所カ登記ヲ抹消シタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ支店所在地ノ登記所ニ通知スヘシ

支店所在地ノ登記所カ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク登記ヲ抹消スヘシ

第五百十一條ノ六 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滞ナク登記ヲ爲シタル者ニ其旨ヲ通知スヘシ但其錯誤又ハ遺漏カ登記所ノ過誤ニ出テタルトキハ此限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ登記所ハ遲滞ナク地方裁判所所長ノ許可ヲ得テ登記ノ更正ヲ爲スヘシ

第五百十二條 (大正十一年法律第七十一號破産法附則ヲ以テ本條ヲ削除)

第五百十三條 (同上本條ヲ削除)

第五百十四條 商業登記簿ノ全部又ハ一部份

定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聴キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ  
當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス  
手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス  
抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

減失シタル場合ニ於テハ司法大臣ハ一定ノ期間ヲ定メテ回復ニ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第五百十五條 司法大臣ハ數個ノ登記所ノ管轄ニ屬スヘキ商業登記ノ事務ヲ其一登記所ニ委任スルコトヲ得

第五百十六條 登記簿ノ調製其他登記ニ關スル施行細則ハ司法大臣之ヲ定ム

第五百十七條 不動産登記法第十條、第十三條、第十八條、第二十條、第二十二條、第二十四條及第五十九條ノ規定ハ商業登記ニ之ヲ準用ス

第五百十七條 清算人ニ關スル登記ハ清算ヲ爲スヘキ會社ノ登記所ノ管轄トス

前項ノ登記ハ會社ノ登記ニ記載シテ之ヲ爲ス

第五百十七條 清算人ノ選任ノ申請書ニハ其選任及ヒ商法第九十條第二號並ニ第三號ニ掲ケタル事項ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第五百十七條 商法第九十條ニ掲ケタル事項ノ變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ現任清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ變更ノ事由ヲ證スル書面ヲ添付

付スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ各本條ニ定メタル書類ハ之ヲ添付スルコトヲ要セス

蠶絲業組合法第四十一條中非訟事件手續法準用條文

第九十條 清算人ノ選任アリタルトキハ其ノ清算人ハ二週間内ニ本店及支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス  
一 清算人ノ氏名、住所  
二 會社ヲ代表スヘキ清算人ヲ定メタルトキハ其ノ氏名  
三 數人ノ清算人カ共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタルトキハ其ノ代表ニ關スル規定

第二百六條 民法第八十四條、第九百七條及ヒ民法施行法第二十二條及ヒ商法第十八條

第二項、第二百六十二條、第二百六十二條ノ二、第五百三十六條及ヒ商法施行法第十條第二項、第二十七條、第三十九條第三項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條第三項、第八十七條ニ定メタル事件ハ過料ニ處セラルヘキ者ノ住所

地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第二百七條 過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決

定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ  
裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聴キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ  
當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス  
手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス  
抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

製絲業法施行規則

(昭和七年十月十五日) 農林省令第三十二號

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ製絲業





計算ニ付テハ釜數ヲ計算スヘキ多條繰繰機ヲ通シ總緒數ヲ十ヲ以テ除シタル數ヲ以テ其ノ釜數トス

第十三條 製絲業法又ハ本則ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出スヘキ書類ハ製絲工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ

第十四條 製絲業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第七條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ  
二 免許又ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ

第十五條 製絲業者本則ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スヘキ場合ニ於テ届出ヲ怠リタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則

第十六條 本令ハ製絲業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 製絲業法附則第二項ノ規定ニ基キ同法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做サルル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者及其ノ包括承繼人トス

一 製絲業法施行ノ際現ニ製絲業ヲ行フ目  
的ヲ以テ製絲工場ヲ有スル者  
二 製絲業法施行ノ際現ニ製絲工場ヲ有ス

ル産業組合及産業組合聯合會  
三 製絲業法施行ノ際現ニ製絲工場ノ建設  
工事ヲ實施シツツアル者

第十八條 前條ノ規定ニ該當スル者ハ製絲業  
法施行ノ日ヨリ二月内ニ製絲工場毎ニ左  
掲クル事項ヲ具シ農林大臣ニ届出ツヘシ

一 最近二年間ニ於ケル事業ノ概況  
二 前條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ製  
絲工場ノ建設工事ニ著手シタル年月日其  
ノ工事進捗ノ程度及事業開始ノ豫定年月  
日

第四條ノ規定ハ前項ノ届出ニ之ヲ準用ス  
前項ノ規定ニ依リ届出ニ添附スヘキ事業計  
畫書ニハ繰繰ノ工程ヲ行フ製絲工場ニ在リ  
テハ第五條第一項第一號乃至第五號ニ掲ク  
ル事項ヲ揚返又ハ束裝以後ノ工程ノミヲ行  
フ製絲工場ニ在リテハ同條同項第一號及第  
五號並ニ同條第二項各號ニ掲クル事項ヲ記  
載スヘシ

第六條ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依リ届出ニ  
添附スヘキ設備要領書ニ之ヲ準用ス

第十九條 左ニ掲クル場合ニ於テハ農林大臣  
ハ第三條第一項第一號ノ規定ニ拘ラス製絲  
業ノ免許ヲ爲スコトアルヘシ

一 本令施行前一年内ニ滅失シタル製絲工  
場ヲ有シタル者又ハ其ノ包括承繼人同一  
場所ニ於ケル同等以上ノ規模ノ製絲工場  
ニ付本令施行ノ日ヨリ一年内ニ製絲業ノ  
免許ヲ申請シタルトキ

二 本令施行ノ際貸付中ナリシ製絲工場ノ  
返還ヲ受ケ製絲業ヲ行ハントスル者其ノ  
製絲工場ニ付製絲業ノ免許ヲ申請シタル  
トキ

三 製絲業法附則第二項ノ規定ニ基キ同法  
ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做サ  
ルル者又ハ前二號ノ規定ニ依リ免許ヲ受  
ケタル者當該製絲工場滅失シタル爲同一  
場所ニ於ケル同等以上ノ規模ノ製絲工場  
ニ付滅失シタル日ヨリ一年内ニ製絲業ノ  
免許ヲ申請シタルトキ

前項ノ免許申請書ニハ第四條乃至第六條ノ  
規定ニ依ル書類ノ外同項第一號又ハ第三號  
ノ場合ニ在リテハ滅失ノ時期及原因並ニ滅  
失シタル製絲工場ノ設備ノ概要ヲ記載シタ  
ル書類ヲ、同項第二號ノ場合ニ在リテハ本  
令施行ノ際貸付中ナリシコトヲ證スル書類  
ヲ添附スヘシ

別記様式

第 號 年 月 日 交付

表

製絲業法第六條第二 項ノ規定ニ依ル證票
農林省又ハ 道府縣官 職氏名

縦八・五 横六・〇

養蠶實行組合及農事實行組合  
登記取扱手續

(昭和六年六月十六日司法省令第十六號改正  
昭和七年九月二十八日司法省令第三十九號)

第一條 養蠶實行組合及農事實行組合ニ關ス  
ル登記ノ事務ハ商業登記ヲ取扱フ登記所ニ  
於テ之ヲ取扱フ

第二條 養蠶實行組合登記簿及農事實行組合  
登記簿ハ附録第一號様式ニ依リ地方裁判所  
長ニ於テ之ヲ調製シ登記所ノ請求ニ因リ交  
付スヘシ

第三條 登記簿ニハ豫メ丁數ヲ記入スヘシ  
第四條 受附帳ハ附録第二號様式ニ依リ之ヲ  
調製スヘシ

第五條 事變ヲ避クル爲登記簿又ハ申請書其  
ノ他ノ附屬書類ヲ登記所外ニ持出シタルト  
キハ登記官吏ハ速ニ其ノ旨ヲ司法大臣ニ具  
申スヘシ

第六條 裁判所又ハ豫審判事ヨリ申請書其ノ  
他ノ附屬書類提出ノ命令又ハ送付ノ囑託ア  
リタルトキハ登記官吏ハ其ノ關係アル部分  
ニ限り之ヲ送付スヘシ

第七條 登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル  
トキハ登記官吏ハ運滞ナク其ノ事由、年月  
日、滅失シタル登記簿其ノ他登記ノ回復ニ  
必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シ且回復登記期  
間ヲ豫定シ地方裁判所長ニ申報スヘシ但シ  
區裁判所出張所ノ申報ハ管轄區裁判所ヲ經  
由スヘシ

第八條 登記簿又ハ申請書其ノ他ノ附屬書類  
滅失ノ處アルトキハ詳細其ノ狀況ヲ調査シ  
且適當ナル處理方法ヲ具シ前條ノ例ニ準シ  
申報及具申ヲ爲スヘシ

第九條 登記所ニハ印鑑簿、受附帳、申請書  
類級込帳及謄本抄本證明書交付帳其ノ他必  
要ナル帳簿ヲ備フヘシ

第十條 申請書、囑託書、通知書、許可書、  
管轄轉屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本  
其ノ他附屬書類ハ受附番號ノ順序ニ依リ申

請書類級込帳ニ之ヲ編綴スヘシ

第十一條 印鑑ハ附録第三號様式ニ依リ之ヲ  
調製スヘシ

第十二條 印鑑簿調製ノ様式及貼付ノ方法等  
ハ地方裁判所長之ヲ定ムヘシ

第十三條 印鑑簿ハ永久ニ之ヲ保存スヘシ  
受附帳及申請書類級込帳ハ十年間其ノ他ノ  
帳簿ハ三年間之ヲ保存スヘシ

第十四條 登記所ニ於テ登記ニ關スル帳簿又  
ハ書類ヲ廢毀セントスルトキハ目録ヲ作り  
地方裁判所長ニ申報スヘシ但シ區裁判所出  
張所ノ申報ハ管轄區裁判所ヲ經由スヘシ

第十五條 登記ノ申請ハ申請人又ハ其ノ代理  
人登記所ニ出頭シテ之ヲ爲スヘシ

第十六條 代理人ニ依リテ申請又ハ請求ヲ爲  
ス場合ニ於テハ其ノ權限ヲ證スル書面ヲ添  
附スヘシ

第十七條 理事其ノ他法律ニ依リ登記ノ申請  
ヲ爲スヘキ者ハ就職後運滞ナク其ノ印鑑ヲ  
登記所ニ提出スヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦  
同シ

第十八條 登記ヲ爲シ又ハ申請書其ノ他登記

ニ關スル書面ヲ作ルニハ字畫ヲ明瞭ニスヘシ  
年月日及番號ヲ記載スルニハ壹貳參拾ノ文字ヲ用フヘシ  
文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ズ訂正、挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其ノ字數ヲ欄外ニ記載シ又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ之ニ捺印シ其ノ削除ニ係ル文字ハ仍讀ミ得ヘキ爲字體ヲ存スヘシ

第十九條 申請書カ數葉ニ涉ルトキハ申請人ハ每葉ノ綴目ニ契印スヘシ但シ其ノ者カ多數ナルトキハ其ノ一人ノ契印ヲ以テ足ル  
第二十條 登記ノ申請書ニ添付シタル書類ノ原本ノ還付ヲ請求スル場合ニ於テハ申請人ハ其ノ原本ト共ニ原本ニ相違ナキ旨ヲ記載シタル謄本ヲ添付スヘシ

登記官吏カ書類ノ原本ヲ還付スルトキハ其ノ謄本ニ原本還付ノ旨ヲ記載シテ捺印スヘシ  
第二十一條 登記簿若ハ申請書其ノ他ノ附屬書類ノ閱覽又ハ登記簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ申請書ヲ提出スヘシ  
第二十二條 登記簿又ハ申請書其ノ他ノ附屬書類ノ閱覽ヲ請求スル場合ニ於テハ申請書

ニ閱覽セントスル登記事項又ハ書類ヲ記載シ申請人之ニ署名捺印スヘシ  
申請書其ノ他ノ附屬書類ノ閱覽ヲ請求スル場合ニ於テハ申請書ニ利害ノ關係ヲ疏明スルニ足ルヘキ事由ヲ記載シ又ハ之ニ其ノ關係ヲ疏明スルニ足ルヘキ書面ヲ添付スヘシ

第二十三條 登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル場合ニ於テハ申請書ニ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル登記及手數料ノ金額ヲ記載シ申請人之ニ署名捺印スヘシ  
抄本ノ交付ヲ請求スル場合ニ於テハ申請書ニ前項ニ掲ケタル事項ノ外其ノ請求スル部分ヲ記載スヘシ  
第二十四條 登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スル場合ニ於ケル郵送料ハ郵便切手ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第二十五條 登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ヲ請求スル者ハ申請書ニ通テ提出スヘシ  
前項ノ申請書ニハ證明ヲ請求スル事項ヲ記載シ申請人之ニ署名捺印スヘシ  
登記官吏ハ申請書ノ一通ニ證明文ヲ附シ年月日ヲ記載シテ署名捺印シ且登記所ノ印ヲ押捺シテ之ヲ申請人ニ交付スヘシ

第二十六條 登記ノ申請人ハ申請書ヲ提出シテ登記簿ニ交付ヲ請求スルコトヲ得  
前項ノ申請書ニハ登記ノ件名ヲ記載シ申請人之ニ署名捺印スヘシ  
登記官吏ハ附錄第四號様式ニ依リ登記簿ニ作製シ之ヲ申請人ニ交付スヘシ

第二十七條 組合カ其ノ主タル事務所ヲ登記所ノ管轄外ニ移轉シタル場合ニ於テ新所在地ノ登記所ニ移轉ノ登記ヲ申請スルトキハ申請書ニ舊所在地ニ於ケル登記簿ノ謄本ニシテ一用紙ノ全部ヲ謄寫シタルモノヲ添付スヘシ  
第二十八條 登記官吏カ申請又ハ囑託ニ關スル書類ヲ受取リタルトキハ遲滞ナク總テノ事項ヲ調査スヘシ

第二十九條 登記官吏カ申請書ヲ受取リタルトキハ受附帳ニ登記ノ目的、申請人ノ氏名受附ノ年月日及受附番號ヲ記載シ申請書ニ受附ノ年月日及受附番號ヲ記載スヘシ  
前項ノ規定ハ登記官吏カ第十條ニ掲ケタル書類ヲ受取リタル場合ニ之ヲ準用ス  
第三十條 受附帳ニ申請人ノ氏名ヲ記載スル場合ニ於テ多數ナルトキハ申請書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノミノ氏名及他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル  
第三十一條 登記ヲ爲スニハ登記用紙中相當

欄ニ登記事項及登記ノ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ  
登記用紙中或欄ニ登記事項ヲ記載スルコトナクシテ登記ヲ完了シタルトキハ其空欄ニ朱線ヲ交叉スヘシ但シ後日登記スルコトアルヘキ事項ノ爲設ケタル欄ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

登記用紙中或欄ニ登記事項ヲ記載シタル場合ニ於テ同欄内ニ餘白アルトキハ其餘白ニ朱線ヲ交叉スヘシ  
豫備欄又ハ變更欄ニ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ左側ニ縦線ヲ劃シ、餘白ト分界スヘシ  
第三十二條 申請書ニ記載シタル代理人ノ氏名、住所ハ登記簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要セス

第三十三條 登記用紙中或欄カ登記ヲ爲スヘキ餘白ナキニ至リタルトキハ新用紙中登記番號ノ左側ニ其ノ番號ノ第二ナルコト竝ニ前用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及其ノ繼續用紙ナルコトヲ記載シ且前用紙中登記番號ノ左側ニ第一ノ文字竝ニ新用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及之ニ繼續スル旨ヲ記載スヘシ  
前用紙中他ノ欄ニ餘白アルトキハ其ノ欄ニ

登記スヘキ事項ニ付テハ仍之ニ登記ヲ爲スヘシ  
前二項ノ規定ハ第三以下ノ繼續用紙ヲ設ケル場合ニ之ヲ準用ス

第三十四條 組合ノ設立ノ場合ヲ除ク外蠶絲業組合法第二十三條第二項ニ定メタル登記ヲ爲シタルトキハ登記用紙中豫備欄ニ其ノ事由ヲ記載スヘシ  
破産法第二百二十二條及和議法第八條ノ規定ニ依リ登記ハ豫備欄ニ之ヲ爲スヘシ

第三十五條 更正又ハ抹消ノ登記ハ其ノ登記用紙中變更欄ニ之ヲ爲スヘシ  
第三十六條 行政區劃又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタルトキハ登記官吏ハ登記用紙中變更欄ニ新舊ノ名稱及變更アリタル旨ヲ記載シ之ニ捺印シ其ノ記載ヲ更正スルコトヲ要ス

第三十七條 蠶絲業組合法第二十六條ニ於テ準用スル非訟事件手續法第二百五十一條ノ二第一項ノ規定ニ依ル通知書ニハ登記ヲ爲シタル事件ノ表示及其ノ登記カ蠶絲業組合法又ハ産業組合法ノ規定ニ依リ許スヘカラサルモノナルコトヲ記載スヘシ

第三十八條 蠶絲業組合法第二十六條ニ於テ準用スル非訟事件手續法第二百五十一條ノ四ノ規定ニ依リ抹消ノ登記ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由ヲモ記載スヘシ  
第三十九條 蠶絲業組合法第二十六條ニ於テ準用スル非訟事件手續法第二百五十一條ノ六第二項ノ規定ニ依リ登記ノ更正ヲ爲ス場合ニ於テハ許可アリタル旨及其ノ年月日ヲモ記載スヘシ  
第四十條 變更、更正又ハ抹消ノ登記ヲ爲シタルトキハ變更、更正又ハ抹消スヘキ登記事項ヲ朱抹スヘシ但シ抹消ノ登記ヲ爲シタルニ因リ登記用紙ヲ閉鎖スヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

抹消ノ登記ヲ更正スル場合ニ於テハ抹消セラレタル登記ヲ復活スヘシ  
第四十一條 組合カ其ノ主タル事務所ヲ登記所ノ管轄外ニ移轉シタル場合ニ於テ移轉ノ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スヘシ  
第四十二條 破産手續終結ノ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スヘシ但シ強制和議認可決定ノ確定ニ因リ破産手續終結シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
第四十三條 甲登記所ノ管轄地ノ一部カ乙登記所ノ管轄ニ轉屬シタルトキハ甲登記所ハ

ノ規定ニ依リ抹消ノ登記ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由ヲモ記載スヘシ  
第三十九條 蠶絲業組合法第二十六條ニ於テ準用スル非訟事件手續法第二百五十一條ノ六第二項ノ規定ニ依リ登記ノ更正ヲ爲ス場合ニ於テハ許可アリタル旨及其ノ年月日ヲモ記載スヘシ  
第四十條 變更、更正又ハ抹消ノ登記ヲ爲シタルトキハ變更、更正又ハ抹消スヘキ登記事項ヲ朱抹スヘシ但シ抹消ノ登記ヲ爲シタルニ因リ登記用紙ヲ閉鎖スヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス  
抹消ノ登記ヲ更正スル場合ニ於テハ抹消セラレタル登記ヲ復活スヘシ  
第四十一條 組合カ其ノ主タル事務所ヲ登記所ノ管轄外ニ移轉シタル場合ニ於テ移轉ノ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スヘシ  
第四十二條 破産手續終結ノ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スヘシ但シ強制和議認可決定ノ確定ニ因リ破産手續終結シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
第四十三條 甲登記所ノ管轄地ノ一部カ乙登記所ノ管轄ニ轉屬シタルトキハ甲登記所ハ

其ノ部分ニ屬スル登記簿ノ謄本及申請書其ノ他ノ附屬書類又ハ其ノ謄本ヲ乙登記所ニ移送スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ甲登記所ノ登記用紙中豫備欄ニ乙登記所ニ管轄變更シタル旨及其ノ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スヘシ

第四十四條 前條ノ規定ニ依リ登記簿ノ謄本及申請書其ノ他ノ附屬書類又ハ其ノ謄本ノ移送ヲ受ケタルトキハ乙登記所ハ登記簿ノ謄本ニ依リ抹消ニ係ラサル部分ノミノ登記ヲ移スヘシ

登記簿ニ登記ヲ移スニハ登記用紙中登記番號欄ニ其ノ登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ其ノ左側ニ前登記管轄ノ表示ヲ爲シ前登記番號ヲ記載シ豫備欄ニ管轄變更ニ因リ登記ヲ移シタル旨及其ノ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ

第四十五條 登記用紙ヲ閉鎖スルニハ登記番號ヲ朱抹スベシ

第四十六條 登記簿又ハ申請書其ノ他ノ附屬書類ノ閲覧ハ登記官吏ノ面前ニ於テ之ヲ爲サシムヘシ

第四十七條 登記簿ノ謄本ハ登記簿ト同一様

式ノ用紙ヲ以テ之ヲ作り其ノ末尾ニ左ノ認

證文ヲ記載シタルモノヲ添附シテ毎葉ノ綴目ニ契印ヲ爲シ登記官吏之ニ年月日ヲ記載

シテ署名捺印シ且登記所ノ印ヲ押捺スヘシ此ノ謄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認證ス

前項ノ規定ハ登記簿ノ抄本ニ之ヲ準用ス但シ抄本用紙ハ半紙對紙ヲ用フヘシ

第四十八條 登記簿ノ謄本ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外登記簿一用紙ノ全部ヲ遺漏ナク謄寫シテ之ヲ作ルヘシ但シ請求ニ因リ抹消ニ係ラサル登記ノミヲ謄寫シテ之ヲ作ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ認證文ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

登記簿ノ謄本ニ餘白アルトキハ其ノ部分ニ朱線ヲ交叉シ又ハ餘白ナルコトヲ表示スヘシ

第四十九條 登記官吏カ其ノ職務上過料ニ處セラルヘキ者アルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク其ノ事件ヲ管轄地方裁判所長ニ通知スヘシ

附 則

本令ハ昭和七年法律第三十號施行ノ日ヨリ之

ヲ施行ス

本令施行前調製シタル養蠶實行組合登記簿ハ既ニ登記ヲ爲シタルモノナルト否ト問ハス當分ノ内其ノ儘之ヲ使用スルコトヲ得

本法施行前登記ヲ爲シタル事項ニシテ昭和七年法律第三十號附則第六條ノ規定ニ依リ登記ヲ要セサルニ至リタルモノハ本令施行後遲滞ナク之ヲ朱抹シ其ノ年月日及事由ヲ傍ニ朱書シ登記官吏捺印スヘシ

(附錄第一號)

養蠶實行組合(農事實行組合)登記簿

區 裁 判 所

紙數表紙ヲ除キ

枚

地方裁判所長

登記ノ年 月日及 登記官印		第一欄ヨリ年月日登記 第五欄マデ	
一 名 稱	二 事務所 所在地	三 目 的	四 設立ノ 年月日
五 氏名、 住所	七 清算人 住所氏名	六 事由及 年月日	八 年月日 登記
號 第		備 豫	

更	變
更	變

更	變
更	變

更	變
更	變

(附録第二號)  
 養蠶實行組合(農事實行組合) 登記受附帳  
 區 裁 判 所

年月日	受附番號	登記	申請人	備考

年月日	受附番號	登記	申請人	備考

附録第三號(用紙厚紙縦十五横三種)  
 何郡(市)何町(村)何番地  
 何々養蠶實行組合(農事實行組合)  
 何々(資格ヲ記ス)何某  
 何年何月何日生

附録第四號

登記簿ノ種類	登記簿ノ種類
登記ノ番號	登記ノ番號
登記ノ件名	登記ノ件名
申請人ノ氏名住所	申請人ノ氏名住所
登記ノ年月日	登記ノ年月日
右登記簿ナルコトヲ證ス	右登記簿ナルコトヲ證ス
年 月 日	年 月 日
區 裁 判 所	區 裁 判 所

養蠶實行組合登記簿ニ關スル  
 手数料ノ件  
 (昭和六年六月十六日)  
 (司法省令第十七號)  
 大正十四年司法省令第二十號中「家畜保險組合登記簿」ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

養蠶實行組合登記簿  
 附 則  
 本令ハ蠶絲業組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 農事實行組合登記簿ニ關スル  
 手数料ノ件  
 (昭和七年十月十日)  
 (司法省令第四十五號)

大正十四年司法省令第二十號中「牧野組合登記簿」ノ次ニ左ノ三號ヲ加フ  
 商業組合登記簿  
 商業組合聯合會登記簿  
 農事實行組合登記簿  
 附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

産業組合法第六條ノ三ノ規定  
 ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部  
 委任ニ關スル件  
 (昭和七年十月二十五日)  
 (農林省令第三十三號)  
 第一條 産業組合法第六條ノ三第一項ノ規定  
 ニ依ル主務大臣ノ職權ハ左ノ各號ノ一ニ該  
 當スル組合ニ關スルモノニ在リテハ同法第

八條、第三十九條第三項、第五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條ノ二第一項及第六十五條ニ規定スルモノヲ除クノ外、其ノ他ノ組合ニ在リテハ同法第五十九條、第六十條及第六十一條ニ規定スルモノヲ除クノ外主たる事務所所在地ノ地方長官ニ之ヲ委任ス  
 一 二道府縣ノ區域ノ全部ヲ區域トスル組合  
 二 區域カ二以上ノ道府縣ノ區域ヲ超ユル組合  
 第二條 産業組合法第六條ノ三第一項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權中同法第五十九條、第六十條及第六十一條ニ規定スルモノハ組合ノ主たる事務所所在地ノ地方長官ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得但シ前條各號ニ掲クル組合ノ解散ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 第三條 前二條ノ規定ハ産業組合法第八十一條ノ規定ニ依リ準用セラルル同法第六條ノ三第一項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ニ之ヲ準用ス但シ全國ヲ區域トスル聯合會ニ關スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 第四條 産業組合法施行規則第二十條第二項ノ規定ハ第一條又ハ前條ノ規定ニ依リ主務

大臣ノ職權ノ一部委任アリタル組合及聯合會ニ付テハ之ヲ適用セス  
 附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 農山漁村共同作業場獎勵規則  
 (昭和七年十月三日)  
 (農林省令第二十八號)  
 第一條 農林大臣ハ農山漁村共同作業場獎勵ノ爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス  
 第二條 獎勵金ハ道府縣ノ左ニ掲クル補助金ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス但シ其ノ補助金ニ對シ別ニ國庫ヨリ獎勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス  
 一 町村、農會、産業組合、農事實行組合  
 其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル團體カ農山漁村經濟ノ更生ヲ圖ル目的ヲ以テ農業者、林業者又ハ漁業者ノ共同作業ニ供用スル建物ノ新設又ハ増設ニ要スル費用ニ對シ交付スル補助金  
 二 前號ノ建物ニ附屬スル工作物又ハ器具機械ノ新設又ハ増設ニ要スル費用ニ對シ

交付スル補助金  
 第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書ニ左ニ掲クル書類ヲ添付シ毎年二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スヘシ  
 一 事業計畫書  
 二 經費豫算書  
 三 補助ニ關スル規程  
 前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命スル事アルヘシ  
 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣前條第一項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ  
 第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ事業成績書及經費決算書ヲ翌年六月卅日迄ニ農林大臣ニ提出スヘシ  
 第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ獎勵金ノ全部ヲ當該年度内ニ支出スルコト能ハサルトキハ之ヲ事業ト共ニ當該年度後ニ繰越シ支出スルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲シタルトキハ翌年度四月十五日迄ニ農林大臣ニ之ヲ報告スヘシ  
 第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ

各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還附ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 四 支出額カ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

附 則

本令ハ交付ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第三條中二月末日迄トアルハ昭和七年度ニ限リ十一月三十日迄トス

農山漁村經濟更正計畫助成規

(昭和七年十月六日)  
農林省令第三十號

- 第一條 農林大臣ハ農山漁村ノ經濟更生計畫ノ助成ヲ爲ス爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス
- 第二條 助成金ハ左ニ掲クル道府縣又ハ團體ノ費用ニ對シ之ヲ交付ス但シ其ノ費用ニ對シ別ニ國庫ヨリ獎勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 一 農山漁村經濟更生ニ關スル委員會ヲ道

府縣ニ設置スル爲要スル費用  
二 農山漁村經濟更正ニ關スル事務ニ從事スル專任職員ヲ道府縣ニ設置スル爲要スル費用

三 農山漁村經濟更生計畫樹立ノ爲要スル町村又ハ町村農會其ノ他町村ノ區域ヲ地區トスル產業團體(特別ノ事情アル場合ニ於テハ市町村内ノ部落又ハ之ニ準スル區域ヲ地區トスル產業團體)ノ費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

四 農山漁村經濟更生ヲ促進スル爲農會、水產會其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル產業團體ノ行フ經濟更生活動ノ爲要スル費用又ハ之ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金  
第三條 助成金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲クル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スヘシ

- 一 事業計畫書
- 二 收支豫算書
- 前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命スル事アルヘシ
- 第四條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者前條第一項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業成績書及收支決算書ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スヘシ

第六條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者助成金ノ全部ヲ當該年度内ニ支出スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ殘額ヲ翌年度ニ繰越サントスルトキハ翌年度四月十五日迄ニ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 本則ニ依リ農林大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方官ヲ經由スヘシ  
第八條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金ノ全部又ハ一部ノ還附ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 四 支出額カ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第三條中二月末日迄トアルハ昭和七年度ニ限

リ十一月十五日迄トス

產業組合法改正ニ關スル件

(昭和七年十月二十四日)  
七更部第一三六號

農ニ產業組合法ヲ一部改正シタルハ產業組合ノ振起擴充ヲ期セムトスルモノニ有之殊ニ時局ニ鑑ミ農山漁村ノ經濟更生ノ爲ニ產業組合ヲシテ其ノ機能ヲ充分發揮セシムルヲ最モ緊要ト認メ產業組合ノ活動上其ノ信用並ニ基礎ヲ擴大セシムルト共ニ產業組合運動ニ依リ利益ヲ洽ク普及均霑セシムトスル意ニ外ナラスシテ之カ施行並ニ周知方ニ付テハ既ニ夫々御高配中ト存候得共之カ指導ヲ誤マルニ於テハ反テ出資金ヲ減少セシメ或ハ組合員ヲ減少セシムル等產業組合ノ現有勢力ヲ減殺スルカ如キ結果ヲ招來スルナキヤヲ保セス斯クテハ法律改正ノ趣旨ハ全然没却セラルト共ニ弊害ヲ將來ニ貽スコト可相成ニ付特ニ左記事項ニ關シ御留意ノ上萬違漏ナキ様御指導相成度此段及通牒候也

追而貴管内產業組合中央會道府縣支會、產業組合聯合會、產業組合等ニ對シテハ夫々貴官ヨリ本件ニ關スル趣旨ヲ傳達シ管内組

合ノ指導上誤リナキ様御意相成度申添候  
記

- 一、農村ニ於ケル產業組合及產業組合聯合會ノ組織變更ニ付テハ五ヶ年間ノ暫定期間ニ不拘速ニ實現セシムルコト
- 一、組織變更ニ關聯シ出資一口金額ヲ減少セシメ或ハ組合員ヲ脱退セシムルカ如キ結果ヲ招來セシメサラムルコト
- 一、組合員ノ脱退ニ伴ヒ產業組合ノ準備金其ノ他各種積立金ヲ減少セシメサル爲可成出資金以外ニ持分ヲ持タシメサル様定款中持分ニ關スル規定ヲ改メシムルコト
- 一、農事實行組合及養蠶實行組合ノ組合員ニシテ未タ產業組合ニ加入セサル者ハ假令其等ノ組合カ產業組合ニ加入スルトスルモ尙極力單獨加入セシムルコト
- 一、單獨加入ヲ獎勵スルモ出資能力ナキ爲等ニ依リ加入困難ナル場合ニ付テハ農事實行組合、養蠶實行組合等ヲ通シテ產業組合ノ事業ヲ利用セシムルコト
- 一、農事實行組合ノ區域ト區域ヲ同シクスル他ノ養蠶組合、副業組合等アル場合ハ可成豫メ農事實行組合ト合併セシメタル上加入セシムルコト

農山漁村經濟更生計畫ニ關スル件

(昭和七年十月六日)  
農林省令第二號

農林大臣後藤文夫

應 府 縣

農山漁村疲弊ノ現狀ニ鑑ミ其ノ不況ヲ匡救シ產業ノ振興ヲ圖リテ民心ノ安定ヲ策シ進シテ農山漁村ノ更生ニ努ムルハ刻下緊急ノ要務タリ  
政府ハ農ニ之カ救済ニ關スル應急ノ匡救策ヲ樹テ今ヤ其ノ實行ニ付キ最善ノ努力ヲ竭シツ、アリト雖之等ノ施設ヲシテ當面ノ一時的効果ニ止マラシメス農山漁家ノ經濟生活ヲ安定セシメ更ニ將來ニ向ツテ其ノ福利ヲ増進セシムルカ爲ニハ現下農村疲弊ノ由來セル原因カ管ニ輓近内外經濟界ノ異常ナル不況ニ職由ス

ルノミナラス深ク農村經濟ノ運営及組織ノ根  
 抵ニ横ハルモノアル實狀ヲ明ニシテ山漁家ノ  
 自醒ヲ促スト共ニ其ノ禍因ノ芟除ニ努力セン  
 ムルノ要アリ之カ爲ニハ農村部落ニ於ケル固  
 有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ其ノ經  
 濟生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ以テ農山漁村ニ  
 於ケル産業及經濟ノ計畫ノ組織ノ刷新ヲ企圖  
 セサルヘカラス

政府カ今回新ニ農林省ニ經濟更生部ヲ設置シ  
 經濟更生計畫ニ關スル諸般ノ方策ヲ實施セン  
 トスルノ趣旨モ亦茲ニ存ス其ノ綱要トスル所  
 ハ單ニ農林漁業各個ノ經營、技術ノ改善ヲ指  
 導普及スルニ止マラス農山漁村經濟全般ニ互  
 リ計畫的且組織的ニ整備改善ヲ圖ルニ在リ就  
 中農業經營ノ基本要素ノ整備活用、生産販  
 賣購買ノ統制、金融ノ改善、産業組合ノ刷新  
 普及、産業諸團體ノ連絡統制、備荒共濟施設  
 ノ充實等ハ其ノ主要ナル事項ニ屬ス而シテ之  
 等ニ關シ指導上必要ナル具體的方針ニ關シテ  
 ハ今後隨時指示スル所アラントス

今ヤ各地方自奮更生ノ意氣熾ナルモノアリ此  
 ノ秋波上ノ趣旨ノ徹底ヲ圖リ農山漁村ヲシテ  
 其ノ經濟更生ニ邁進セシムルハ眞ニ恰好ノ機  
 會ナリトス然リト雖此ノ事タルヤ永年ニ互リ

逐次其ノ效果ヲ收ムヘキモノナルヲ以テ計畫  
 ノ當初ニ於テ一歩ヲ誤ラシテラニ畫餅ニ歸  
 スルノ虞アリ仍テ地方當局ニ於テハ經濟更生  
 計畫ノ當事者ヲシテ素リニ理想ニ走ラス性急  
 ニ流レス中心人物ニ克ク其ノ人ヲ得堅實適切  
 ナル計畫ノ樹立實行ヲ爲サシムルト共ニ他面  
 之ニ參畫スヘキ各種産業團體ニ對シテハ其ノ  
 本質ニ應ズル分野ニ於テ充分其ノ機能ヲ發揮  
 セシムル様指導督勵セラルヘク更ニ又精神教  
 化運動トノ連絡協調ヲ密ニシ官民一致大ニ自  
 奮更生ノ民風ヲ興起シ組織的統制的地方經濟  
 生活ノ整備振作ヲ圖リ以テ農山漁村更生ノ目  
 的ノ達成上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

**農山漁村經濟更生計畫助成規  
 則施行ニ關スル件**

(昭和七年十月六日  
 更第二三四號)

縣知事殿  
 農林次官石黑忠篤

今般農林省第三十號ヲ以テ公布相成候農山漁  
 村經濟更生計畫助成規則ニ依ル助成金ハ別紙  
 要項ニ依リ交付致候條本施設遂行ニ付テハ別  
 途農林大臣ノ訓令ノ趣旨ヲ體シ目的達成上遺  
 憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

**農山漁村經濟更生計畫助成金  
 交付要項**

- 第一 助成金ノ交付ヲ受クヘキ事項ハ左ノ條  
 件ニ該當スルコトヲ要ス
- 一 規則第二條第一號ノ委員會ハ左ノ内容  
 ヲ有スルモノタルコト
- (一) 委員會ハ會長一人及委員二十人内  
 外ヲ以テ組織シ會長ハ地方長官又ハ内  
 務部長之ニ當リ委員ハ地方廳關係職員  
 及農會、産業組合其ノ他産業諸團體ノ  
 關係者ノ外特ニ農山漁村ノ實情ニ精通  
 セル者ヲ以テ之ニ充ツルコト
- (二) 委員會ハ左ノ事業ヲ行フモノタル  
 コト
- イ 道府縣ニ於ケル農林漁業全般ニ互  
 ル組織的統制計畫ニ關スル調査及立  
 案
- ロ 當該年度内ニ於テ經濟更生計畫ヲ  
 樹立スヘキ農山漁村ノ選定
- ハ 經濟更生計畫樹立ニ關スル指導及  
 審査
- ニ 經濟更生計畫實行ノ指導及督勵
- ホ 其ノ他經濟更生計畫ニ關シ必要ナ  
 ル事項

- 二 規則第二條第二號ノ專任職員ハ地方農  
 林主事又ハ地方農林技師ニシテ農林漁業  
 經濟ニ關スル學識經驗アル者タルコト
- 三 規則第二條第三號ノ助成金ハ經濟更生  
 ニ關スル委員會ヲ設ケ經濟更生計畫ヲ樹  
 立セントスル場合ニ於テ之ヲ交付スルコ  
 ト
- 右委員會ハ左ノ内容ヲ有スルモノタルコ  
 ト

- (一) 委員會ハ會長一人及委員二十人内  
 外ヲ以テ組織シ委員ハ町村吏員及町村  
 農會、産業組合、農事實行組合其ノ他  
 農林漁業諸團體ノ關係者ノ外特ニ農林  
 漁業ニ經驗アル者ヲ以テ之ニ充ツルコ  
 ト
- (二) 委員會ハ左ノ事業ヲ行フモノタル  
 コト
- イ 經濟更生計畫ノ樹立
- ロ 規則第二條第一號ノ委員會ノ審査  
 ヲ經テ決定セラレタル經濟更生計畫  
 ノ實行ノ指導及督勵
- ハ 其ノ他經濟更生計畫ニ關シ必要ナ  
 ル事項
- 四 規則第二條第四號ノ團體ハ左ニ掲グル

モノタルコト

- (一) 町村農會及漁業組合
- (二) 郡ヲ區域トスル農會、水産會、蓄  
 産組合及畜養業組合
- (三) 經濟更生活動ノ爲特ニ必要アル場  
 合ニ於テハ全國又ハ道府縣ヲ區域トス  
 ル産業團體ニシテ農林大臣ノ適當ト認  
 ムルモノ
- 第二 助成金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
- 一 規則第二條第一號ノ助成金ニ在リテハ  
 同號ノ委員會ノ委員手當、旅費及事務費  
 ニ對シ一道府縣當參百七拾五圓以内
- 二 規則第二條第二號ノ助成金ニ在リテハ一  
 道府縣專任職員一人ヲ限り俸給及旅費ニ  
 對シ千四百九拾圓以内
- 三 規則第二條第三號ノ助成金ニ在リテハ  
 要項第一ノ三ノ委員會ニ要スル費用ニ對  
 シ一町村當百圓以内
- 四 規則第二條第四號ノ助成金ニ在リテハ  
 左ノ標準ニ依ルコト
- (一) 要項第一ノ四(一)ノ團體ニ關シテ  
 ハ其ノ團體ノ設置スル技術員ノ活動ニ  
 要スル費用ニ對シ一町村當貳百圓以内
- (二) 要項第一ノ四(二)ノ團體ニ關シテ

ハ其ノ團體ノ設置スル技術員ノ活動ニ  
 要スル費用ニ對シ一郡當參百圓以内

- (三) 要項第一ノ四(三)ノ團體ニ關シテ  
 ハ其ノ費用ノ範圍内
- 第三 規則第二條第四號ノ助成金ハ道府縣ノ  
 交付スル補助金ニ付道府縣ニ對シ之ヲ交付  
 ス但シ要項第一ノ四(三)ノ團體ノ費用ニ對  
 シテハ其ノ團體ニ對シ之ヲ交付スルコトア  
 ルヘシ
- 第四 助成金ノ交付ヲ受ケタル費用ハ其ノ事  
 業以外ノ費用ニ流用スルコトヲ得ス  
 助成金ノ交付ヲ受ケタル補助金ノ交付條件  
 中ニハ補助金ノ交付ヲ受ケタル費用ヲ其ノ  
 事業以外ノ費用ニ流用スルコトヲ得サル旨  
 ノ條件ヲ附スヘシ
- 第五 助成金ノ交付ヲ受ケル道府縣ノ專任職  
 員ノ命免ニ關シテハ履歷書ヲ添附シ豫メ農  
 林省經濟更生部長ノ承認ヲ受クルコトヲ要  
 ス
- 第六 昭和七年度ニ限り要項第二ニ依ル助成  
 金交付額ノ標準ハ左ノ特例ニ依ル
- 一 要項第二ノ一ノ場合ニ在リテハ一道府  
 縣當貳百拾八圓以内
- 二 要項第二ノ二ノ場合ニ在リテハ俸給三

分ノ二以内(五箇月分以内)及旅費貳百圓以内  
三 要項第二ノ三ノ場合ニ在リテハ一町村

當八拾圓以内  
四 要項第二ノ四ノ場合ニ在リテハ(一)ニ付テハ一町村當百參拾圓以内、(二)ニ付

テハ一郡當貳百圓以内

### 第五節 表彰産業組合及産業組合功勞者

#### 表彰規程

(大正十一年十二月改定)

- 第一條 産業組合中央會ハ毎年一回成績優良ナル産業組合ニ對シ左記表彰ヲ行フ
  - 一、中央會頭ノ名ヲ以テ賞狀ヲ贈與スルコト
  - 二、中央會々報ニ表彰ノ旨ヲ記シ其ノ成績ヲ掲クルコト
  - 第二條 表彰スヘキ組合ハ中央會々員ニシテ左記各號ニ該當スルモノニ限ル
    - 一、法令及定款ニ違背ナキコト
    - 二、帳簿書類其ノ他事務上ノ整理行届キ居ルコト
    - 三、組合ノ區域ハ相當ノ大キサヲ有スルコト
    - 四、組合員ハ區域内ノ者ヲ相當包含シ居リ
  - 第三條 組合成績ノ調査ハ支會長ノ申告アリタルモノニ就キ會頭ノ指名セル調査委員ニ於テ之ヲ行ヒ參事ニ諮リ理事之ヲ決スルモノトス
    - 一、組合設立後五年以上ヲ經過シタルモノナルコト
    - 二、區域内ニ於ケル共同施設ノ效果舉リ比隣ニ對シ感化力ノ見ルヘキモノアルコト
    - 三、組合設立後五年以上ヲ經過シタルモノナルコト
    - 四、組合員ノ富力増進スルコト
    - 五、組合員ノ徳義上進スルコト
    - 六、區域内ニ於ケル共同施設ノ效果舉リ比隣ニ對シ感化力ノ見ルヘキモノアルコト
    - 七、組合員ノ事業進歩シ産業ノ地方的改善行ハル、コト
    - 八、組合員ノ富力増進スルコト
    - 九、組合員ノ徳義上進スルコト
    - 十、區域内ニ於ケル共同施設ノ效果舉リ比隣ニ對シ感化力ノ見ルヘキモノアルコト
    - 十一、組合設立後五年以上ヲ經過シタルモノナルコト
  - 第四條 表彰ヲ受ケタル後五年以上ヲ經過シ成績特ニ顯著ナル組合ニ對シテハ恩賜財産特別獎勵金ヲ交付シ更ニ之ヲ表彰スルコトアルヘシ
  - 第五條 表彰セラレタル組合ニ對シテハ大會ニ於テ其ノ組合理事者ヲシテ實驗談ヲ爲サシムルコトアルヘシ
  - 第六條 表彰セラレタル組合ハ之ヲ簿册ニ登錄シ永遠ニ保存スルモノトス
  - 第七條 賞狀ヲ毀損シ又ハ紛失シタルトキハ請求ニヨリ交付スルコトアルヘシ
  - 第八條 表彰セラレタル組合ニシテ經營當ラ失シ成績不良ニ陥リタルトキハ表彰ヲ無効トシ其ノ旨會報ニ登載シ且第六條ノ簿册中ヨリ之ヲ抹消シ前項ノ場合ニ於ケル調査方法ハ第三條ノ例ニ依ル
  - 第九條 本規定ハ産業組合聯合會ニ之ヲ準用ス

ス

#### 功勞章程規程

(大正十二年六月改定)

- 第一條 本會ハ左ノ各項ノ一ニ該當スル者ニ對シ功勞章ヲ贈進ス
  - 一、産業組合ノ普及發達ニ盡瘁シ功勞顯著ナル者
  - 二、産業組合ノ經營ニ盡瘁シ功勞顯著ニシテ他ノ範トナル者
  - 第二條 功勞章ハ之ヲ分チテ左ノ三種トス
    - 一、紫綬功勞章
    - 二、紅綬功勞章
    - 三、綠綬功勞章
  - 第三條 功勞章ハ理事ノ決議ニ依リ之ヲ贈進スルモノトス
  - 第四條 功勞章ヲ贈進シタルトキハ簿册ニ登錄シ永遠ニ之ヲ保存スルモノトス
  - 第五條 功勞章ヲ毀損シ又ハ紛失シタルトキハ請求ニ依リ實費ヲ徴シテ再ヒ交付スルコトアルヘシ

#### 第二十二次特別表彰組合 (昭和七年)

有、宰郷信用購買販賣利用組合 岩手縣岩手郡太田村

#### 第二十四次普通表彰組合 (昭和七年)

- 有、德田信用購買販賣利用組合 岩手縣紫波郡德田村
- 有、柳瀬村信用購買販賣利用組合 富山縣東礪波郡柳瀬村
- 有、芦原信用購買販賣利用組合 福井縣坂井郡芦原村
- 有、岩崎葡萄信用販賣購買利用組合 山梨縣東八代郡祝村
- 有、長瀬信用販賣購買利用組合 愛知縣碧海郡矢作町
- 有、小谷村信用購買販賣利用組合 滋賀縣東淺井郡小谷村
- 有、大冠信用購買組合 大阪府三島郡高槻町
- 有、下市信用組合 奈良縣吉野郡下市町
- 有、眞長田信用販賣購買利用組合 山口縣美彌郡眞長田村
- 有、生目村信用販賣購買利用組合 宮崎縣宮崎郡生目村
- 無、大村信用販賣購買利用組合 鹿兒島縣薩摩郡大村

#### 第十八回功勞章贈進者 (昭和七年)

- 紫綬 産業組合中央會理事 有 働 良 夫
- 同 參事 佐 藤 寛 治
- 同 主事 千 石 興 太 郎
- 紅綬 愛知縣 森 治 郎
- 京 都 府 大 島 國 三 郎
- 大 阪 府 富 岡 次 郎
- 綠綬 産業組合中央會囑託 井 關 善 一
- 同 囑託 奥 谷 愛 昶
- 北 海 道 本 田 榮 三 郎
- 青 森 縣 長 尾 角 左 衛 門
- 同 福 井 義 弘

青森縣 秋田縣 山形縣 福島縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京府 同 神奈川縣 新瀉縣 富山縣 石川縣 福井縣 同 山梨縣 長野縣 同 岐阜縣 同

袴田健三 東海林重太郎 戶田虎雄 佐藤定治 渡邊庄二郎 飯島長一郎 星野元治 眞尾菊次郎 川名博 內田秀五郎 伊原正雄 笹野三吉 故 松本儀八 故 吉田隆信 板野忠宗 澤崎彌右衛門 齋藤清兵衛 細田英一郎 米倉龍也 尾崎彦四郎 磯村禹市 加藤昇

岐阜縣 靜岡縣 滋賀縣 同 大阪府 奈良縣 和歌山縣 鳥取縣 同 廣島縣 同 德島縣 同 香川縣 同 福岡縣 同 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿兒島縣

布施孫左衛門 杉山米作 北川信次郎 奧野久太郎 義之末三郎 越智太兵衛 桑原豐藏 小川貞一 松本偵治 中丸周一 枝松吾六 德田時藏 齋伊久太 加藤勘學 小山久吉 長增次郎 添田義太郎 伊藤作次 鈴木直赫 日高修一 吉野眞實 入鹿山清彦

鹿兒島縣

特別表彰組合

家村壯之丞

第八次(大正八年)

有、中里信用購買販賣利用組合

有、富士見信用組合

有、千年信用購買販賣組合

第九次(大正九年)

有、豐地信用販賣購買組合

無、葦内信用購買販賣利用組合

第十次(大正十年)

有、和信用販賣購買組合

第十一次(大正十一年)

無、橋崎信用購買販賣利用組合

第十二次(大正十二年)

有、積善信用購買販賣利用組合

第十三次(大正十三年)

無、大川信用購買販賣利用組合

第十四次(大正十四年)

有、立誠信用販賣購買利用組合

第十五次(大正十五年)

有、保津信用購買販賣利用組合

有、渡報德信用購買組合

第十六次(大正十六年)

無、新十津川信用購買販賣組合

有、發志院信用購買利用組合

茨城縣久慈郡中里村  
長野縣諏訪郡富士見村  
福岡縣浮羽郡千年村  
三重縣一志郡豐地村  
福岡縣糟屋郡内村大字葦内  
長野縣小縣郡和村  
山口縣豐浦郡橋崎村  
福井縣坂井郡大關村  
福岡縣糟屋郡大川村  
靜岡縣富士郡富士町  
滋賀縣甲賀郡宮村  
福井郡坂井郡兵庫村  
京都府南桑田郡保津村  
鳥取縣西伯郡渡村  
北海道石狩國樺戶郡十津川村  
奈良縣添上郡治道村大字發志院

第一次(大正元年)

有、石守信用購買販賣組合

有、八濱水產販賣信用購買組合

第二次(大正二年)

有、神谷信用組合

無、田林信用購買組合

第三次(大正三年)

無、片會根信用購買組合

第四次(大正四年)

有、葉栗信用購買販賣組合

無、松原信用組合

第五次(大正五年)

有、潮止信用組合

無、竹館林檎販賣信用利用組合

第六次(大正六年)

無、歌垣信用販賣購買利用組合

有、鎌掛信用販賣購買組合

第七次(大正七年)

無、仁科報德信用購買販賣利用組合

無、大田和信用購買利用販賣組合

兵庫縣加古郡神野村石守  
岡山縣兒島郡八濱町  
新潟縣三島郡來迎寺大字宮川  
外新田  
宮城縣伊具郡大内村伊手  
福島縣田村郡片會根村  
廣島縣高田郡來原村  
愛知縣葉栗郡葉栗村  
福井縣敦賀郡松原村  
埼玉縣南埼玉郡潮止村  
青森縣南津輕郡竹館村  
大阪府豐能郡歌垣村  
滋賀縣蒲生郡鎌掛村  
靜岡縣賀茂郡仁科村  
山梨縣南都留郡鳴澤村



第十六次(昭和二年)  
有、茶屋町信用販賣購買組合  
有、末吉信用購買販賣利用組合  
第十七次(昭和三年)  
有、青柳信用購買販賣利用組合  
第十八次(昭和四年)  
有、河合信用購買販賣利用組合

岡山縣都窪郡茶屋町  
鹿兒島縣贈嶽郡末吉町  
福岡縣糟屋郡青柳村  
三重縣阿山郡河合村

### 第六節 產業組合大會並協議會

#### 第一、全國的のもの

##### 一、全國產業組合大會

大會順次	期	間	會場	來會者數	協議問題件數	中央會提出	支會提出
第一回	明治三十八年	五月十一—十二日	東京市三會堂	四二	—	—	四三
第二回	同	三十九年五月八—十日	農商務省會議室	一八〇	二一	—	二六
第三回	同	四十年四月八—十日	同上	二七〇	四	—	一四
第四回	同	四十一年四月八—十日	同上	二〇〇	二	—	二五
第五回	同	四十二年四月八—十日	同上	四〇〇	三	—	二二
第六回	同	四十三年五月七—九日	名古屋市縣會議事堂	一、二〇〇	—	—	二〇
第七回	同	四十四年四月二十八—三十日	農商務省會議室	四〇〇	四	—	一三

第十九次(昭和五年)  
有、眞島信用購買販賣利用組合  
第二十次(昭和六年)  
有、笠田村信用購買販賣組合  
無、小野信用購買販賣利用組合  
第二十一次(昭和七年)  
有、宰卿信用購買販賣利用組合

長野縣更級郡眞島村  
香川縣三豐郡笠田村  
福岡縣糟屋郡小野村  
岩手縣岩手郡太田村

大會順次	期	間	會場	來會者數	協議問題件數	中央會提出	支會提出
第八回	明治四十五年	五月二十一—二十三日	兵庫縣明石町公會堂	一、四〇〇	—	—	三三
第九回	大正二年	五月十六—十八日	長野市縣會議事堂	一、八〇〇	四	—	二六
第十回	同	三年十一月五—七日	廣島市西本願寺別院	二、〇〇〇	四	—	二四
第十一回	同	四年五月四—六日	東京市共立職業學校	一、〇〇〇	二	—	三三
第十二回	同	五年五月四—六日	新潟市物産陳列館	二、〇〇〇	三	—	一五
第十三回	同	六年五月三—五日	大津市公會堂	二、三〇〇	二	—	一七
第十四回	同	七年四月二十七—二十九日	東京市共立職業學校	一、二〇〇	二	—	二八
第十五回	同	八年四月二十五—二十七日	岡山市	二、五〇〇	—	—	二九
第十六回	同	九年四月二十五—二十七日	宇治山田市	二、五〇〇	—	—	三四
第十七回	同	十年五月八—十日	大分市	三、五〇〇	—	—	三一
第十八回	同	十一年四月二十一—二十二日	東京市國技館	一〇、〇〇〇	—	—	三二
第十九回	同	十二年四月二十五—二十七日	仙臺市公會堂	三、〇〇〇	—	—	二四
第二十回	同	十三年四月十四—十六日	福岡市縣廳構内	五、〇〇〇	—	—	四一
第二十一回	同	十四年四月十五—十七日	山口市公會堂	五、五〇〇	—	—	二二
第二十二回	同	十五年八月七—八日	札幌市大通小學校	五、〇〇〇	—	—	四五
第二十三回	昭和二年	十月一—二日	靜岡市師範學校	六、七〇〇	—	—	五二
第二十四回	同	三年四月二十六—二十七日	東京市日本青年館	三、〇〇〇	—	—	四四
第二十五回	同	四年四月二十六—二十七日	松江市城山	四、〇〇〇	—	—	四四
第二十六回	同	五年四月三十一—五月一日	岐阜市公會堂	三、〇〇〇	—	—	四四
第二十七回	同	六年五月九—十日	高松市玉藻城趾	八、〇〇〇	—	—	二六

第二十八回 昭和七年四月二十五—二十六日 大阪市中之島公會堂 五、〇〇〇 一 三九

二、全國産業組合協議會

産業組合の實地指導に當る者をして指導上必要なる事項に付研究する爲め、各府縣及び支會等の主事及び主事補を集め

開催回数	開催年月日	開催地	出席者数	研究問題件数
第一回	大正十年自一月十五日—一週間	産業組合中央會	一〇四	七八
第二回	同 自一月十六日—一週間	同	七四	七四
第三回	同 自六月二十四日—一週間	同	七二	四一
第四回	同 自五月二十六日—一週間	同	七五	六八
第五回	同 自五月二十六日—三日間	同	一一一	八九
第六回	同 自五月二十六日—三日間	同	一二六	三四
第七回	同 自五月二十九日—三日間	同	一二四	四〇
第八回	同 自五月二十三日—三日間	同	一〇一	四五
第九回	同 自五月二十四日—三日間	同	八七	一一

三、全國市街地信用組合協議會

市街地信用組合の設立後日尙ほ淺く、經營上其他に於て攻究協議すべきものの尠なからざりしを以て、市街地信用組

合の發達に關し協議を爲すものなり。概況を掲ぐれば左の如し

開催回数	開催年月日	開催地	出席者数	協議問題件数
第一回	大正十年自十一月十五日—二日間	東京市	不詳	二九
第二回	同 自十一月十七日—三日間	神戸市	一一四	二六
第三回	同 自十月二十四日—三日間	浦和町	一一六	三三
第四回	同 自十四年九月—三日間	大阪市	二四三	三三
第五回	同 昭和二年九月四日—二日間	秋田市	一四一	四三
第六回	同 自三年十月十一日—二日間	廣島市	二七三	三三
第七回	同 自四年十月七日—二日間	東京市	二七〇	二〇
第八回	同 自五年十月七日—二日間	東京市	二四六	二三
第九回	同 自六年十月二十二日—二日間	東京市	二〇三	三〇
第十回	同 自七年十一月五日—二日間	福岡市	二四三	一九

四、全國産業組合製絲協議會

開催回数	開催年月日	主催者	會場	出席縣數	出席者数	協議問題件数
第一回	大正十三年四月二十五、六日	長野支會	松本市松本中學校	二十一府縣	五一〇	八
第二回	同 十四年十月十一、二日	群馬支會	高崎市	二十五府縣	三六四	一三

第三回	大正十五年十月二十三、四日	埼玉支會	熊谷町高等女學校	全 國	六二四	一三
第四回	昭和二年十月二十九、卅日	長野支會	上諏訪町上諏訪小學校	同 上	八〇〇	一四
第五回	同 五年一月十七、八日	中 央 會	神戸市縣會議事堂	二十府縣	七一	七
第六回	同 六年八月三、四日	中 央 會	東京市赤坂溜池三會堂	二十二府縣	一〇五	六

五、全國農業倉庫協議會

同 數	開 催 年 月 日	會 場	出席者數	協議問題件數
第一回	昭和二年七月四、五日	東京三會堂	一八〇	四二
第二回	同 四年五月二十二、三日	同	一五二	一九
第三回	同 五年十一月十七、八日	同	二六五	一七
第四回	同 六年十月七、八日	同	一四二	一一

六、全國電氣利用組合協議會

第一回	開 催 年 月 日	會 場	出席者數	協議問題件數
第一回	昭和四年五月二十七、八日	產業組合中央會	四二	一三

七、全國販賣購買組合聯合會協議會

第一回	開 催 年 月 日	會 場	出席者數	協議問題件數
第一回	昭和四年九月二十八、九日	產業組合中央會	七二	二

八、全國消費組合協議會

第一回	昭和六年二月二十五、二十七日	產業組合中央會	五〇	三	支會提出
第二回	同 七年十一月十七、十八日	東京赤坂三會堂	四四	六	會員提出及

第二、地方的もの

道府縣名	會 名	開催地	開催年月日	關係府縣名	來會者數	備 考
青 森	第一回 北海道東北六縣支會 青森市 青森市 青森市 青森市 青森市	青森市	大正十年八月廿九日	北海道及東北六縣	一一	
北 海 道	第二回 北海道東北六縣支會 青森市 青森市 青森市 青森市 青森市	青森市	大正十二年八月十六日		一一	
秋 田	第三回 秋田縣議會 秋田縣議會 秋田縣議會 秋田縣議會 秋田縣議會	秋田縣議會	大正十三年六月五日		二五	
山 形	第四回 山形市農會館 山形市農會館 山形市農會館 山形市農會館 山形市農會館	山形市農會館	大正十五年三月十八、十九日		四六	
福 島	第五回 福島縣議會 福島縣議會 福島縣議會 福島縣議會 福島縣議會	福島縣議會	大正十五年八月二十四日		三六	
岩 手	第六回 北海道東北六縣產業組合關係者協議會 盛岡市 盛岡市 盛岡市 盛岡市 盛岡市	盛岡市	昭和二年七月廿、廿一日		一〇〇	
宮 城	第七回 仙台市議會 仙台市議會 仙台市議會 仙台市議會 仙台市議會	仙台市議會	昭和三年五月四、五日		八〇	
青 森	第八回 青森市議會 青森市議會 青森市議會 青森市議會 青森市議會	青森市議會	昭和四年九月十二、十三日		九〇	
群 馬	產業組合大會 前橋市 前橋市 前橋市 前橋市 前橋市	前橋市	明治四十三年十月十九、廿日	東京、神奈川、新潟、埼玉、長野、千葉、栃木、茨城、山梨、福島、宮城、山形、岩手、青森、群馬	五〇〇	

富山	一府八縣產業組合大會	堀上新川村	大正二年九月十五、十六日	東京、新潟、栃木、群馬、滋賀、岐阜、福井、石川、富山	九五七
富山	北陸四縣聯合農業倉庫研究会	富山市	大正九年九月六、七日	新潟、石川、福井、富山	一五九
新潟	同	新潟市	大正十年十月十八、十九日	富山、石川、福井、新潟	九五
石川	同	金澤市	大正十一年十一月二、三日	新潟、富山、石川、福井	二〇〇
福井	同	福井市	大正十二年十一月一、二日	新潟、石川、福井、富山	一一九
富山	同	富山市	大正十三年九月九日	新潟、石川、福井、富山	一一一
新潟	北陸四縣聯合農業倉庫研究会	新潟市	大正十四年十月廿一、廿二日	新潟、石川、福井、富山	一二〇
富山	同	東礪波町	大正十五年十一月一、二日	新潟、石川、福井、富山	一四〇
石川	同	江沼郡	昭和二年十一月六、七、八日	新潟、石川、福井、富山	二〇〇
福井	北陸四縣農業倉庫聯合會	坂井郡	昭和三年十一月一、二、三日	新潟、富山、石川、福井	二〇〇
新潟	同	新瀧校	昭和四年十月十五、十六日	新潟、富山、石川、福井	一四五
富山	北信五縣產業組合	東礪波町	大正十五年十一月一、二日	長野、新潟、石川、福井	三三四
石川	同	江沼郡	昭和二年十一月六、七、八日	長野、新潟、富山、石川	三〇〇
福井	同	坂井郡	昭和三年十一月一、二、三日	長野、新潟、石川、福井	三〇〇
新潟	同	新瀧校	昭和四年十月十五、十六日	長野、新潟、石川、福井	三四七

大正九年十月十五日  
 故年二月  
 正川九  
 品周子  
 十並年  
 會合縣  
 業組下  
 會並大  
 業組下  
 會並大

山口	第一回	近畿、中國、四國、附	阿武郡	大正九年四月八、九日	大阪、兵庫、岡山、廣島	一三
鳥取	第二回	中國附近產業組合中央會	東伯郡	大正十年四月卅日	大阪、兵庫、岡山、廣島	二〇
香川	第三回	近畿、中國、四國附近產業組合府縣支會	高松市	大正十一年五月十五、十六日	京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、高知、香川、愛媛、香川	二二
岡山	第四回	近畿、中國、四國、支會	岡山市	大正十三年十月三十日	京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、高知、香川、愛媛、香川	九二
愛媛	第五回	近畿、中國、四國附近產業組合協議會	松山市	大正十四年十月三日	京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、高知、香川、愛媛、香川	六三
廣島	第六回	中國附近產業組合	廣島市	大正十五年十月十四、十五日	京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、高知、香川、愛媛、香川	三四
大阪	第七回	近畿、中國、四國、產業組合協議會	大阪府	昭和三年三月九、十日	京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、高知、香川、愛媛、香川	九二
滋賀	第九回	近畿、中國、四國、產業組合協議會	大津市	昭和四年十月九、十日	三重、京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、高知、香川、愛媛、香川	九四
宮崎	第一回	九州沖繩八縣聯合產業組合主任官及支會	宮崎市	大正十三年二月十五日	九州、沖繩各縣	四三
大分	第二回	九州沖繩八縣聯合產業組合主任官及支會	大分市	大正十四年三月廿三、廿四日	九州、沖繩各縣	五六

阿武郡の  
 發起に  
 阿武郡  
 發起に  
 阿武郡  
 發起に  
 阿武郡  
 發起に  
 阿武郡  
 發起に  
 阿武郡  
 發起に

長崎	第三回	九州沖繩各縣產業組合主任官並同支會役員協議會	長崎市外	大正十四年十一月二日	九州、沖繩各縣	五三	
沖繩	第四回	九州沖繩各縣產業組合關係者協議會	那覇市	大正十五年七月十六日ヨリ四日間	九州、沖繩各縣	一八	
福岡	第五回	九州各縣產業組合主任官支會役員協議會	福岡市	昭和二年四月十五、十六、十七日	九州、沖繩各縣	三八	
福岡		九州各縣產業組合聯合會及市街地信用組合協議會	福岡市	昭和二年四月十五、十六、十七日	九州、沖繩各縣	一二二	
熊本	第六回	九州沖繩各縣產業組合關係者協議會	熊本市	昭和三年十月十四、十五、十六日	九州、沖繩各縣	七八	
鹿兒島	第七回	九州沖繩各縣產業組合關係者協議會	鹿兒島市	昭和四年十月二十六、二十七日	九州、沖繩各縣	九九	
佐賀	第八回	九州沖繩各縣產業組合關係者協議會	佐賀市	昭和五年	九州、沖繩各縣		

第七節 產業組合關係團體名

道府縣名	會名	事務所所在地	設立年月日	會員數	備考
北海道	北海道農業倉庫聯合會	北海道廳畜産課内	大正一〇、四、一	一三四名	
北海道	北海道產業組合講習所	札幌市北二條西七丁目	昭和七、二、二八	八五聯盟 四一八名	獨立教育機關
北海道	北海道產業組合青年總聯盟	札幌市北二條西七丁目			
北海道	北海道產業組合講習所同窓會	旭川市宮下通十丁目		同 六、四、五	
同	上川產業組合青年聯盟				
同	右の他町村單位產業組合青年聯盟八十五あり				

青森	表彰組合懇談會	縣廳商工水産課内	同 二、六	二九	
同	農業倉庫聯合會	縣廳商工水産課内	同 二、九	四一	
同	市街地信用組合協會	縣廳商工水産課内	同 三、四	六	
同	青森縣醫療利用組合協會	利用組合東青病院内	同 七、六	四	
岩手	盛岡市產業組合研究會	盛岡市信用組合	同 五、	一〇組合	
同	岩手縣產業組合研究會	岩手郡農會	同	二三組合	
同	紫波郡產業組合研究會	德田信販購利組合	同	一七組合	
同	稗貫郡產業組合研究會	矢澤信販購利組合	同	二五組合	
同	和賀郡產業組合研究會	黑澤尻信用組合	同	二二組合	
同	江刺郡產業組合研究會	岩谷堂増澤信購利組合	同	一六組合	
同	膽澤郡產業組合研究會	眞城村信購利組合	同	二二組合	
同	西磐井郡產業組合研究會	平泉信購利組合	同	一四組合	
同	東磐井郡產業組合研究會	奥玉信購利組合	同	三四組合	
同	氣仙郡產業組合研究會	氣仙町信購利組合	同	二八組合	
同	上閉伊郡產業組合研究會	遠野信用組合	同	一七組合	
同	下閉伊郡產業組合研究會	宮古信用組合	同	三一組合	
同	九戸郡產業組合研究會	久戀信用組合	同	二一組合	
同	二戸郡產業組合研究會	金田一信購利組合	同	二〇組合	
同	岩手縣市井信用組合協會	岩手支會内	同 七、五、八	二四組合	
同	岩手縣產業組合青年聯盟	岩手支會内	同 七、八、一七	五、三〇名	

岩手	德田産業組合女子青年聯盟	德田信販購利組合	昭和七、九	八三名
同	鳥海産業組合女子青年聯盟	鳥海村信販購利組合	同七、一〇	三三名
同	矢作産業組合婦人會	氣仙郡矢作信販購利組合	不明	一一〇名
同	八澤産業組合婦人會	東磐井郡矢澤村矢澤信販購利組合		二八〇名
同	岩手農業倉庫協會	岩手縣廳内	昭和三、七、一二	四八組合
秋田	秋田縣産業組合青年聯盟	秋田市大町三丁目秋田縣信聯内	同三、九、一六	一六七名
同	秋田縣農業倉庫協會	秋田支會内	同七、九、一三	六四倉庫 外聯合會一 二〇倉庫
同	秋田縣南農業倉庫協會	平鹿郡十文字町販購利十文字農倉内	同二、二、一三	二〇倉庫
同	由利郡農業倉庫聯合會	由利郡本莊町本莊販購利組合内	大正二、一〇、一〇	一二倉庫
同	地廻り農業倉庫協會	山本郡榑村榑村信販購利組合内	昭和七、三、五	三〇倉庫
同	由利郡購買組合研究會	由利郡子吉村子吉村信販購利組合内	大正一五、四、四	一四組合
宮城	宮澤村産業組合青年聯盟	栗原郡宮澤信販購利組合内	昭和七、一〇、一	三〇名
山形	山形縣瀨市場協會	縣廳商工水産課	大正一一、九、二五	瀨市場 營組合
同	山形縣農業倉庫協會	縣廳商工水産課	同 一五、一〇、二六	三九組合 四法人倉庫
同	東田川郡産業組合青年聯盟	東田川郡農會内産組東田川郡部會内	昭和七、一一、三	二六組合 盟友三五〇名
同	最上郡産業組合青年聯盟	最上郡新庄町十日町新庄信用組合内	同七、一一、六	二一組合 五〇〇名
同	西村山郡産業組合青年聯盟	西村山郡農會内産組西村山郡部會内	同七、一一、一七	三七組合 七〇〇名
同	南村山郡産業組合青年聯盟	南村山郡上山町上山農學校内	同七、一一、二七	二七組合 二〇〇名
同	北村山郡産業組合青年聯盟	北村山郡農會内産組北村山郡部會内	同七、一二、一〇	八一組合 八〇名

縣一圓

昭和七年中設立  
準備中にて目下

南村山郡及東村  
山郡の一部組合  
にて組織、會場  
は輪番

七日會へ加入の  
組合を除外東村  
組合の大部分の  
組合會場は輪番  
にて組織

北村山郡内組合

山形	東村山郡産業組合青年聯盟	東村山郡農會内産組東村山郡部會内	昭和四、九、七	一二組合
同	西置賜郡産業組合青年聯盟	西置賜郡農會内産組西置賜郡部會ノ豫定		同
同	産業組合七日會	南村山郡瀧山村瀧山組合内	昭和四、九、七	一二組合
同	産業組合六日會	東村山郡天童町天童販購利組合内	同五、四、六	三三組合
同	産業組合土曜會	北村山郡東根町東根信販購利組合内	同七、九、二四	一一組合
福島	産業組合大森青年聯盟	信夫郡大森村大森信購組合内	同六、一〇、	一三〇名
同	産業組合安達郡青年聯盟	安達郡二本松町二本松信用組合内	同五、九、二八	一三〇名
同	産業組合太田青年聯盟	安達郡太田村太田信購組合内	同五、一二、八	一四二名
同	産業組合大山青年聯盟	安達郡大山村大山信販購組合内	同五、一〇	一〇〇名
同	産業組合渡邊村青年聯盟	石城郡渡邊村渡邊村信販購組合内	同六、九	一〇〇名
同	産業組合江名町青年聯盟	石城郡江名町江名信販購利組合内	同三、六	一一一名
同	産業組合苅野村青年聯盟	双葉郡苅野村苅野村信販購組合内	同七、一	五〇名
同	日之木産業組合婦人會	相馬郡日之木村日之木信販購組合内	同六、七	二五〇名
同	藤田家の光婦人會	伊達郡藤田町藤田信用組合	同六、八	三五八名
同	二本松家の光婦人會	安達郡二本松町二本松信用組合	同五、一〇	三〇〇名
同	白河家の光婦人會	西白河郡白河町白河信用組合	同五、一	三五〇名

同	常水會	眞壁郡下館農業倉庫	同 四	七	農倉庫經營に 關する調査の 目的の連絡研究
同	常南農業倉庫協會	新治郡土浦町霞ヶ浦農業倉庫	昭和四、七、四	一三	
同	守谷町産業組合青年聯盟	北相馬郡守谷町信販購組合	同 六、三	同	
同	八里村産業組合青年聯盟	那珂郡八里村大正信販購利組合	同 七、一〇	四〇	
同	其の他 東茨城、西茨城郡産業組合研究會	眞壁郡産業組合研究會			
同	那珂、久慈郡産業組合研究會	結城郡産業組合研究會			
同	多賀郡産業組合研究會	猿島郡産業組合研究會			
同	鹿島、行方郡産業組合研究會	稻敷郡産業組合研究會			
同	新治、筑波郡産業組合研究會	北相馬郡産業組合研究會			
同	(會員は其の郡内の組合數と同じくして年二回の定期開會を爲し組合經營に付研究をなす)				
同	群馬 上毛信用組合協會	前橋市曲輪町群馬會館内群信聯	昭和三、七、一六	一九	
同	南三社會	高崎市八島町五五碓水社内	同 七、三、一	二〇八	
同	群馬縣産業組合製絲組合	利根郡沼田町利根郡農會内	同 六、一〇、一六	一七四	
同	利根郡産業組合協會	邑樂郡館林町館林信用組合内	同 四、一〇、五	三四	
同	邑樂郡産業組合協會	吾妻郡中之條町吾妻郡農會内	同 五、三、八	一七	
同	吾妻郡産業組合協會	埼玉支會内	同 七、九、二六	四四	
同	埼玉縣農業倉庫協會	埼玉支會内	同 二、三、六	三六組合	
同	埼玉縣市街地信用組合協會	埼玉支會内	同 二、七、一九	八組合	

同	埼玉縣準市街地信用組合協會	埼玉支會内	同 六、六、一八	三八組合
同	埼玉縣産業組合役職員互助會	埼玉支會内	同 七、一、一	三四一人
同	神奈川 産業組合共勵會	神奈川縣信用組合聯合會	同 三、四、八	六〇〇人
同	新潟 新潟縣産業組合共勵會	新潟縣支會内	大正一五、二、一四	四七組合
同	新潟縣農業倉庫協會	新潟縣支會内	昭和三、四、一	九三
同	新潟縣農市場協會	新潟縣農蠶絲課内	大正四、九、一	七三
同	新潟縣産業組合青年聯盟	新潟縣支會内	同 一三、四	二〇
同	富山 富山縣農業倉庫協會	富山縣支會内	昭和六、九、一五	二五〇
同	産業組合友光會	富山縣支會内	同 四、三、四	七六農倉
同	射水郡産業組合青年聯盟	射水郡小杉町小杉信販購利組合内	同 四、三、一四	四二名
同	礪波産業組合婦女聯盟會	東礪波郡北山田村北山田信販購利組合内	同 五、八、二四	七〇名
同	中新川産業組合青年新興會	中新川郡中加積村中加積信販購利組合内	同 五、八、一	三三名
同	出町區域産業組合事務員研究會	東礪波郡出町兩礪波利組合聯合會内	同 六、六、二一	二〇名
同	産業組合南友會	東礪波郡南山田村南礪波農倉庫内	同 六、七、一九	七〇名
同	上新川郡産業組合自治研究會	上新川郡堀川信購組合内	同 五、三、一五	一九名
同	石動地方産業組合實務者事務研究會	西礪波郡石動町農倉庫内	同 二、四、一	二七組合
同	石川郡産業組合研究會	石川郡松任町石川支會松任駐在所	同 六、八、一	六〇名
同	江沼郡産業組合研究會	江沼郡大聖寺町江沼郡産業組合	大正一五、六、五	五四名
同	能美郡産業組合研究會	能美郡小松町石川支會小松駐在所	大正一五、六、二	一九名
同			同 一五、三、九	三九名

石川	河北郡産業組合研究會	河北郡津幡町石川支會津幡駐在所	大正一五、六、一〇	一九名
同	羽咋郡産業組合研究會	羽咋郡柏崎村柏崎産業組合	同 一五、七、一	三七名
同	鹿島郡産業組合研究會	鹿島郡七尾町石川支會七尾駐在所	同 一五、六、一五	三四名
同	鳳至郡産業組合研究會	鳳至郡輪島町石川支會輪島駐在所	昭和三、六、八	一六名
同	珠洲郡産業組合研究會	珠洲郡飯田町元支應舎内	同 二、八、一〇	二〇名
同	金澤市産業組合研究會	金澤市役所産業課	同 三、一〇、一八	一八名
同	石川縣産業組合青年聯盟	石川縣廳石川支會	同 五、一二、七	二九八名
同	石川縣産業組合婦女會	石川郡松任町石川支會松任駐在所	同 六、八、一	二五名
同	石川縣市井信用組合協會	金澤市南町六金澤市信用組合	同 二、八、一七	一三名
同	協同會婦人部	石川縣廳協同會	同 六、四、二三、一、二〇〇名	二〇〇名
福井	福井縣産業組合青年聯盟	福井市城町産業組合會館	同 五、五、一一	一七〇名
同	福井縣農業倉庫聯合會	福井市城町産業組合會館	大正三、九、一四	七七名
同	山梨縣農業倉庫協會	甲府市山梨支會内	同 二、八、二五	一九組合
同	山梨縣産業組合青年聯盟	甲府市山梨支會内	同 七、一一、三	一〇〇名
同	山梨縣産業組合研究會	甲府市山梨支會内	同 三、八、三一	二三組合
同	山梨縣産業組合研究會	甲府市山梨支會内	同 四、一〇、一二	四六組合
同	山梨縣産業組合研究會	甲府市山梨支會内	同 五、一〇、三一	二七組合
同	山梨縣産業組合研究會	甲府市山梨支會内	同 六、四、二八	五五組合
同	山梨縣産業組合研究會	甲府市山梨支會内	同 五、五、二	三四組合
同	山梨縣産業組合研究會	甲府市山梨支會内	同 五、五、二	三一組合

上記六年度に於ては、幹事制となり、事務所を置くも、毎春に於て、幹事を選ばせ、その事務を執行せしむるに、例年同様、改選事務を定むるに、異動し、一定せしむるに、

長野	長野縣産業組合中央會長野支會	長野縣廳内	明治三九、一、一五	八聯合會
同	長野縣産業組合製絲組合	長野縣廳内	大正一五、一〇、八	四聯合會
同	長野縣市街地準市街地信用組合協會	長野縣廳内	同 一三、二、一〇	八四組合
同	長野縣農業倉庫協會	長野縣廳内	昭和二、一〇、一二	四〇農倉
同	南佐久郡部會	南佐久郡白田町郡聯合事務所	明治四一、六、二〇	三三組合
同	北佐久郡部會	北佐久郡岩村田町郡聯合事務所	大正元、一、二八	三一組合
同	小縣郡部會	上田市鷹匠町郡聯合事務所	明治四一、三、二四	四一組合
同	諏訪郡部會	諏訪郡上諏訪町郡聯合事務所	同 四一、六、三〇	三五組合
同	上伊那郡部會	上伊那郡伊那町郡聯合事務所	同 四一、五、四	四二組合
同	下伊那郡部會	下伊那郡飯田町郡聯合事務所	同 四一、四、三〇	四五組合
同	西筑摩郡部會	西筑摩郡福島町木會會館	同 四〇、五、四	三〇組合
同	東筑摩郡部會	松本市國府町中信用産業組合會館内	同 四三、一二、二五	三七組合
同	南安曇郡部會	南安曇郡豊科町郡聯合事務所	大正五、四、三〇	一七組合
同	北安曇郡部會	北安曇郡大町安曇社内	同 三、一、三〇	二一組合
同	更級郡部會	更級郡篠ノ井町郡聯合事務所	明治四三、一二、九	三四組合
同	埴科郡部會	埴科郡屋代町郡聯合事務所	同 四三、五、二〇	二五組合
同	上高井郡部會	上高井郡須坂町郡聯合事務所	大正三、一、二五	一四組合
同	下高井郡部會	下高井郡中野町郡聯合事務所	同 二、二、三	二二組合



同 長 野 上水内郡長野市部會  
 同 下水内郡部會  
 同 上田市部會  
 同 松本市部會  
 同 中信製絲組合研究會  
 同 龍水社製絲研究會  
 同 長野縣產業組合青年聯盟  
 同 小縣新光會  
 同 更級昭榮會  
 同 北佐久産興會  
 同 東筑摩産友會  
 同 上伊那共榮會  
 同 下伊那同榮會  
 同 下水内共昭會  
 同 諏訪鐘曉會  
 同 上水内長野長水會  
 同 埴科産榮會  
 同 縣廳協愛會  
 同 南佐久産伸會  
 同 下高井共友會

長野市縣町郡聯合事務所  
 下水内郡飯山町郡聯合事務所  
 上田市役所  
 松本市役所  
 松本市國府町中信産業組合會館内  
 上伊那郡赤穂村龍水社内  
 長野縣廳内  
 産業組合小縣郡部會内  
 産業組合更級郡部會内  
 産業組合北佐久郡部會内  
 産業組合東筑磨郡部會内  
 産業組合上伊那郡部會内  
 産業組合下伊那郡部會内  
 産業組合下水内郡部會内  
 産業組合諏訪郡部會内  
 産業組合上水内郡長野市部會内  
 産業組合埴科郡部會内  
 長野縣廳内  
 産業組合南佐久郡部會内  
 産業組合下高井郡部會内

明治四一、五、二〇 五一組合  
 大正二、三、三一 一四組合  
 同 一三、七、二 一一組合  
 昭和四、一、二八 一四組合  
 大正一、一、二〇 七組合  
 同 一四、一、一六 二〇組合  
 昭和五、二、一五 一、三〇名  
 大正一四、一、一七 九五〃  
 昭和二、九、二四 六〇〃  
 同 三、三、四 六〇〃  
 同 三、五、五 一四〇〃  
 同 三、五、一四 七〇〃  
 同 三、一、一 一六四〃  
 同 三、一、一 四三〃  
 同 四、四、二八 六三〃  
 同 四、五、一九 九二〃  
 同 四、五、二〇 七六〃  
 同 五、一、二 三三〃  
 同 五、二、一 一〇〇〃  
 同 五、三、三〇 三二〃

同 長 野 北安曇明光會  
 同 上田産光會  
 同 西筑摩昭和會  
 同 上高井商榮會  
 同 南安曇産進會  
 同 産業組合學友會  
 同 飛田産業組合聯盟  
 同 靜岡縣産業組合青年聯盟  
 同 北米柑橋輸出産業組合協會  
 同 遠州農業倉庫協會  
 同 愛知縣農業倉庫協會  
 同 愛知縣市街地信用組合協會  
 同 愛知縣電氣利用組合協會  
 同 愛知縣組合製絲協會  
 同 愛知縣産業組合青年聯盟  
 同 甲賀郡部會  
 同 蒲生郡部會  
 同 神崎郡部會  
 同 愛知郡部會  
 同 犬上郡部會

産業組合北安曇郡部會内  
 産業組合上田市部會内  
 産業組合西筑磨郡部會内  
 産業組合上高井郡部會内  
 産業組合南安曇郡部會内  
 下高井農學校内  
 岐阜縣高山町岐阜縣飛田支廳内  
 靜岡市江川町三五  
 靜岡市江川町三五  
 靜岡市江川町三五  
 磐田郡袋井町袋井報徳組合内  
 縣廳内  
 縣廳内  
 縣廳内  
 名古屋市東區久屋町六丁目五  
 水口町水口信販購組合  
 金田村鷹飼縣廳八幡支所  
 北五ヶ壯五ヶ壯信購販利組合  
 愛知郡農會内  
 犬上郡農會内

昭和四、四、六 四〇  
 同 五、四、八 四六  
 同 五、四、九 四〇  
 同 五、四、一二 三〇  
 同 五、四、二七 三〇  
 同 六、三、一五 四八  
 同 三、九、二三 五八  
 同 六、八、二五 七〇〇  
 大正一三、一一 一七組合  
 昭和七、一〇、二八 三〇組合  
 大正一四、七、二六 二〇組合  
 同 一五、九、二九 九組合  
 同 一五、二、二三 二六組合  
 昭和三、七、九 一〇組合  
 同 三、一、一八 八一八  
 大正一〇、二、二〇 三〇  
 同 一〇、一、二八 三一  
 同 一〇、一〇、一三 一二  
 同 八、一、二五 一四  
 同 九、三、一六 一三

愛知	坂田郡部會	坂田郡農會內	大正二〇、二二、二八	二二
同	東淺井郡部會	川道大郷信販購利組合	同 一〇、二二、二〇	一一
同	伊香郡部會	伊香郡農會	同 一〇、二二、二四	一五
同	高島郡部會	川上村信販購組合	同 一〇、二〇、二二	一六
三	三重縣農業倉庫同盟會	三重縣農商課內	同 九、七、一	一一〇農倉
同	三重縣產業組合振興委員會	三重縣農商課內	昭和三、七、一	五五
滋賀	滋賀縣農業倉庫協會	縣廳內	大正一〇、三、一八	九六
同	滋賀郡部會	大津市別所滋賀郡農會內	同 一〇、一一、二	一三
同	栗太郡部會	草津町栗太郡農會內	同 一〇、一一、二四	一八
同	野州郡部會	野州町野州郡農會內	同 八、一二、二五	一三
京	天田郡產業組合青年聯盟	天田郡福知山町產業組合天田郡部會	昭和六、八、三	二二〇
同	同榮會	京都支會內	同 三、一〇、八	一一三
兵	加佐郡產業組合青年聯盟	加佐郡舞鶴町產業組合加佐郡部會	同 七、八、一一	四七二
同	兵庫縣農業倉庫協會	神戶市中山手通二丁目兵庫縣販購組合	大正一一、六、一	二二組合
同	兵庫縣市街地信用組合協會	神戶市下山手通四丁目兵庫支會內	同 一四、一〇、二二	一六組合
同	兵庫縣產業組合役職員共勵會	神戶市下山手通四丁目兵庫支會內	同 一五、三、六	二八二
同	兵庫縣表彰組合有終會	神戶市下山手通四丁目兵庫支會內	同 一五、一一、一七	二三組合
同	神戶市信用組合協會	神戶市下山手通四丁目兵庫支會內	昭和七、二、一六	九組合
奈	奈良縣產業組合青年聯盟	奈良支會內	同 七、一、二四	一七三
和歌山	有田郡第一部研究會	幹事組合持廻りとす	同 五、一、一	九組合

中央會より表彰を受けたる組合を以て組織す

和歌山	有田郡第二部研究會	幹事組合持廻りとす	昭和五、一、一	九組合
同	有田郡第三部研究會	幹事組合持廻りとす	同 五、一、一	一〇組合
同	有田郡北部研究會	幹事組合持廻りとす	同 五、四、二三	一二組合
同	有田郡南部研究會	幹事組合持廻りとす	同 五、四、二三	一三組合
同	海草郡北部研究會	幹事組合持廻りとす	同 六、四、三	一六組合
同	海草郡南部研究會	幹事組合持廻りとす	同 六、四、三	一六組合
同	南牟婁郡產業組合聯盟	東牟婁郡部會	同 七、一、一	三六
同	伊都郡產業組合青年聯盟	伊都郡部會	同 七、七、一七	三五
鳥	鳥取縣農業倉庫協會	縣商工水産課	同 五、一〇、一八	三二
同	鳥取縣產業組合有終會	鳥取縣產業組合聯合會	大正一一、四、三〇	三〇〇
同	鳥取縣產業組合顯彰會	鳥取支會	同 一三、二、二二	三八
同	鳥取縣組合製絲協會	東伯郡部會	昭和三、一、三	三〇
同	鳥取縣伯西購買聯盟	東伯郡日下村上井同榮製絲組合內	同 四、三	五
同	西郷村產業組合青年聯盟	伯西郡部會	同 五、八	八〇
同	伯西郡產業組合曉鐘會	八頭郡西郷村西郷產業組合內	同 六、九、六	二五〇
同	國富村產業組合家族婦人會	伯西部會內	同 七、六、五	二五
島	八幡東產業組合主婦會	簸川郡國富村	同 三、三、六	四六三
同	知井宮村產業組合婦人會	簸川郡乙立村	同 六、四、二三	二八〇
同	久木村濟美婦人會	簸川郡知井宮村	同 七、四、三〇	五〇〇
同		簸川郡久木村		

島根	産業組合主婦會	廣川郡窪田村	昭和六、三、六	三〇〇
同	多根産業組合婦人聯盟	安濃郡佐比賣村	同七、三、六	
同	安田村産業組合主婦會	美濃郡安田村	同六、八	四三二
同	大内村主婦會	那賀郡大内村		二八七
同	大麻村婦人會	那賀郡大麻村		二八九
同	都川村婦人會	那賀郡都川村		五六〇
同	島根縣産業組合青年聯盟	島根縣廳商工課	昭和七、三、一二	
同	八東郡産業組合青年聯盟	松江市殿町産業組合八東郡部會内	同七、三、一一	
同	能義郡産業組合青年聯盟	能義郡母里村産業組合能義郡部會内	同七、三、二七	
同	仁多郡産業組合青年聯盟	仁多郡三成村産業組合仁多郡部會内	同七、九、一一	
同	大原郡産業組合青年聯盟	大原郡大東町産業組合大原郡部會内	同六、一一、一四	
同	簸川郡産業組合青年聯盟	簸川郡今市町産業組合簸川郡部會内	同七、三、八	
同	石東産業組合青年聯盟	安濃郡大田町産業組合石東部會内	同六、一一、一七	
同	邑智郡産業組合青年聯盟	邑智郡川本町産業組合邑智郡部會内	同七、一一、一三	
同	石西産業組合青年聯盟	美濃郡吉田村産業組合石西部會内	同六、一一、二三	
同	隱岐島産業組合青年聯盟	隱岐支廳内	同七、六、二九	
同	島根縣産業組合製絲組合	島根縣廳商工課	同六、一一、二〇	一一二
同	産業組合講習所同窓會	岡山縣廳商工水産課内	同五、一〇、二八	六〇
同	岡山縣農業倉庫協會	岡山縣廳商工水産課内	大正一五、一二、二三	三三〇
同	岡山縣産業組合聯盟	岡山市弓之町一二二	昭和二、一、九	

岡山	岡山縣産業組合共濟會	岡山縣廳商工水産課	昭和六、一、三一	五一七
廣島	廣島縣産業組合役職員共濟會	廣島縣廳内	同二、四、二八	二八
同	廣島縣産業組合共勵會	廣島縣廳内	同二、四、二九	四五組合
同	廣島縣産業組合青年聯盟	廣島縣廳内	同四、一〇、七	六三九
同	廣島市市街地信用組合協會	廣島縣廳内	同七、九、二二	二九組合
山口	山口縣産業組合青年聯盟	山口縣支會内	同五、七、二二	三八〇
香川	産業組合大川郡振興會	大川郡造田村産業組合中央會香川縣支會大川郡支部内	同七、一一、三	一九四
同	木田郡産業組合振興會	高松市北濱町六五番地ノ一	同六、八、九	四一九
同	小豆郡産業組合青年聯盟	小豆郡苗苮村産業組合事務所内、産業組合中央會香川縣支會小豆郡支部内	同七、一一、六	一一二
同	綾歌郡青年團産業組合聯盟	香川縣産業組合聯合會坂出配給所内	同七、八、二〇	一三ヶ村
同	仲多度郡産業組合振興會	丸龜市香川縣産業組合聯合會丸龜出張所内	同七、一〇	不明
同	三豊郡産業組合青年聯盟	三豊郡觀音寺町産業組合中央會香川縣支會三豊郡支部内	同七、九、四	六一
同	丸龜市産業組合振興會	丸龜市富屋町丸龜信用組合内	同七、一〇	三〇〇
德島	德島縣農業倉庫協會	德島縣廳商工水産課内	同三、五、二	三八組合

理事長 平田大吉郎  
 會長 北地英雄  
 會長 藤田政男  
 會長 山正一  
 會長 遠山源治  
 會長 矢野幸市  
 會長 藤田政男  
 會長 山正一



同	鹿兒島	自願産業組合振興青年會	鹿兒島郡谷山町	昭和七、六、一〇	六五
同	鹿兒島	上伊敷産業組合振興青年會	鹿兒島郡伊敷村	同七、一〇、一一	二〇二
同	鹿兒島	谷山信用産業組合振興青年會	鹿兒島郡谷山町	同七、一〇、一四	二五〇
同	鹿兒島	小山田産業組合振興青年會	鹿兒島郡伊敷村	同七、一〇、八	三一〇
同	鹿兒島	東上福産業組合振興青年會	鹿兒島郡谷山町	大正一四	一六三
同	鹿兒島	和田鹽屋産業組合振興青年會	鹿兒島郡谷山町	昭和七、九、二五	五八
同	鹿兒島	東櫻島産業組合振興青年會	鹿兒島郡東櫻島村	同七、一一、二三	六〇〇
同	鹿兒島	成川産業組合青年會	揖宿郡山川町	同二、二、一	二五〇
同	鹿兒島	大浦産業組合青年聯合會	川邊郡笠砂村	大正一三、二	四〇〇
同	鹿兒島	中名産業組合青年會	揖宿郡嘉入村	昭和四、一〇、七	一〇五
同	鹿兒島	塔之原産業組合青年會			
同	鹿兒島	花岡産業組合青年會	肝屬郡花岡村	同六、九	
同	鹿兒島	福山産業組合青年團	始良郡福山町	同六、八、三一	
同	鹿兒島	産業組合實務練習所	鹿兒島支會内	同四、八	
同	鹿兒島	産業組合時潮會	鹿兒島支會内	同五、九	一七五
同	鹿兒島	産業組合共榮會	鹿兒島支會内	同六、一、一六	一六八
同	鹿兒島	稲嶺産業組合主婦會	沖繩縣國頭郡	同五、八	一三五
同	鹿兒島	石垣産業組合主婦會	沖繩縣島尻郡	同五、八	四四五
同	鹿兒島		沖繩縣八重山郡石垣町	不明	

第八節 産業組合宣傳用演藝催物

一、地方別催物

支會	演藝の種類	演	藝名	演藝者	住	所	演出料	備	考
群馬	浪花節		「村の曙」	瀧澤陸三郎	長野縣小縣郡		五圓		
埼玉	浪花節		「村の基」「錢銅貨の行衛」「汗と力」「魂」	刀水軒八洲 菅谷一藏	北葛飾郡栗橋町		五圓		旅費主催者持
神奈川	浪花節		「村の曙」	光風庵老松	神奈川縣足柄下郡大窪村板橋		一回十圓		車馬實費を支拂ふ
新潟	浪花節		「村の曙」	五十嵐榮藏	新潟縣古志郡上組村宮内		一回十圓		
石川	浪花節、喜劇、萬歳、奇術		「軍神乃木將軍」「組合萬歳」その他	北原姓一 大野幸作 中野時男	金澤市堀川角場町六四		一回料金二圓		判任官の旅費 日當主催者側負擔
福井	浪花節			京山 豊重	福井市福武電鐵新福井驛前		一回七圓		旅費主催者持
山梨	浪花節		「家の光」「惠の露」「黎明の彼方」「愛の唄」	桃中軒 勇	甲府市東青沼町		長講三席 一回五圓		旅費其他實費 主催組合持
長野	浪花節		「村は榮えん」「町の榮え」「理想郷」	瀧澤陸三郎	長野縣小縣郡鹽川村		一日一回三圓 二回五圓		旅費其他の費用は主催者の負擔とす
同	萬歳		樹合 手品	小柳六三郎	上田市新參町		一回五圓以上、 回数により割引		同
同	講談		各種	北原 桃葉	長野縣上伊那郡中澤村		一回五圓 回数により割引		同
岐阜	浪花節		各種	可兒 美洲	岐阜縣可兒郡今渡町		一回五圓		
愛知	芝居		「村は輝く」	市江 成樂	岡崎市		一日五十圓		
三重	組合劇		「愛のくさり」	躬見産業組 合役職員	なし				

三重	浪花節	「効力」	百々山秋圓	鳥取縣倉吉町	二回十二圓 二回十七圓	旅費其他 主催者負擔
滋賀	江州音頭	「貯金宣傳」 「産業組合趣旨宣傳」	同 櫻川 寅丸 同 フミ子	滋賀縣愛知郡奏川村	一席十圓	人員四人 三人にても可
同	江州音頭	「勤儉獎勵宣傳」 「貯金宣傳」	櫻川 寅丸 田中 寅吉	滋賀縣愛知郡奏川村	一人に付五圓	二人以上を可とす
同	喜劇	「葎の平」	田中 寅吉	滋賀縣愛知郡奏川村	一人に付五圓	
兵庫	浪花節	「惠の露」夢よりさめて 「努力」家は光る	京山 孤舟	大阪府住吉區聖天下 丁目六五	一回二十圓、連 續五回以上割引	
同	同	同	百々山秋圓	鳥取縣倉吉町	一回十五圓	
奈良	演劇	「農村振興」	孤舟會	大阪府住吉區聖天下 丁目六五	一回 四十五圓 二回以上四十圓 三回以上三十圓 五回以上十圓迄 十回以上特別割引	旅費、宿泊料ハ主催者ノ 負擔
同	浪花節	「惠の露」夢より醒めて 「努力」團結の彼方 「家は光る」道徳の潤ひ	孤舟會	同	一回以上五回迄 六回以上十回迄 十回以上廿圓 二十回以上七圓 他三味線三圓	旅費實費は主催者の負擔
同	人形劇	「信用組合道しるべ」	八阪信用組 合人形班	山口縣佐波郡八阪村	一回三十五圓 二回二十圓の時 は二十五圓	旅費實費は主催者負擔
鳥取	浪花節	「團結の彼方」努力 「家は光る」惠の露	百々山秋圓	鳥取縣倉吉町	一回十圓	
島根	新派浪曲劇	「産業組合道徳」	佛教青年 彰和會同人	島根縣簸川郡莊原村	十五圓	他に旅費宿泊實費主催者 支辨

廣島	浪花節	「惠の露」眞の組合長	桃中軒雲月	廣島縣佐伯郡友和村	主催者ノ任意	
山口	人形芝居	「産業組合道しるべ」 「家は光る」	原 章環	山口縣佐波郡八阪村	一回十五圓以内	
徳島	浪曲	「家は光る」努力 「惠の露」 「團結の彼方」組合行進曲	京山 孤舟 京山 孤城	大阪府住吉區聖天下 丁目六五	一回金十一圓	旅費宿泊料 主催者負擔
愛媛	劇並に講談	「めぐみに生きよ」	東義樂一派	松山市北京町	二十五圓乃至 四十圓	
福岡	勝浦仁和加	「花の嵐」皇國の礎	花田正五郎 他數名	福岡縣宗像郡勝浦村	二十圓	旅費其他 主催者負擔
同	浪花節	「惠の露」	井上 孤舟	門司市大里大杉町二丁目	十圓	
同	浪花節	「貧より富へ」	數島 大學	福岡市鳥飼町草ヶ江町	二十圓	
同	浪花節	「眞の光」	京山圓之助	福岡縣宗像郡勝浦村	十圓	
佐賀	博多仁和加	「花に嵐」 「皇國の礎」	花田正五郎 他數名	福岡縣宗像郡勝浦村	二十圓	旅費其他 主催者側負擔
同	浪花節	「貧より富へ」	數島 大學	福岡市草ヶ江町	二十圓	
熊本	浪花節	「努力」惠の露	桃中軒雷雲	熊本市迎町	一回十圓	
大分	浪花節	「家は光る」	百々山社内	鳥取縣倉吉町	一回七圓、一組 合二回十三圓	別に旅費支給
宮崎	浪花節	「産業組合振興」	士道軒大學	鹿兒島市樋之口町五番地	一席七圓	
鹿兒島	浪花節	「惠の露」主婦の力	同	鹿兒島市樋之口町五番地	一日二席七圓	
同	芝居	「組合劇」	若葉會	鹿兒島市山之口町一〇	一日一ヶ所五十圓	

二、活動寫眞

イ、地方別活動寫眞及フィルム名

— 鑑 年 合 組 業 産 —

支會名	使用の寫眞機名	支會所有又は借入別	支會所有フィルム名	借用フィルム名
北海道	デプライ映寫機 アクメ映寫機 アーバン映寫機	借入用	「産業組合歌舞踊」「金の行衛」「愛の唄」「輝きの前に」「振興の農村」	「庄吉の幸福になつた理由」「大馬の功」「努力の人」「丘」「新興獨逸の農業」
青森	アクメ映寫機	所有	「金の行衛」「輝きの前に」「振興の農村」「怠け太郎と何も仙人」	
岩手	デプライ映寫機	所有		
山形	E型デプライ映寫機	所有	「産業組合歌舞踊」「輝きの前に」「落穂の頃」	
宮城	アクメ十二號映寫機	所有	「庄吉が幸福になつた理由」「新生の村」「故郷の山」	
福島	E型デプライ機	所有	「庄吉が幸福になつた理由」「産業組合歌舞踊」「金の行衛」「水上靴」	
茨城	アクメ映寫機	所有	「産業組合歌舞踊」「金の行衛」	「世村持合ひ」「農村の黎明」「肥料配合」
栃木	アクメ映寫機	所有	「庄吉が幸福になつた理由」「産業組合歌舞踊」「團結の力」	「無限の寶」
郡馬	E型デプライ映寫機	所有	「金の行衛」「輝きの前に」「ジラフの首はなぜ長い」	
埼玉	デプライ機	所有	「金の行衛」「庄吉が幸福になつた理由」「落穂の頃」「新生の村」「こんな親子」「藤太郎と母」	
千葉	アクメ機	所有	「振興の農村」「故郷の山」	「輝きの前に」
東京	デプライ一式	所有	「産業組合歌舞踊」「金の行衛」「村の榮え」「世は持合ひ」「さすらいの乙女」	「動物オリンピック」「こちもり」
神奈川	デプライ機	借用	「新生の村」「金の行衛」「故郷の山」「警笛」	「みのれる村」「賢婦せき女」「觀艦式」「愛の燈臺守」「故郷の歌」「谷村圭介」「緑肥と推肥」「協力のめぐみ」
新潟	デプライ映寫機	縣農會より借入	「庄吉が幸福になつた理由」「落穂の頃」	「喜びの日近し」「北國の少年」「鉄の光」
富山	E型デプライ映寫機	所有	「庄吉が幸福になつた理由」「産業組合歌舞踊」「新生の村」「振興の農村」「虚榮は地獄」	「秩父宮殿下立山御登山」「國産愛用」

— 雜 —

支會名	使用の寫眞機名	支會所有又は借入別	支會所有フィルム名	借用フィルム各種
石川	デプライ映寫機	縣社會課より借入	「産業組合歌舞踊」「世は持合ひ」	「笑へ若者」
福井	デプライ映寫機	縣農會と共有	「庄吉が幸福になつた理由」「産業組合歌舞踊」「新生の村」「水上靴」「さすらいの乙女」	「輝く生涯」
長野	アクメG型映寫機	所有	「産業組合歌舞踊」「村の榮え」「新生の村」「金の行衛」	「農村の黎明」「強き心」「協力の恵み」「二人の處女」「サーカス」「雲の上迄」
山梨	アクメ映寫機	縣より借入	「産業組合歌舞踊」「新生の村」「輝きの前に」	「其他子供に適するものとしては」「兎と鶴」「鱈とキリギリス」「ジラフの首はなぜ長い」「豪傑の一夜」
岐阜	アクメ映寫機	所有	「庄吉が幸福になつた理由」「新生の村」「金の行衛」「輝きの前に」「振興の農村」「ジラフの首はなぜ長い」「警笛」	
滋賀	アクメ映寫機	所有	「産業組合歌舞踊」「金の行衛」「故郷の山」「團結の力」	
静岡	アクメ映寫機	所有	「故郷の山」	
愛知	デプライ映寫機	所有	「庄吉が幸福になつた理由」「産業組合歌舞踊」「輝きの前に」「虚榮は地獄」「團結の力」	
三重	デプライ映寫機	所有	「村の榮え」	
京都	アクメ映寫機	京都府信用組合聯合會より借入	「庄吉が幸福になつた理由」「新生の村」「怠け太郎と何も仙人」「土に還れ」	
大阪	デプライE型映寫機	所有	「庄吉が幸福になつた理由」「産業組合歌舞踊」	
兵庫	デプライ映寫機	所有	「村の榮え」「盤石に築く」	
奈良	デプライ映寫機	縣より借入	「産業組合歌舞踊」「新生の村」	
和歌山	手廻映寫機	所有	「庄吉が幸福になつた理由」「産業組合歌舞踊」「輝きの前に」「世は持合ひ」	「平和の寶」「一つの道」「村の榮え」「農に咲く花」「賢婦せき女」「忠臣蔵」「海豹島」

鳥取	デヴライ映寫機	所有	「産業組合歌舞踊」「新生の村」
島根		借用	「庄吉が幸福になつた理由」
岡山			「新生の村」「振興の農村」
廣島	デヴライ映寫機	縣信購販 より借入	「水上靴」「故郷の山」
山口	アクメ映寫機	縣信聯より 借入	「福の神と貧乏神」「産業組合歌舞踊」「輝きの前」
徳島	アクメ映寫機	縣信利聯合 會より借入	「庄吉が幸福になつた理由」
愛媛	クイック映寫機 アウバン映寫機	所有	「金の行衛」「振興の農村」「怠け太郎と何も仙人」「磐石に築く」
香川	アーバン式二重防火設備	所有	「金の行衛」
高知	アクメ映寫機	所有	「金の行衛」「村の榮え」「輝きの前に」「土に還れ」
福岡	デヴライ映寫機	所有	「庄吉が幸福になつた理由」「輝きの前に」「世は情け」「生きる道」
長崎	アーバン式映寫機	所有	「庄吉が幸福になつた理由」「振興の農村」
熊本	デヴライ映寫機	所有	「庄吉が幸福になつた理由」「新生の村」
大分	デヴライ映寫機	所有	「新生の村」「輝きの前に」「怠け太郎と何も仙人」「世は情け」
宮崎	デヴライ映寫機	所有	「新生の村」
沖繩		映寫機なし	「村の榮え」
佐賀			「春」「庄吉が幸福になつた理由」「新生の村」

ロ、産業組合に関する活動寫眞フィルムの種類及價格

名稱	卷數及長さ	定價	總額	製作年月日	製作發賣所	備考
世は持合	二、六〇〇尺	一〇錢	三二二、四〇	大正十年六月	東京市赤坂區田町一ノ一五 日本フィルム協會	
磐石に築く	二、七〇〇尺	一一	三二四、〇〇	昭和二年	アクメ商會	
北海道漁獲の實況	七〇〇尺	四三	三〇〇、〇〇	大正十二年六月	アクメ商會	
輝きの前に	四、〇六〇尺	一一	四八七、〇〇	昭和二年	アクメ商會	
金の行衛	一、三〇〇尺	一〇	一三〇、〇〇	大正十四年六月	東京市赤坂區田町一ノ一五 日本フィルム協會	相談により割引す
土と心を耕せ	三、〇〇〇尺	一一	三六〇、〇〇	昭和二年	アクメ商會	
努力の賜	一、九二〇尺	一一	二二〇、四〇	大正十四年七月	山口縣熊毛郡光井村 渡邊印刷所映畫部	
村の榮え	七、二〇〇尺	一四	一、〇〇〇、〇〇	同 十四年二月	東京市下谷區上根岸二二六 勝本映畫製作所	「落穂の頃」甲、乙兩編に分たれてゐるが内容には別段の相違なし
落穂の頃(甲編)	五、三〇〇尺	一一	六三六、〇〇	同 十五年十一月	同	
落穂の頃(乙編)	三、〇〇〇尺	一一	三六〇、〇〇	同	東京市赤坂區田町一ノ一五 日本フィルム協會	本編は以前の「歸雁の聲」の改題改題せるものなるも大差なし
「歸雁の聲」改題	四、六八〇尺	一一	六〇八、四〇	昭和二年十二月	東京市京橋區五郎兵衛町一 アクメ商會	全國大會に於て試寫せるもの
輝きの山	三、六五〇尺	一一	四七四、〇〇	同 三年四月	産業組合中央會岡山支會内 岡山縣産業組合聯盟本部	フィルム製作所は岡山市 山下一八正徳堂映畫部
故郷の山	三、六五〇尺	一一	四七四、〇〇	同 三年四月	同	名古屋市中區下前津町一 四一模範教育映畫製作所
生きる道	八五〇尺	一一	一〇〇、〇〇	同 三年七月	岡山支會	



力 の 光	五 卷				
産業組合の概念	六一七米	二四	五五、〇〇	昭和四年	東京京橋區岡本洋行 東京市京橋區五郎兵衛町一 アタメ商會
警 笛	五三七米	一二	二〇四、〇〇	同 四年七月	岐阜支會製作
産業組合の光榮	三〇〇尺	一五〇	四五〇、〇〇	同 四年七月	岐阜市春日町小林清商店 販賣(組合製絲宣傳映畫)
新生の村	二、五〇〇呎	不詳	不詳	同 三年五月	不詳
産業組合活動の さまじく	二 卷				中外活動寫眞協會製作 現在の販賣價格は五百圓 内外に低下せる見込
團結の力	三、二八七尺	一一	三六一、〇〇	同 四年三月	産業組合中央會滋賀支會
庄吉が幸福にな つた理由	二、七〇〇呎	三〇	八三二、〇〇	大正十二年六月	大阪市南區惠美須町三ノ一 五サワダ映畫製作所
共同の力	九七一尺	一三	一三六、二三	昭和五年五月	同
産業組合歌舞踊	全一卷 二〇〇呎	一五	三〇、〇〇	同 五年五月	産業組合中央會

第九節 關係諸團體

帝 國 農 會	(會長又ハ代表者名)	(設立年月)	(所 在 地)
大 日 本 農 會	牧野忠篤	明治四三・一一	東京市麴町區丸ノ内三ノ一
大 日 本 山 林 會	吉川祐輝	同 一四・四	東京市赤坂區溜池町一丁目三會堂内

帝 國 森 林 會	本多靜六	大正八・七	同
大 日 本 水 産 會	伊谷以知二郎	明治一五・二	同
帝 國 水 産 會	野村益三	大正一・五	同
大 日 本 蠶 絲 會	牧野忠篤	明治二五・四	同
中 央 畜 産 會	堀田正恒	大正四・七	同
帝 國 耕 地 協 會	堀田正恒	昭和二・五	同
大 日 本 米 穀 會	阪谷芳郎	明治四〇・四	東京市深川區佐賀町二丁目東京廻米問屋市場内
中 央 報 德 會	水町袈裟六	同 三七・一一	東京市四谷區三光町八丁目
日 本 中 央 蠶 絲 會	牧野忠篤	昭和七・三	東京市赤坂區溜池町一丁目三會堂内
全 國 蠶 業 組 合 聯 合 會	藤村義朗	同 七・二	同
全 國 蠶 種 業 組 合 聯 合 會	矢作榮藏	同 七・二	東京市丸ノ内有樂町帝國農會内
大 日 本 産 業 協 會	藤村義朗	大正一〇・三	東京市麴町内山下町一丁目一番地
農 事 電 化 協 會	矢作榮藏	同 一一・一	東京市麴町區有樂町一丁目三番地
農 村 文 化 協 會	古瀬傳藏	同 一五・三	東京市牛込區上宮比町三番地
富 民 協 會	本山彦一	昭和二・六	大阪府泉北郡高石町羽衣
國 際 聯 盟 協 會	古澤榮一	大正九・四	東京市麴町區丸ノ内三丁目十二番地
養 雞 組 合 中 央 會	岡本英太郎	昭和四・四	東京市京橋區宗十郎町七番地貿易會館内
東 京 市 政 調 査 會	阪谷芳郎	大正一一・二	東京市麴町區有樂町一丁目一番地
協 調 會	徳川家達	同 八・一二	東京市芝區芝公園一六號地
國 際 聯 盟 勞 働 局 東 京 支 局	馬場鎮一	明治三〇・八	日比谷公園市政會館内
日 本 勸 業 銀 行			東京市麴町區山下町一丁目一番地

# 第六章 外國産業組合概況

## 第一節 國際産業組合運動

### 一、政治經濟の不安と産業組合運動の占むる地位

世界大戰の結果生れた現象中で最も重大なものは民族自決の思潮であつて、それは必然的に戰前の統一的大家國の分裂並に其等屬領の獨立運動を激成したが、ベルサイユ條約は新に發生せる群小民族國家を承認した。之れと同時に戰禍の永遠なる絶滅を期して國際紛争の平和的處理の機關即ち、國際聯盟が組織され兎も角も一應の平和は恢復さるゝに至つた。而して、是等新興民族國家は自己の獨立を確保するため資源と財政上の危險を顧みず、尨大なる軍隊、警察を常備したが、民族國家の思潮は又必然的に國民經濟の自給自足主義を探らざるを得ない。これがため各國政府は關稅の障壁を以て、自國産業を保護し、各種企業は設備の改善擴張及合理化に勉めて生産力の増大を圖つた結果戰後の復興は案外速かであつた。然るに歐洲諸國の國民主義的傾向の強化は對獨戰賠償問題を中心とする外交の不安と相俟つて平和への希求を再び脅

威し遂に安全保障條約、不可侵條約、不戰條約等が恰も屋上屋を架するが如く顯はれ、以て今日に及んでゐる。戰爭に依つて破壊された諸國の産業は、設備の擴張、科學的技術の進歩、管理經營の合理化に依つて一九二四、五年の頃には大體戰前の状態に復歸し、一九二七、八年には其の生産力は未曾有の高潮に達した。近代資本主義の無政府的生産方法の特徴たる金融資本の優越、大量生産、産業合理化は激烈なる消費市場の争奪を演じつゝ一方には異常なる生産物の蓄積を生ぜしむると共に、他方に於ては無数の失業群を抛出して購買力の減縮を來す矛盾を避くる事が出来なかつた。然るに果然一九二九年十月「永久の繁榮」を誇つた米國ニューヨーク取引所に於ける株式暴落を機縁として恐慌勃發し、旋風の如く世界を吹捲り次で發生した農業恐慌の進展と相俟つて資本主義諸國家を震撼せしめてゐる。即ち一九二四年以降より恐慌勃發までに至る世界主要工業國の生産指數の變遷は次の通りである。(左表は國際聯盟月報によるもので一九二四年を一〇〇としてゐる)

年次	ドイツ	カナダ	合衆國
一九二四年	六〇・〇	七三・三	八五・六
一九二五年	八三・二	七三・三	九三・七
一九二六年	六九・九	八四・五	九七・三
一九二七年	一〇〇・一	九〇・四	九五・五
一九二八年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一九二九年一月	一〇一・七	一一・六	一〇五・四
同年十二月	九六・〇	九三・三	八九・二
一九三〇年一月	九四・八	一〇七・七	九三・七
同年八月	八二・一	八五・五	八五・五
一九三一年	六九・一	八二・一	七三・〇

國別	一九三〇年 (實數)	一九三一年 (實數)	一九三二年三月に於ける前年度に對する増減百分率
ドイツ(四月)	二、八四〇、〇〇〇	四、四四六、〇〇〇	(+) 三三
イギリス(五月)	一、八七二、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	(+) 四
フランス(六月)	一、〇〇〇	七九〇、〇〇〇	(+) 三六
アメリカ	—	五、〇〇〇、〇〇〇	(+) 三〇

又物價に關しては、恐慌以來主要工業國に於ては生産制限を斷行し、或はカルテル、トラストの組織により其の低落防止につとめてゐるが、合衆國商務省の發表によれば一九三一年八月迄に世界的主要商品は一九二九年以來更に一八%乃至三三%の暴落である。大戰前の物價を割つた國さへも非常に多く、例へば伊太利の物價は一九三三年に比し一一・二%白耳義は七・四%智利は二%、埃及は三%、ラトヴィアは一五%を下廻つてゐる。英國に於ては辛じて三%、獨乙は僅かに一二%だけ戦前より高いと報ぜられてゐる。

戰後に於ける一時的繁榮を示した一九三六、七年に於てすら世界失業率約七百萬人と稱せられたが、恐慌の深化と共に其の數を急増して一九三二年三月に於ては約二千萬人と註せられた。茲に國際聯盟労働局の調査發表に依れば、恐慌發生後に於ける各國失業率の激増は次表の通りである。

デンマーク(五月)	元、000	(+) 吾
ユーゴスラビア(四月)	1,000	—
オランダ	—	(+) 六
ベルギー	—	(+) 五
スイス	—	(+) 七
チエコスロバキア	—	(+) 七

以上の如き経済恐慌の対策として、各國政府は益々關稅の障壁を高めて物資の自由なる交易を阻害し、金融資本の傀儡たる企業家はカルテル、トラストに依つて物價の崩落を阻止せんと試み甚だしきは棉花、珈琲、小麦の貯藏品廢棄等の手段により恐慌を克服せんと試みたが何等功を奏さなかつた。其の結果、反つて諸國は貿易の均衡を破り金融不安より生ずる金本位制の廢止、原始的物々交換の再現、財政の破綻、農民及勤勞大衆の窮乏化を深めつゝある。斯の如き経済恐慌は又社會生活の不安を當然増大し、惹いて政治上の危機を孕み、極左運動或はファッショ運動の形に於て隨所に暗影を投射してゐる。

叙上の情勢下に在つては、我が産業組合運動も非常なる困難を感じざるを得ない。併しながら、産業組合運動が資本家的營利企業を排撃して、所謂搾取なき理想郷の建設を目指して相互扶助を幟印として進む途上、恐慌の重壓は農民及勤勞大衆に對し最もよき試練である。需要量を無視して生産し、

市場の爭奪によつて奇利を博せんとする資本家的營利經濟に對し、需要と生産供給との間に均衡を得せしめんとする産業組合運動の計畫經濟が果して如何なる價値を人類文化の上に招來するか。経済恐慌従つて又政治的不安は産業組合主義が暴風に抗して生長し得るや否やに回答を與ふるものである。

然るに今、消費組合運動の祖國英國について見るに、同國が恐慌發生以來異常なる經濟的困難にも拘らず、産業組合運動は潑刺たる活況を呈して増々多くの組合員を獲得して居る即ち一九二八年には五百九十三萬人、一九二九年には六百二十一萬人、一九三〇年には六百二十五萬人、一九三一年に至つて約六百五十六萬人に激増してゐる。世界に於て不況の影響を蒙ること最も少きフランスに於ては、消費組合運動は非常の躍進振りを示してゐる。即ちフランス消費組合中央會の一九三一年六月末に於ける組合員は約八十萬人であつたが一九三二年六月末には八十四萬五千人に激増し、商品配給數量は前年に比して約一八%を増加したと發表されてゐる。諸大國中最も深刻なる經濟的打撃を蒙つたドイツに於ては、卸賣組合の賣上を減じてゐるが組合員は減少を示さない。農事産業組合に在りては其の數の減少を來してゐるが、之れライフアイゼン系組合に於て合理化を圖つて整理した結果だと報告されてゐる。北歐に於ける産業組合の國と稱せらるゝフィンランドに於ては一九二九年の組合數六千二百個であつたが、一

九三〇年には六千五百四十個に激増し、組合員數も之れに應じて増加したと報告されてゐる。米國に於ける組合運動に就いては信用するに足る可き統計を得難いが、恐慌以後に於ては益々組合運動が進展しつゝある。就中營利的銀行の多數が破産せるに拘らず、信用組合は殆んご一つの破産なしとして益々發展の狀況である。

以上の如く有史以來の不況の試煉に直面して、諸國の産業組合運動は日毎に其の強靱性を加へて躍進し、今や世界のあらゆる國々に於て大衆的參加を獲得しつゝ既存資本主義的經濟の改造に貢献しつゝあること疑を容れない。今、國際産業組合聯盟及ホールレス・プランケット財團より調査發表せるところを綜合して、世界に於ける組合運動發展情勢を統計的に觀察すれば次表の通りである。

年 次	組合數	組合員數
一九二五年	二〇七、九四九	三五、六六七、七七二
一九三〇年	二四六、五四七	三九、五八四、六九一
一九三一年	二七二、〇〇〇	四八、七〇〇、〇〇〇

以上の數字はソヴェート同盟を除外したものであるが、更に一九三一年に於ける世界に於ける種類別産業組合は左の如く推算されてゐる。

種 類	組合數	組合員數 (單位百萬人)
一、信用組合	九五、〇〇〇	一三、〇

都 市	一五、〇〇〇	三、五
農 村	八〇、〇〇〇	九、五
二、農事産業組合	一四〇、〇〇〇	一一、〇
(販賣組合、購買組合、生産組合、利用組合)		
三、消費組合	一五、〇〇〇	二〇、〇
四、商工業組合	四、〇〇〇	二、六
(原料購買組合、農業倉庫、生産組合、利用組合)		
五、その他の組合	一八、〇〇〇	一、一
合 計	二七二、〇〇〇	四八、七
外にソヴェート産業組合	一一、六〇〇	六一、四
總 計	三八三、六〇〇	一〇〇、一

以上に示すが如くソヴェート同盟の組合員を加ふる時は世界に於ける産業組合員は一億一千万人に達し、一組合員の家族數を三人半と假定すれば、世界に於て産業組合運動に参加する人員は實に三億八千五百萬人の巨數に達する。之を以て産業組合運動の世界人類生活に有する位置が、如何に重要性を帯び來つたかを知るべきである。

二、國際的産業組合諸機關の活動

A 國際産業組合聯盟(I.C.A.)

沿革 一八八四年英國ダービーに於て開かれた英國産業組合大會に於て、ハロルド・コックスは産業組合運動の國際的

連絡を力説し先づフランス産業組合運動と提携するため、兩國に於ける大會には代表者を送るべきことを提案して容れられた。然るに一八八六年英國ブリマウスの産業組合大會に於てフランス産業組合代表ドボアは英佛のみならず世界各国の産業組合運動を促進発展せしむるため、國際的産業組合の結合機關を提唱したが、遂に一八九五年英京ロンドンに於て其の第一大會が開催された。當時此の運動に参加した國々は英國、フランス、イタリア、白耳義、スイス、和蘭、ハンガリー、丁抹、セルビア等の九ヶ國であつて、召集した組合代表者二十五名であつた。事務所をロンドン市ウエストミンスター、グレートスミス街に置き書記長H・J・メー氏が任命され茲に國際産業組合聯盟なる常設機關の誕生を見たのである。

**目的及構成** 國際産業組合聯盟はロッチデール原則を遵奉する消費組合の國際的團結であるが、この外の種類の組合と雖も (1)一人一票の投票権を實行するもの (2)組合の剰餘金は持分に對する利子を除き、組合員に購買高配當をなし (3)準備金を教育運動に使用する等の條件を實行するものは参加を許されて居る。而して、聯盟は左記數項の事業をなすことに依つて所期の目的を達せんとして居る。即ち(イ)産業組合の原理並に方法を研究し、之を普及宣傳すること (ロ)各國に於ける産業組合の促進 (ハ)聯盟加入の會員間に於ける友交關係の促進 (ニ)産業組合運動並に一般消費者の利益の擁護 (ホ)産業組合に關する報告を準備し、研究を奨励すること等が定款に規定せられて居る。

聯盟の機關は一九三〇年現在によれば總裁一名副總裁二名執行委員八名、中央委員は二十二ヶ國より約六十名選出されて構成されて居る。

**大會及委員會** 國際産業組合聯盟は凡そ三ヶ年毎に大會を開いて居るが、第一回を一八九五年ロンドンに、第九回を一九一三年グラスゴーに開き、大戰中は見合せられて第十回を一九二一年バーゼルで、第十三回を一九三〇年ウィннаで開催した。一九三三年八月には第十四回がロンドンに於て行はれる豫定である。而して第一回ロンドン大會に参加國は九ヶ國に過ぎなかつたが、第十二回ストックホルム大會には三十五ヶ國更に第十三回ウィнна大會には四十ヶ國より數百名の代表者が送られ盛況を呈すに至つた。一九二七年ストックホルム大會では、消費組合と農業組合の提携に關する綱領が採擇され又世界平和運動に關する決議があつた。一九三〇年ウィнна大會に於ては、ロッチデール原則の實施狀況の調査及此れが修正に關する研究事項が提案されて採擇され、其の結果は來るべき一九三三年のロンドン大會にて報告される筈である。

聯盟大會の決議を調査、實行するために執行委員會及中央委員會が構成せられるが、前者は凡そ毎年二回後者は一回宛

開催せられて居る。ウィнна大會以降重要な執行委員會は一九三一年四月ブラツセルに同年九月パリに、一九三二年二月ストラスブルに開かれたものである。ブラツセル委員會に於ては南亞ナタール及印度の地方聯合會の聯盟新加入を審議し、ローマの國際小麥會議に代表を送ることが可決された。

巴里委員會に於ては國際産業組合聯盟の經濟政策計畫綱領の草案が決定され、ストラスブル委員會はジュネーブ軍縮會議を支援する宣言を採擇した。

**國際經濟計畫綱領**は其の活動を十一部門に分類して居る。即ち産業組合の分配、生産、原料、商品規格化の問題工業生産の新形態、人間の自由移動、資本と貨財財政と公債、生活標準問題、國家及自治體の行政、研究と刊行物、他の國際團體との協力之れである。此の綱領は一九三三年八月ロンドン大會に提出されるものである。

**機關紙** 國際産業組合聯盟は各國の産業組合運動を促進するため、英、獨、佛文を以て一九〇八年以來「國際産業組合評論」を月刊する外、數種のニュースを發行して組合員に頒布して居る。ストラスブル執行委員會は「國際産業組合評論」を八頁増加する外、別に「Quarterly Scientific Review」の發行を計畫した。

**國際産業組合學校** 國際産業組合聯盟は産業組合の教育的活動として、毎年一回國際産業組合學校を開催して居る。第一

回は一九二一年瑞西のバーゼルで開かれたが、一九三〇年第十回がウィннаに於て、第十一回はスイスのバーゼルに於て本年八月(一九三三年)には第十二回がブラーグに於て開催せられた。學生はバーゼルに於ては十六ヶ國より、ブラーグに於ては十七ヶ國より、集り其の數約八十名で、講習期間は約一週間乃至十日である。科目は主として産業組合原理、及各國産業組合事情であるが、主要な目的は組合精神の涵養、國際關係の接近提携を促進するために集注されたのである。

**國際産業組合記念日** 國際産業組合は一九二二年を第一回として、國際産業組合記念日を創設し、毎年七月第一土曜日を以て組合運動の宣傳をなし七色虹旗の大旗の下に萬國の組合員を糾合するためのデモンストレーションを勵行して居る。

**参加組合數及組合員數** 以上は國際産業組合聯盟の組織と事業の概要を紹介したのであるが、次に國際産業組合運動が其の誕生以來、如何に健實なる發展を遂げ、就中深刻なる經濟恐慌裡に於てすら其の發展を止めない強靱さは次の統計表に依つて明かである。(統計はウィнна大會備忘録に據る)

年 次	加盟國數	中央會又は聯合會	地方的	中央機關に加入せる組合數	組合員數
一九一三年	三	全國的	一	三,七七一	三〇
一九二〇年	四	全國的	一	六,〇〇〇	三二
一九二四年	五	全國的	一	七,〇〇〇	四〇

一九二七年 壹 二二 六 一、六、〇〇〇 五  
 一九二九年 四 二七 五 一、三、〇〇〇 五

然るに一九三一年秋、國際産業組合聯盟書記長H・J・メー氏の發表するところに依れば、恐慌後加盟國数は更に四十二ヶ國に増加し、組合員總數は七千萬人を下らざる勢を示してゐる。

國際産業組合金融委員會 此の外、國際産業組合聯盟は國際卸賣組合(I・C・W・S)と相並んで、國際産業組合運動を助くるための金融機關、即ち國際産業組合銀行設立の要を認め一九二一年第十回大會の決議により國際金融問題研究委員會を組織し事務所をパリに設置した。爾來同委員會は各國より廣汎貴重なる材料を蒐集し、幾多の重要報告が作製せられてゐるが、未だ諸國の産業組合關係金融機關を國際的に集結組織すべき充分なる成果を得て居らない。

**B 國際産業組合卸賣組合(I・C・W・S)**

各國卸賣組合の國際的結合の必要は一九〇七年伊太利、クレモナ市に於ける第十回國際産業組合聯盟大會に於て討議されたが、大戰後此の運動は一層促進せられた。而して、二九二四年に至り各國卸賣組合は聯合して國際産業組合卸賣組合(International Cooperative Wholesale Society)を組織した。當時に於ける參加國は十六ヶ國でその卸賣組合は二十六個

であつた。此等の抱擁する單位組合數は四萬九千二百組合その組合員數は二千八百萬人と稱せられた一九三〇年ウイenna大會當時に於ける參加國數二十三ヶ國加入卸賣組合數は二十七組合である。事務所をマンチエスターに置き、其の總裁はスコットランド卸賣組合長ロバート・ステワルト氏、書記長にR・F・ランカスター氏が就任し以て今日に及んでゐる。事業の圓滿なる遂行を期するため執行委員會が構成され、毎年四回の委員會を開いてゐる。一九三〇年八月現在に於ける執行委員は英國ベルギー、フランス、ドイツ、スウェーデン、ソヴェート、オランダ、スイスより各一名が卸賣組合役員中より選出せられてゐる。

國際産業組合卸賣組合の設立目的は産業組合主義に基いて中間商人の介在を排除して直接各國卸賣組合間の貿易關係を圓滑、有利に導くのが主眼である。従つて各國卸賣組合間の取引に於ても、營利主義を斷然排斥し利潤廢止に努力し「相互輸入」の方法を採つてゐる。今、最近數年間に於ける國際産業組合卸賣組合に加盟せる各國卸賣組合が外國より購入した貿易金額は次の通りである。

國 別	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
イギリス	三、六、二〇〇、四九	七、九、九四、九二	四〇、一、五六、七五	三、七、九、五八
ドイツ	三、五、〇、一七	六、六、四、八五	四、八、七、八六	三、七、五、六九
スコットランド	三、九、五、〇七	三、五、三、三〇	三、五、五、五九	四、三、四、三三

賣組合より、他の卸賣組合に輸出せる金額は左の通りである。

國 名	一九二九年	一九三〇年
イギリス	一、一八八、九二八	九三九、三〇九
ラトヴィア	一九二、六七八	一八五、八六二
チエコスロバキア	八六、五三八	五七、四七五
ノルウェー	六五、二〇二	三二、三三二
フランス	四九、一一四	四一、二七九
スコットランド	四〇、八八三	一四一、二九七
スイス	三五、一九一	二七、九八七
フィンランド	三五、〇四四	三〇、二五四
オランダ	三三、四五三	一九、八三七
ポーランド	三二、三五四	三八、九九六
オーストリア	一六、四六一	一、五二二
ドイツ	一三、七二五	八一、四〇三
ベルギー	一三、三三一	一四、二七六
エストニア	四、七一五	—
スウェーデン	—	二九五、八六八
ソヴェート	二、二二二、七〇〇	—
合 計	四、〇三〇、三二七	一、九一〇、一六〇

一九三〇年の數字が激減したのは、ソヴェート及スウェーデン兩國よりの報告が加算されないと、物價の崩落に基くものである。經濟的自給自足を高唱するナシヨナリズムと吹き

ソヴェート	四、五、五、一七九	三、二、六、七五	五、〇、四、九七六	四、〇、四、九七五
スウェーデン	一、六、三、六六	二、七、四、一三九	一、八、七、七三九	一、四、六、五三〇
スイス	一、〇、八、八八	一、〇、六、一六〇	一、一、三、〇、九八	九、九、一、六〇〇
フィンランド	一、八、〇、八〇五	二、〇、五、三、九八	一、九、〇、三、四八	一、五、三、二、六
エストニア	二、四、四、四八	七、九、一、四四	六、六、一、四三	三、五、八、三
チエコスロバキア	八〇、八、六六	六、五、五、六九	六、三、五、七九	五、二、九、五一
オーストリア	四、九、九、九六	六、四、七、九八	四、九、二、〇四	四、五、三、九五一
フランス	二、八、〇、〇七	三、九、一、三三	五、四、二、八五一	三、四、六、四四二
ノルウェー	二、八、三、五〇	三、四、七、七五	二、八、四、九七	三、八、四、七
ラトヴィア	二、四、三、七三	三、三、三、〇四	三、五、七、八六	三、〇、七、九
ベルギー	六、六、六一	一、一、八、八六	一、七、〇、二九〇	二、八、二、六
オランダ	八、六、六一	一、〇、四、三、五	九、一、八〇	八、一、三、三
ブルガリア	七、七、〇七	五、四、三、六	三、三、四、四二	六、〇、七
ウクライナ	一、六、七、三三	—	—	—
ポーランド	一、五、七、六一	—	一、〇、三、〇、三三	八、一、三、三
合 計	五、三、五、九、九	六、〇、六、一、四	六、一、六、九、八	五、一、四、六、六

(本表は一九三一年版ビーブルス・イヤープック及一九三〇年ウイenna國際産業組合聯盟大會報告書に據る)

上記の如く各國卸賣組合の海外よりの輸入金高は、一九二七年より一九二九年迄漸増の傾向を示したが、一九三〇年に至つて前年に比し約八百萬磅の減少を見たのは物價の激落に基因するもので、實際輸入數量は決して減少したものでない

荒む恐慌の最中にも拘らず、各國卸賣組合間の相互貿易は質

量的に又精神的にも改善發展の度を高めてゐる。

### 第二節 各國別産業組合概況

#### 一、イギリス

——イギリス産業組合運動の

健實なる歩み——

#### 第一、一九三〇年度に於ける成績

一九三〇年度の事情を検討するに、當該年度に於ける取引高及組合員に關する最近の數字は、漸進的な發展を示してゐる。一九二九年に端を發した世界經濟界の不況は、一九三〇年に益々その度を加へ遂に各種商工部門は概して決定的縮小を経験した。而して奢侈品並に半奢侈品の生産業、例へば自動車製造業、ラヂオ機及蓄音機製造のみが工業的活動の退縮と云ふ一般大勢に抗して長足の進歩をなしたことは注目すべきである。

かゝる一般經濟的不況にも拘らず、産業組合運動は一九三〇年度に於ける取引額の増加は僅に〇・一パーセントに過ぎなかつたと云へ、之は極めて慶賀すべき成績と言はねばならない。

今、次に各種組合の成績に關し項を別ちて概説を試みやう。

#### A 小賣配給組合(消費組合)

イギリス産業組合の偉大なる力は、その一、二二〇に上る地方小賣組合の中に見出される。不斷に増大し行く産業組合民主主義を形成せる人々はこれらの小賣組合の組合員である。産業組合運動の上層建築たる卸賣組合、聯合會、及び生産組合の大部分ですら、これらの小賣組合によつて創設され、聯合的に所有され且つ統制されてゐるのである。

産業組合の組合員數は、一九三〇年には、三、七九パーセントの増加で、六、四〇二、九六六名となつた。これはイギリス人口の一三パーセントに當る。けれども産業組合の發展の實績は、全國内に産業組合加入戸數が如何程あるかを見るにある。吾々は英國内に一戸當る家族數四・一四名を數ふる大約一、〇〇〇、〇〇〇の戸數を有つてゐる。しかし一戸内に數名の産業組合員が存在することもあるから、組合員數から一割を控除すれば、産業組合加入戸數は、五、七六二、六七〇となる換言すれば、國內の全戸數の五〇パーセント以上が産業組合で取引してゐる。

時間の短縮、低賃銀率に由來する金錢收入の減額は、何れも組合員一人當りの平均販賣額の減少を齎したのである。けれども價格の下落は、一人當りの賣上高の減少よりも遙かに大きかつた。生活費指數は物價が一・二パーセント下落したのに對し、平均購買額が三・五パーセントしか減少しなかつたことを示してゐる。であるから、本年度に於いて現實に賣上げられた商品の量は増加してゐるのである。

産業組合運動の組合員數の分布状態は、以前の諸年度に比して、極めて些細な變動を示してゐるに過ぎない。即ち組合員數二〇、〇〇〇以上を算する組合は六九個で、このグループに屬する組合員數の比率五二パーセント、その組合數の比率は五・七パーセントであつた。

#### 小賣配給組合の總括比較表(自一九一三年至一九三〇年)

年次	組合數	組合員總數	出資及借入金	賣上高	純剩餘金	配給及生産 從業員總數	賃銀及俸給 總額
一九一三年	一、一七	二、八六、四八	四、六〇、七五	八三、五九〇、三三	一、八五、三〇	一〇三、四三	五、九〇三、九三
一九一八年	一、一四	三、八四、五三	六、三三、七八	一五五、一五七、九六	一六、四九五、六四	一一九、六二	一〇、三六六、九三
一九二三年	一、三三	四、五九、五三	八、七三、〇九	一六五、四九〇、〇八	一五、九一六、二四	一七〇、七四	一六、九八、三三
一九二七年	一、三六	五、五九、〇三	一〇、九七、三三	一九九、三三九、九六	二二、四四、七四	一七〇、七四	二〇、四一六、四八
一九二八年	一、四三	五、八五、一三	一一、八三、六六	二〇九、三九、五五	二四、七五、四三	一七〇、七四	二〇、四一六、四八
一九二九年	一、三三	六、一八、九四	一二、七三、二六	二二六、九七〇、九六	二六、一三、九一	一七五、六六	三、九四七、七〇
一九三〇年	一、三〇	六、四三、六六	一三、九三、七九	二二七、三二八、一〇	二六、九三、〇三	一八二、五九	三、八四一、二六

組合數の減少は、組合の合同といふことによつて説明され得る。蓋しこの合同によつて、數個の組合が極めて密接なる關係をとつて

活動することになつたのである。出資及借入金増加は、民衆の貯蓄を保證し増大するにつれて、産業組合の有する堅實性の著しい證

據たるものである。失業と不安とが民衆生活の主要なる常態であるやうな時代であるから、組合投資の減少は當然豫想されてゐた。その代りに、組合員一人當り出資額は、實際に増加した。一九二九年には、一組合員の所有する出資平均額は一七パウンド六シリングで、その總計は一〇六、五六四、八八九パウンドであつた。然るに一九三〇年度には、平均出資額は一七パウンド一三シリングで、七シリングの増加であつた。

純剰餘金は八〇四、一一三パウンドを増加したが、組合員一人當りの剰餘金平均額はやゝ減じた。一九二九年には、この平均額は四パウンド六シリング九ペンスであつたが、一九三〇年度では四パウンド四シリングであつた。二六、九三八、〇二四パウンドといふ剰餘金は四、八二三、三八四パウンドに達する出資配當金を控除しない實際の取引剰餘金である。それからこの配當金を差引いた残額二二、一四、六四〇パウンドは、出資金に對しては一九・五八パーセントの利益に當り、賣上高總計に對しては一〇・一八パーセントに當つてゐた。

本年度に使用された従業員数は六、九三二名増加した。従業員總數の中五六、七六七名は生産及びサービス部分の従業員に入つてゐる。

イングランド卸賣組合概括比較表(自一九一三年)

年次	加盟組合數	出資及借入金	卸賣配給高
一九一三年……	一、二六	六、三三〇、七三三	三、三七一、九七六

純剰餘金(出資配當金ヲ含ム)	従業員數	賃銀及俸給
七四、五八三	三〇、九九四	一、八三三、二四四

る。彼等は、製パン部、製靴部、理髪部、その他これに類似した小賣

配給組合附屬の諸生産及びサービス部門に従事してゐた。彼等の賃銀總額は七、六三、五三四パウンドで、一人當平均賃銀額は一年一三八パウンド四シリングに當つてゐた。直接に物品配給に従事してゐた人員は一二五、八三一名であつた。彼等は全部で一五、九七七、六八二パウンドの賃銀を受取り、その平均額は一二七パウンドであつた。配給員一人當りの物品賣上平均価格は、一年で一、七二七パウンドであつた。

B イングランド卸賣組合(C.W.S.)

この種の組合は、その加盟員たる小賣組合その他の組合の共同所有に係るものである。然し卸賣組合に於いては、組合員は加盟組合そのものであつてこの購買額に應じて票決権をもつのである。

イングランド卸賣組合は、この種の組合中では、世界最大のものであるが、一九三〇年末には一、〇九一個の加盟組合をもつてゐた。次表は一九一三年より一九三〇年末までの、本組合の状態を説明するものである。

一九一八年……	一、二〇〇	一一、八六六、九四二	六、五二七、六六〇
一九二三年……	一、一九三	三六、四七六、五九三	六、三〇五、五九六
一九二八年……	一、一三三	五七、〇八三、五九八	八、七五五、二八二
一九二九年……	一、一三三	六〇、三三三、三三六	九、〇〇三、一六九
一九三〇年……	一、〇九一	六八、〇九七、五八六	八、八七二、〇九八

賣上高は、勿論卸賣價格の計算による。卸賣組合は生産及び卸賣配給事業に従事してゐるので、現在の經濟恐慌より甚大の打撃を蒙つたのであつた。併しながら最近のバランス・シートに現はれた優秀なる營業成績は、産業組合制度の發展が民衆を利益するであらうといふ組合員の主張を強く裏書きするものである。

卸賣組合の生産價格は二、〇一五、〇三〇パウンド、即ち六・五パーセントの減少を示した。しかし、この減少は宜しく經濟界の一般的不況と對比して考えらるべきである。實際、産業組合工場に於いて、二九、〇〇〇、〇〇〇パウンドの價格に上る物品を生産するといふことは、慶賀すべき成績である。生産物價格の下落のために、生産部従業員の一入當り生産金額は、一九二九年の九六八パウンドより一九三〇年の八九二パウンドにまで下落した。

スコットランド卸賣組合概括比較表(自一九一三年)

年次	加盟組合數	出資及借入金	卸賣配給高	純剰餘金(出資配當金ヲ含ム)	従業員數	賃銀及俸給
一九一三年……	二六八	三、六六六、四一五	八、六九四、〇三三	四、〇七〇、七三〇	八、六八五	四、〇五八、八一五
一九一八年……	二六二	四、四四六、二九六	一、九、五九、四八五	四、四七三、九三三	八、三三四	四、七三七、七七一
一九二三年……	二七一	六、六三三、〇〇〇	一、七、三六、八二八	三、四四三、〇〇〇	九、四八八	一、一〇一、六四二

加盟組合に所屬する組合員數は、三一八、七一八名を増加した。これは、卸賣組合の進歩を示す重要な特徴である。何となれば、この生産品はたゞ産業組合運動界で販賣されるのみであるから。

C スコットランド卸賣組合(S.C.W.S.)

スコットランド卸賣組合もまた、賣上高の減少を報告せねばならない。その仲間たるイングランド卸賣組合と同じく、スコットランド卸賣組合も經濟界の不況の影響を受けた。出資及び借入金が増大し、従業員の数が増加した。物價下落時代に於いては、これらの事實は、生産金額や賣上金額の比較よりも正確な進歩の證左である。スコットランド卸賣組合に關する詳細なる表を左に掲げる。

一九二八年…… 二五七  
一九二九年…… 三五三  
一九三〇年…… 三五二

\* この年の営業期間は、僅かに四十五週間に過ぎない  
生産高は六、一五二、七三〇パウンドから五、七九三、八二七パウン  
ドに下落したが、これは六パーセントの減少である。生産部門従業  
労働者の平均生産高は、物價下落のために、八九一パウンドから八  
三六パウンドに減少した。そこで生産費中の賃銀コストは、生産高  
一パウンド當りニシリング<sup>3</sup>/<sub>4</sub>ペンスからニシリング<sup>1</sup>/<sub>2</sub>ペンスに  
増加された。純剰餘金は五四四、二六一パウンドから四九六、一三四  
パウンドに減少した。

D イングランド及びスコットランド  
聯合卸賣組合(E.&S.C.W.S.)

本組合は、その名の示すが如く、イングランド卸賣組合とスコッ  
トランド卸賣組合との聯合所有に屬するものである。本組合はイン  
ドに茶園を所有し、イギリス産業組合員のために茶の調製並に販賣  
事業を行ひ、そのリユートン工場ではココアやチョコレートを製造  
してゐる。

その賣上高は二つの親組合のそれと同じく減少を示してゐる。こ  
の聯合卸賣組合の場合には八・四パーセントの減額であつた。價格の下  
落がその主たる理由であるが、この國に於ける茶の消費量が徐々に  
減少しつつあることをも注意せねばならない。そしてイングランド  
及びスコットランド卸賣組合の賣上高の下落が、總消費減少額と同

四七三、七〇一  
五四四、二六一  
四九六、一三四

\* 一、一五〇、四九〇  
一、三三三、〇三三  
一、四〇二、五四八

じ比率でないのを見れば、兩組合に於ける消費量の減退は餘り甚し  
からぬものとせねばならぬ。けれども發展の證左は、従業員數の増  
大に見られる。

事業成績比較表(自一九一三年)

年次	入金	出資及借	卸賣取引	純剰餘金	従業員數	賃銀及び 俸給
一九二四年……	三、八七四、三四六	三、四四六、三三三	三、五〇九、〇八八	一、〇五九	一、七五〇、八三二	一、七五〇、八三二
一九二八年……	四、一七〇、四九八	三、八〇九、七三三	四、三三三、〇六一	一、六九二	二、四一七、七〇六	二、四一七、七〇六
一九二九年……	四、〇七〇、五三三	三、八〇九、七三三	四、〇八〇、二六四	一、六七三	二、四〇四、二九八	二、四〇四、二九八
一九三〇年……	四、三三六、四八七	三、七三〇、五七六	四、〇八〇、二六四	一、八六四	二、七八、六〇〇	二、七八、六〇〇

\* 従業員中には海外に於ける土人労働者を除く

E アイルランド農業卸賣組合

本組合は、自治政府の下に於けるアイルランドの再建以來、その  
活動の特徴であつた改革の過程を今なほ續けつゝある。取引高の些  
少の減少が報告されてゐるが、出資及び借入金は次表の如く増加し  
た。

年次	加入組合數	出資及借入金	卸賣取引	純剰餘金	従業員數	賃銀 及俸給
一九一八年……	五二	一、一六四、六一	九、四二四、三三	一、一五五	一、七二〇	一、七二〇

F 保險組合

保險料は今や商業界に於いて重要な地位を占めてゐる。産業組合  
運動の保險は、イングランド卸賣組合及びスコットランド卸賣組合  
の共有組合によつて經營されてゐる。その現狀は左の如くである。

年次	出資	積立金	投資額
一九二三年……	二七四、一九三	三三三、三〇〇	一七、七六二
一九二八年……	一、九一五、五六	五九七、四八一	—
一九二九年……	二、〇〇、三五六	五九二、二九	—
一九三〇年……	二、〇八、三六	五二二、四三	—

年次	出資	積立金	投資額
一九二九年……	一、〇〇〇	九、八〇八、五七五	九、七六六、五四四
一九三〇年……	一〇、〇〇〇	一一、三三一、五九六	一一、六三三、五九六

H 生産組合

この種の組合は、一九三〇年には一〇となつた。これらは、物品  
を大量購入してこれを加盟組合に配給する目的を以て設立された小  
賣配給組合の地方的聯合會である。次表は、この種の組合のなし遂  
げつある進歩を、明瞭に示すものである。

年次	聯合組合數	出資及借入金	賣上高	純剰餘金	従業員數	賃銀 及俸給
一九二八年	五	三、五七九	一、二二、五九七	七、六三七	三	三、八七八
一九二九年	九	五、五七〇	一、八六、二三三	一一、九四四	四〇	五、三二四
一九二八年	二	五〇、三三九	二九、一〇五	一八、六九九	五	八、一〇六
一九二九年	二	三九、七五五	二八、五〇四	一七、三三八	五	八、三三二
一九三〇年	一〇	五、九五六	三、四、八三二	三六、九六一	一六五	一六、一六二

このグループに屬する各組合は、特殊の商品を生産するために設  
立されたのである。その設立者は種々ある。ある組合は小賣配給組合  
によつて設立、管理されてゐる。あるものは従業員及個人出  
資者によつて共有されてゐる。又、或組合では右の三者が出資して  
ゐる。大多數は生産組合聯合會へ加盟してゐる。

組合數は一九三〇年に二個を減じ、そのために組合員數が二二六  
名減少した。出資及び借入金は一九四、四八一パウンド即ち四・九パ  
ーセント増加した。従業員數は二パーセント増加した。賣上高は八・  
二パーセントの減少であつたこれは主として價格の低下に基くので  
ある。

織物生産に従事する組合が、前年の一一に對して一〇、靴製造業が  
一七、金屬製品及び鐵器類製造が三、木工組合が二、建築及び採石業



が五、印刷及び製本が一九、製粉が二、製パン及び製菓組合が一九、洗濯業が三、雑組合が七でこれは一九二九年の統計より二の減少

生産組合成績総括累年比較表

年次	組合数	組合員数	出資及借入金
一九一三年	108	4,663	1,701,033
一九一八年	95	3,753	1,974,479
一九二三年	104	3,786	3,016,044
一九二八年	99	3,940	3,779,299
一九二九年	99	4,027	4,066,338
一九三〇年	97	4,053	4,260,699

I 特殊組合

この標題の下に包含されてゐる一二組合は、他の如何なる部類にも分類し難い色々の種類の業務を営んでゐる。あるものは、農事組合の事業に従事してゐるが、産業組合中央會に加盟することによつて工業的組合運動にも聯結されてゐるのである。

一九三〇年には、此等の組合は二、九三六名の組合員を有つてゐた。即ち一四七名の増加である。出資及び借入金は六〇、五一八パウンド、取引高は二〇〇、五一六パウンド、従業員数は二〇一名で、一三名の減少であつた。その擧げ得た純剰餘金は三、六三二パウンドであつた。

J 産業組合従業員

年次	従業員總數	従業員内譯		賃銀及俸給		小賣組合員對總數の百分比
		生産	配給	生産	配給	
一九三四年	1,483,620	633,375	850,245	3,944,933	5,388,621	4.85
一九三三年	1,477,535	674,483	803,052	4,777,892	5,164,378	4.54
一九三二年	1,543,434	833,644	709,790	5,483,456	5,550,666	4.16
一九三一年	3,900,070	1,739,333	2,160,737	6,799,455	7,549,633	4.06
一九三〇年	3,878,321	1,821,366	2,056,955	6,448,444	7,477,778	4.03
一九二九年	3,574,912	1,777,272	1,797,640	5,551,277	6,333,633	4.01

一般的な業務の逆潮にも拘らず、産業組合従業員数は、次表の如く増加し續けてゐる。

である。

右表の數字は、産業組合業務に従事せる使用人の總數である。従業員總數は三、四パーセントの増加、生産部門の従業員は七パーセント配給部従業員は〇・九パーセントの増加であることが見られるであらう。

第二、一九三一年度以降の情勢

一九二九年世界を襲つた經濟恐慌は、其後逐年激化したが、英國に於ても此の傾向顯著なるものがあつた。これ大戦以後に於ける世界各國が政治、經濟兩方面に於ける國民主義の思想昂揚せられ、國民經濟の自給自足主義を目的とする關稅競争を現出するに至つた。然るに由來自由貿易を以て産業組織の根幹とした英國が對外貿易に於て未曾有の打撃を蒙るに至つたことは怪むに足りない。而して貿易不振に基く國際貸借の悪化、國內産業の無比の衰退、従つて又失業者二百七十萬人に對する政府の失業救済費の膨脹は、國家財政を破綻に瀕せしめた。是れが爲一九三一年八月遂に労働黨内閣は倒れ、保守黨を中心勢力とする所謂非常時聯立内閣を以て代るに至つた。

斯かる財政不安より英國の國際信用失墜は、諸外國の在英資金の引揚を誘致し、遂に滔々たる正貨の流出は停止するところを知らず、爲に英國政府は同年九月十九日金本位制の拋棄を斷行するに至つた。雖も同年十一月には非常輸入法を緊急公布して、諸外國よりの關稅挑戰に對抗策を講じ、茲に一八四六年穀物關稅法撤廢以來の經濟的自由貿易政策を一擲するに至つた。

期かる情勢下にあつて、消費大衆の利益と擁護を目的とする自由主義及英國産業組合運動はこの非常輸入法に反對し、又自國小麥生産

の保護を目的とする歩合制度の排撃に努めた。而して、一方各組合は組合員の獲得、經營の擴充、配給能率の向上に努めた結果一九三一年上半期に於ける全英小賣配給組合の總配給數量は前年度同期に比し相當の増加を示した。其の内増加數量著しきものは砂糖、牛酪、チーズ、ハム、ベーコン、合計二十六萬一千七百パウンド・ウェイトに達し、小麥粉は九萬一千袋の増加である。併しながら消費大衆の購買力の減退、物價の激落は約三百萬磅の減少を見たのは已むを得ない結果とされてゐる。

然しながら、一九三二年に至つて、英蘭卸賣組合の上半期の配給高は三九、九五三、六三〇磅で前年同期に比し遜色を示さざるのみならず、卸賣組合各工場に於て生産され大商品は一一、六一八、四八二磅で前年同期に比して一九〇、二六二磅即一・六%の増加を示すに至つた。産業組合制度による物資の配給機構は英國に於ては増々向上し、パン、乾物、菓子、牛乳、被服、石炭等は國民全消費量の約八分ノ一乃至十分の一に相當する數量が取扱はれてゐる。斯くの如き好轉の兆が、全般的に英國産業及財界の回復を約束するものかどうか多大の疑問ありとするが、前年來の關稅政策の轉換による物價維持、本年オツタワに開かれた英帝國經濟會議の成功、戦債賠償問題の處理に關するローザンヌ會議の決議に光明を認めたとに影響されたこと大であると觀察される。

一九三二年英國産業組合運動に於て、悲しむべきことはホルレス・ブランケット卿の長逝である。氏はアイルランドは勿論、全英國に互る農事産業組合の開拓者、指導者として七十八年間生涯を捧げ

又一九一九年にロンドンにホールレス・フランケット財團を創設して産業組合原則に農工業組合経営法に關する組織的研究に貢献したのである。

二、フランス

フランスの消費組合運動は消費組合全國聯合會によつて代表されてゐるが、その加盟組合は一、三二五を算し、そしてこれは一、五〇〇、〇〇〇戸を下らぬ家族を代表し、これらの家族は約六、〇〇〇の店舗を利用してゐる。

同聯合會は約二九の地域別聯合會を包含し、その中にはアルゼリア、カメルン、コチンチヤイナ、マダガスカル、モロッコ、ニュー・カレドニア、トンキン、チュニスの諸聯合會がある。報告濟各地方聯合會の賣上高合計は、前年の一、九七六、九九五、〇〇〇フランに對して二、一九五、四七三、〇〇〇フランに達した。

なほこの他に、全國聯合會へ屬さない、多くは狭い地方に限られた組合が二、〇〇〇内外あつて、その組合員は約八四〇、〇〇〇名に及ぶ。最後に入手した一九二八年附の報告によれば、配給組合中央機關の数は、二、四四〇であり、その事業高は一、一〇〇、〇〇〇フランと記されてゐた。

一九一八年以後のフランス卸賣組合(M・D・G)の主要數字は、左表の示す通りである。多くの合同が行はれそして組合員數は一九二六年以來、四〇〇、〇〇〇名を増加し、他方、店舗數は七、〇〇〇より八、二〇〇に上つたと算定されてゐる。

フランス卸賣組合事業成績累年比較

年次	加盟組合	賣上高總計	生産年額	使用人數
一九一八年……	六七〇	五九、五〇、〇〇〇フラン	三、七九、五〇〇	七三
一九一九年……	一、四一五	六四、〇三、九八〇	三、三二、七五二	七五
一九二〇年……	一、五三三	八一、〇〇〇、〇〇〇	三、一三、〇一八	八〇
一九二一年……	一、六〇〇	一〇五、二〇、〇〇〇	三、三、八八七	九八

卸賣組合は多數の生産工場を有してゐるが、その中には三製靴工場、一スリッパ製造所、三果實蔬菜罐詰工場(トマト、豌豆、隠元豆の罐詰)及び一鱈罐詰工場、一チョコレート及びボンボン工場、三コーヒー炒り所、衣服製造及びコロソ香水工場が含まれてゐる。

産業運動の銀行業務機關はフランス産業組合銀行として知られてゐる。これは一九二二年の創立に係り、卸賣組合の銀行部の業務を遂行してゐる。その資本額は二三、五〇〇、〇〇〇フランで、積立金は、六、五〇〇、〇〇〇フラン、預金額二七六、〇〇〇、〇〇〇フランとして一九三〇年度の出納勘定總計は略々一六、〇〇〇、〇〇〇フランであつた。

社會保險は「労働」によつて行はれてゐる。これは労働組合によつて始められ、後で産業組合が参加したものであつて、一五〇、〇〇〇名の加入者を持つてゐる。「共済組合」は傷害及び火災保險證書を發行してゐる。ベルギー保險組合の「社會豫見」はフランスに生命保險の一支店を設けた。

農事組合もフランスには實に盛んで、農業信用中央金庫及び相互組合及び農事組合全國聯合會等があるが、後者の中には生産、製酪、卵、葡萄栽培、打穀、樹脂、電力等の諸組合が包含されてゐる。

一九三二年十月には、フィリップ・ブツシェの提唱に係る、フランス

に於ける最初の生産組合の第百週年記念祭が行はれた。一九三一年一月一日には三四〇の勞働者生産組合があつてその組合員は二二、〇〇〇名、事業高は二二〇、〇〇〇、〇〇〇フランであつた。

最近數ヶ年に互り世界各國に猛威を奮ひし經濟恐慌もフランスに於ては他の歐洲諸國の如き慘禍を蒙らず、從つて産業組合運動に在りても亦比較的順調なる發達を遂げつゝあるは特異の現象と云ふべきである。一九三二年度に至つて各種産業組合は不況を反撥して極めて良好なる成績を擧げてゐる。例へば一九三二年末日を以て終る半ヶ年のフランス卸賣組合(M・D・G)の取引高は三九四、二九一、三七二フランで前年同期に比して九、二六四、三八一フランの増加である又、發展組合(消費組合の地方的聯合組合で全フランス消費組合運動の約三分の一を支配するもの)に於ても一九三二年六月末日を以て終る營業年度の成績によれば、其の總取引金高は七八八、二八八、七二九で前年度に比し三二、六三六、八三四フラン即ち四・五%の増加を示し、拂込資本金高は九五、八八二、〇〇〇フランで前年度に比し一・七四一、〇〇〇フラン二・二%を増加した。

創立以來十三年の歴史を有する巴里に於ける産業組合診療所は一九三二年に於て劃期的發展を遂げた。右の診療所はパリ産業組合中央會と相互扶助協會總聯合との協力が依つて經營せられるものであるが、九月一日に新築中の壯大なる病院が完成した。病院建物中百十二室は一般病室、待合室、診察室に充てられ、四室は眼科、咽喉科、小手術室に當てられ、五十五室は産科室、紫外線、臨牀講義室研究室等に設備されてゐる。此の組合に加入せる二萬五千人の組合員は現代科學の粹を蒐めた設備及第一流の醫家によつて診療を受け

得るのである。又最近數年、組合員の兒童の健康を維持、増進するため海岸又は山間に休養設備をなすため組織された「兒童組合」が非常の發展を見るに至つた。一九三二年延人員にして二十二萬人の兒童を収養したと稱せられてゐる。此の外組合員が週末を利用して休養の小旅行のため「組合ホテル」が組織され、全國六ヶ所にホテルをもつに至つた。同組合の一九三一年度の總収入は百三十六萬四千フラン、純剩餘金六萬九千八百フランに達してゐる。一九三二年世界の産業組合運動は二人の偉大なる人物を喪つた。一人は産業組合の開拓者にして學者たるシャルル・デイド教授であり、他は組合運動の棟梁、國際聯盟勞働局長アルベル・トーマ氏である。シャルル・デイド教授は本年四月八十五歳の高齡を以てパリ自宅に於て終り、アルベル・トーマ氏は五月七日ジュネーブよりフランスに歸還するや突如として長逝したのであつた。

三、ドイツ

ドイツの産業組合はこの國の經濟生活と極めて密接に結合してゐるので、金融恐慌の波の高低は産業組合に對して著しい影響を及ぼさざるを得ないのである。一九三〇年亦、艱難苦難の年であつた。しかしドイツの消費組合運動の地位に關して政府の業務調査委員會によつてなされた公式の調査の結果によると、諸組合は皆にその職前の地位を維持してゐるばかりではなく、更に彼等は多くの場合に於てその賣上高を四倍にすることに成功してゐることが判明した。諸組合の従業員は、一九一三年と較べて、四一乃至三二〇パーセン

トの比率で以て増加し、組合員数は一九二九年の九八パーセント、店舗数は一五乃至三〇〇パーセントを増加した。組合員一人當りの事業高は、戦前では一八乃至七六三マルクの間を彷徨してゐるのであるが、戦後では一四〇乃至七六三マルクに増加した。従つて戦前では、産業組合生産方面に於ける消費組合の事業高はその全事業高の一八乃至三八パーセントに達してゐたが、その比率は現在で二乃至六二パーセントに増加した。ハンブルグの卸賣組合(G.E.G.)は各組合相手の事業高を八〇パーセントだけ増加した。

ドイツ消費組合中央聯合

ハンブルグに本部を有するドイツ消費組合中央聯合は、三、〇一〇、〇〇〇名の組合員を記録してゐるが、これは一九二九年に比べて五八、〇〇〇名の増加であり、而かもそれが不良組合員の淘汰を経ての上の話である。しかし加盟組合数は一九二九年の九八八から九七四に減少した。一、二二二、〇〇〇、〇〇〇といふ事業高は、四パーセントの減少ではあるが、私營食料品商の九乃至一〇パーセントの低落に比ぶれば好成績ともいへる。もつと重大なことは、組合員一人當りの平均事業高が一九二九年の四一五マルクから三九七マルクに下降したといふことである。

消費組合員の貯金の増加額は、一九二九年の七七、〇〇〇、〇〇〇マルク及び一九二八年の九〇、〇〇〇、〇〇〇マルクに對して、一九三〇年には僅か三二、〇〇〇、〇〇〇だけであつた。運轉資本は一九三〇年中に入パーセント増加し、組合員の出資金は一九二九年の六一、一〇〇、〇〇〇マルクから一九三〇年の六七、三〇〇、〇〇〇

一九三〇年の純剰餘金は、一九二九年の四、九四六、三六九マルクに對して、四、三六〇、八一二マルクに達した。積立金は總額二一、七八〇、九八三マルクに及び、四、二〇五、五〇一マルクの増加であつた。

ドイツ卸賣組合の一九二八—一九三〇年の統計

年次	組合數	卸賣組合ノ事業高	卸賣組合ノ生産高
		金マルク	金マルク
一九二八年	六六九	七五、〇六八、九三三	一三、一九五、六五五
一九二九年	一、〇四九	七三、三三三、七九六	一一、三三六、三二六
一九二八年	八八二	四四、七七一、六六四	一〇、七〇〇、五八二
一九二九年	九九九	五〇、三九八、二三三	一三、八七九、四七〇
一九三〇年	六六九	四九、五三七、四四四	一七、六六九、六七〇

卸賣組合銀行部は諸組合に對する金融中心機關として活動してゐる。一九三〇年の數字は事業高の増加を、即ち一九二九年の三、三七六、四四八、〇〇〇マルクより一九三〇年の三、五六五、九二一マルクへの増加を示してゐる。

卸賣組合(G.E.G.)は食料品並にその他類似商品の生産、諸必需品生産、及び織物・衣服の生産を包括する四〇内外の設備を含む重要な生産事業を有してゐる。第一のグループの中には二二工場が、即ち一生菓子製造工場、一ボンボン及びチヨコレイト工場、四ソーセイジ・ハム工場(オルデンブルグの工場)の如きはヨーロッパ大陸最大のもので、その能力は一日豚一、二〇〇匹である。一魚類加工所、一麥芽コーヒー工場、一繭・蠟詰工場(豌豆、隠元豆、果實マーマレ

〇マルクに増加した。諸組合の積立金は一九二九年の六一、五〇〇、〇〇〇マルクから一九三〇年の六四、八〇〇、〇〇〇マルクとなつた。事業高に對する出資金の割合は四・九二パーセントより五・五五パーセントに増加し、事業高に對する積立金の割合は四・九五パーセントから五・三五パーセントに増加し、事業高に對する運轉資本の割合は僅かに一一パーセントであつた。

ドイツ卸賣組合の報告數字は、一九二九年に比ぶればその貨幣價値に於て一・二二パーセントの減少となつてゐるが、しかし消費組合の事業高に對するG.E.G.の事業高の關係は一九二九年のそれと比べて斷然改善され四〇・三六パーセントから四〇・八六パーセントに増加してゐる。これは僅か〇・五パーセントの増加に過ぎないが、それにも拘はらず、各組合のその卸賣組合に對する誠意の増大を示すものに外ならないのである。G.E.G.自身の生産は一九二九年に比べて一・〇九パーセントの増加を示した。

過去幾年間に亘るドイツ卸賣組合の目覚ましき進歩を示す左の附表は、最も喜ぶべき事態を示すものであり、そして戦争直後の幾年間かの數字、即ちこの受難時代の悼まし、經濟條件のために卸賣組合が陥つてゐた窮境を雄辯に立證するこの數字に比べると、實に陸離たる光りを放つものである。この受難時代の次に來た明白なる進展は、事業高の増加、即ち一九二四年の一三六・二パーセント、一九二五年の三五・四パーセント、一九二六年の二八・九パーセント、一九二七年の二六・八パーセント、一九二八年の一九・一パーセント、一九二九年の一二・八三パーセントの増加によつて示されてゐる。しかし今や一九三〇年は一・二二パーセントの減少となつてゐる。

一、果汁の罐・蠟詰)、一調味品工場、一芥子工場、六葉巻煙草工場、三煙草工場、一卷煙草工場、一製粉工場がある。第二のグループ中には、入工場が、即ち二石礮工場、一化學雜種品工場(靴クリム等々)、二マツチ工場、一ブラツシ工場、一家具工場、一製材製函工場がある。第三のグループ中には、五工場が、即ち二紙布工場(ベッド・カヴァー、タオル地、フランネル、フラスチアン織、シート地、シャツ地等の生産)、二レディーモード雜貨工場(エプロン、ブルーズ、シャツ、ニットカーポツカー、ツボン等)、一衣服工場がある。卸賣組合はまた二つの大きな生産工場共同出資者であるが、この二つの中の一は衣服工場で、卸賣組合はその資本の十分の九を所有してをり、他の一はチーズ製造工場で、卸賣組合はその資本の半分を所有してゐる。卸賣組合は又一農場の持主でもある。

組合運動の保險事業は二つの組織によつて營まれてゐる。——即ち生命保險は一九二二年の創立に係る民衆共濟勞働組合産業組合保險株式會社により、また火災保險は「アイゲンヒルフェ」火災保險株式會社によつて營まれてゐるのである。一九三〇年には、總保險料收入は合計二二六、二五五、七九六マルクで、その剰餘金は二二、〇三八、一一八マルクであつた。そして生命保險料收入は一〇、五七三、四〇〇マルクで、その剰餘金は、一、〇五一、八六四マルクであつた。「アイゲンヒルフェ」火災保險株式會社(その首腦部の顔振れは共濟生命保險會社のそれと略々同一である)は、一九二六年七月に業務を開始したのである。一九三〇年度の火災保險料收入は二、四二六、九八四マルクに達し、強盜保險のそれは一九五、七六〇マルクに達した。

ドイツ消費組合全國聯合

もう一つ、ケルン市に本部を有するドイツ消費組合全國聯合といふがある。一九二九年には、その加盟組合数が二七六から二七三に減少し、一方組合員總計が七八六、七五八名から七六四、九六〇名に低落した。二一、七九八名といふ組合数の減少は、組合員にして組合を利用せざるものを總て除名した結果である。一九三〇年の事業高は、二〇一、八三三、〇九六マルクより二〇〇、九五三、九九六に下つた。これは價格が一四パーセントだけ下落したことによるのである。

この全國聯合の加盟組合は『ゲバツグ』卸賣組合から供給を受けてゐるが、後者は一九三〇年の事業高合計七四、一四四、五三七マルクと報告してゐる。即ち一九二九年より二・二二パーセントの増加である。卸賣組合の生産事業の中には石鹼工場、ソーセイジ製造所、一葉巻煙草工場、一葉菓子工場、コーヒー炒り工場、一印刷工場が包含されてゐる。

ドイツに於ける産業組合は一切合財で、一九三一年一月一日には、あらゆる種類の五二、八〇四個組合によつて代表されてゐた。そこには二二、一六〇の都市及び農村信用組合、一、七七〇の手工業組合、一、七二七の消費組合、一、二七四の商人の供給購買組合、五五八の生産組合一六四の労働者生産組合、四、〇六五の建築組合、一八、七三六の農事組合(但し信用部なし)があつた。

四、イタリー

農業機械、農具を取扱つてゐる。なほ、三、二二四の産業組合製酪場があり、その組合員は二五〇、〇〇〇名で、その取扱牛乳量是一年に三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇瓶である。事業高年額は六四〇〇、〇〇〇リラに達した。葡萄酒栽培者組合は一八で、その組合員は一〇、二四八名、葡萄酒年産額合計一、二〇〇、〇〇〇ヘクトリツトルである。生絲組合は二二〇で、その組合員は五〇、〇〇〇名、その年産額は七、三〇〇、〇〇〇瓶以上に達する。農業労働者組合中央會は四一四組合と七五、二五九名の組合員とを擁し、組合員の耕地面積は三四、九八六ヘクタール、その所有地は三〇、八四一、七五四リラと評價されてゐる。家畜保險組合全國聯合會は二一八個の加盟組合を有してゐる。

生産組合全國聯合會は一、一四六組合と一〇七、〇〇〇名の組合員とを擁し、これらの組合の資金は一三〇、〇〇〇、〇〇〇リラと見積られてゐる。此等の組合は、年額一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇リラ以上の仕事をやつてゐる。ファシスト運輸組合中央會は二八〇組合から成り、これらの組合は五五二臺の自動車と、二七八臺のバス、一六臺のトラック、四四臺のオートバイ四五臺の自動リヤカー、二五臺の電車、一八臺の雞種モーター車を所有してゐる。最近の創立に係る手工業組合全國聯合會は、約一〇、〇〇〇名の組合員を有する八〇組合より成つてゐる。

五、スイス

スイスの配給組合は一般的に就て、スイス消費組合中央會(略稱V・S・K)に加盟してゐる。V・S・Kはその傘下に二、二二九ヶ所

國庫の補助金を受ける保險組合、信用組合建築組合を除く一切の産業組合はイタリーの産業組合中央會に加盟せねばならない。國王と首相との署名ある一勅令によつて、産業組合企業とこれに類似の雇傭者及び被傭者社團組織の企業との間の關係が決定されてゐる。後者の代表者は産業組合企業の理事會の成員でなければならぬが、しかしそれは産業組合及び右社團企業双方に關係ある問題に限り、理事會の決議に參與する権利を持つことになつてゐる。中央會の理事會はまた、右社團の代表者並に農村銀行全國聯合會及び産業組合及び庶民銀行全國聯合會の代表をも包含することになつてゐる。

最近の公の數字によれば、イタリーの消費組合運動は三、三二九組合を包含し、その組合員約九〇〇、〇〇〇名、賣上年額總計一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇リラを算する。運動の盛んなのは、殆んど全部、北部イタリー及びタスカニーである。中央イタリー及び島嶼地方では、組合はやつと一〇〇以上を數へるに過ぎない。イタリー消費組合運動の卸賣組合—即ちイタリー消費組合仕入中央會—の一九三〇年の事業高は七三、四八三、三七七リラに達したが、これはその一九二八年の事業高の二倍以上であり、その一九二九年の事業高より五、〇〇〇、〇〇〇リラ多かつた。同組合の剰餘金は、二五、三三七リラに達した。約三〇〇の組合が、一九三〇年にE・C・A(イタリー消費組合仕入中央會)に加盟してゐた。

農事組合運動は四〇〇の農事供給組合から成り、その組合員は五〇〇、〇〇〇名、出資金總計八〇、〇〇〇、〇〇〇リラ、事業高年額約一、五〇〇、〇〇〇リラであつた。これらの組合は肥料、種子、の配給中樞機關を有し、そこには八、〇六六名の従業員が使用されてゐる。

一九三〇年には二二、〇七七、二〇四フランの純益が記録され、一七、五六八、七三〇フランが配當として支拂はれた。中央會のバランスシート總額は前年度の一八、七二七、九〇八フランに對して、一九、〇五九、五一三フランとなつて居た。出資金は五、六五九、〇〇〇フランに對して五、七一〇、〇〇〇となり積立金は六、〇〇〇、〇〇〇フランに對して六、五〇〇、〇〇〇フランとなつてゐた。機械、家具、自動車、等々は僅かに一フランとして帳簿面に計上されてゐる。スイス中央會の過去十三年間に於ける發展は、左の通りである。

年次	加盟組合數	組合員總數	各組合賣 上高總計	卸賣事業高
一九一八年	四六一	四三、五九六	三九、〇二四、九六三	二九、七九、七六六
一九一九年	四七六	四四、五四六	三九、一六二、八五四	二九、四一、八七七
一九二〇年	四九三	四六、四四〇	三九、八五七、四六一	二九、〇三六、六六八
一九二一年	五〇五	四七、八七三	三九、四三三、二六四	二八、四九六、六六六
一九二八年	五二六	五〇、九七三	三九、〇〇〇、〇〇〇	二九、四四〇、二四六
一九二九年	五二八	五〇、五〇七	三九、六九八、六〇五	二九、五八〇、六三三
一九三〇年	五三三	五一、六二六	三九、八八一、八二二	二九、五七四、九九八

中央會の工業企業の中には印刷・製本、コーヒー炒り、藥味料の調合、ラードの精製、パン種及びプリン粉生産、玉蜀黍製粉、木工業及び製糖業が含まれてゐる。中央會は八ヶ所の農場を所有し、その一の中に、中央會は休日ホームを持つてゐる。